筑波大学附属病院再開発に係る施設整備等事業

入札説明書等に関する質問回答書

平成１９年１１月３０日

国立大学法人　筑波大学

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
1	入札説明書	11	9						入札説明書以外の資料に関する質疑と回答は、1回のやり取りしかございません。回答に対して更に質疑が発生することも考えられますが、その場合は再度文書による質疑が可能でしょうか。その際、質問内容及び回答は公開しても構いません。	文書による質疑と回答は、必要に応じて実施する予定です。
2	入札説明書	11	9						入札説明書等に関する質問・意見・提案及び回答で、質問等は第２回の平成１９年１０月３１日で終わりとなりますが、今後も行われる応募社別説明会に関するもの、閲覧資料に関するもの、今後開示される資料に関するもの等あり、今後それを起因としたさらなる要求水準書等に対する質疑が必要な場合が考えられます。質疑書の提出及び回答の機会を今後も与えて頂けるようお願い致します。	No1を参照ください。
3	入札説明書		別添資料6	維持管理	施設損傷リスク				万一、事業者の責めに帰すべき事由により貴大学の所有する本件病院施設等を損傷させた場合は、まず大学が付保されている国立大学法人総合損害保険等により損失を補償し、なお不足する損害・増加費用につき事業者に対して損害賠償請求を行うという考え方で宜しいでしょうか。	事業者の責めに帰すべき事由により大学の所有する本件病院施設等が損傷した場合は、国立大学法人総合損害保険等による損失の補償は行わず、事業者の責にて損害賠償していただく考えです。
4	入札説明書		別添資料6	維持管理	施設損傷リスク				病院に設置される高額の医療機器に係る損害についても国立大学法人総合損害保険等大学が付保する保険によってカバーされるという認識で宜しいでしょうか。	事業者の責めに帰すべき事由による場合は、国立大学法人総合損害保険等による損失の補償は行わず、事業者の責にて損害賠償していただく考えです。
5	要求水準書	全般							各業務の業務区分表には、業務主体として病院と事業者の区別が記載されていますが、事業開始後のPFI事業範囲の業務に対する大学側職員の実施体制（各業務の対応組織や人数、常駐または非常駐、専任、兼務の区別等）を、現状の各業務の実施体制との比較が分かる様にご教示ください。	現状の実施体制については配置人員表を参考としてください。運営開始後は病院の事由や事業者提案により変更となる可能性があります。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
6	要求水準書	全般							平成19年8月10日公表の「要求水準書（案）に関する質問回答書」回答No500では、「常時配置」の考え方について、「業務日・業務時間ずっと一律の配置体制、配置規模を求めるものではなく、要求水準の達成に支障がなければ柔軟なアイディアを拒むものではありません」とのご回答を頂いておりますが、この場合、例えば、ある場所に従事者を1名配置しており、その従事者が昼休憩等で一時的に不在となることは要求水準未達となるのでしょうか？ 業務によって、認められるもの認められないものがある場合は、業務毎にその可否をご教示下さい。	業務毎に「従事者が昼休憩等で一時的に不在になることが認められない」等、ご質問の内容に当たる設定は考えておりません。 従事者が昼休憩等で一時的に不在になることが要求水準未達ではありませんが、結果的に要求水準未達になる可能性があることに留意してください。
7	要求水準書	2	1	(4)	2)	カ			「病院管理・運営システムの統合的アウトソーシングの導入による業務の効率化」とありますが、SPC職員ならびに協力企業職員の利用可能な供用施設の範囲をご教示ください。また、現在は大学職員のみ利用可能と認識しております「ゆりのき保育所」のSPC職員ならびに協力企業職員の利用はいかがお考えでしょうか。ご教示ください。	大学は事業者と良好なパートナーシップを形成し、本事業を遂行する必要があると考えており、病院職員が利用できる供用施設については事業者にも病院職員同様に利用できるようにする方針です。しかしながら、現状では学内規定等により利用不可な施設等も考えられることから、今後、学内規定の改定も視野に入れた検討を行います。ゆりのき保育所についても同様の考えです。
8	要求水準書	3	1	(4)	2)	カ			「密度の高い入院診療を安全かつ効率的に行うために必要となる人的資源の確保」とありますが、将来的に看護師や看護補助の確保を意味しているとの理解で宜しいでしょうか。ご教示ください。	ご質問の内容のみではありませんが、将来的な看護師や看護補助の確保も含まれます。
9	要求水準書	6	第1章	2	(3)				業務区分表について、事業者からみてもう少し細分化してご提案したほうが良いと思われる場合、お示し頂いた区分に加筆修正させて頂くことは可能でしょうか。	業務区分表の加筆修正は不可とします。
10	要求水準書	7	第1章	3	(1)	2)	イ	a (a)	平成19年8月10日公表の「要求水準書（案）に関する質問回答書」回答No4では、「個人情報保護に関するガイドライン」については入札公告後に頒布頂けるとのご回答を頂いておりますが、その時期はいつ頃になる予定でしょうか？	参加表明した応募者に対して閲覧を可能としますのでご参照ください。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
11	要求水準書	7	3	(1)	1)	ア	b		「従事者を変更する場合は～後任者を通知～」とありますが、発注者が従事者の配置・人選等の人事管理へ介在することを避けるため、あくまでも施設のセキュリティ管理上の目的で通知するとの理解で宜しいでしょうか。	当該規定は、セキュリティ管理上の目的だけでなく、きちんとした引継ぎが確保され、急な担当者交代によるサービスレベルの低下が起こらないよう病院として最低限必要な期間を示したもので、これが適切に機能していることを確認するために通知をお願いしています。不要に人事管理へ介入する意図はありません。
12	要求水準書	7	3	(1)	1)	ア			本条で規定する「各業務を統括する責任者」と、事業契約第51条に規定する「各業務責任者」は同義との理解で宜しいでしょうか。違う場合は、その相違についてご教示下さい。	本条で規定する「各業務を統括する責任者」と、事業契約書（案）第51条に規定する「各業務責任者」の定義は異なります。事業契約第51条に規定する「各業務責任者」を「個別業務の責任者」に訂正します。
13	要求水準書	7	3	(1)	1)	ア			病院運営支援業務を第三者への委託によって実施する場合、本条で規定する「各業務を統括する責任者」とは、各委託業者の責任者が担当できるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
14	要求水準書	7	3	(1)	1)	ア			本条で規定する「各業務を統括する責任者」は、統括マネジメントチームから選任する必要はないとの理解で宜しいでしょうか。	本条で規定する「各業務を統括する責任者」は、統括マネジメントチームから選任してください。
15	要求水準書	9	3	(1)	2)	オ			従事者の健康状態の把握及び健康管理については、現段階で想定される予防接種を対象として考えますが、今後、予測不可能な疾患の予防接種についての費用は別途 請求できますか。ご教示ください。	事業者負担とします。
16	要求水準書	10	第1章	3	(1)	2)	ｶ	b	「従事者の氏名、年齢、性別等を病院に届け出なければならない」とありますが、年齢・性別等について、個人情報保護法の観点から届出の内容についてご相談させていただくことは可能でしょうか。	可能です。
17	要求水準書	10	3	(1)	2)	カ	a	(e)	「事業者は～氏名、年齢、性別等を病院に～」とありますが、発注者が従事者の人選等の人事管理へ介在をさけるためセキュリティ目的に限定して直前に通知するとの理解で宜しいでしょうか。	No11を参照ください。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
18	要求水準書	10	3	(1)	2)	カ			モニタリングの報告の方法、様式等について 何か制約や要求が発生しますでしょうか。ご教示ください。（ 例：病院書式、データの形式等）	現時点においては報告書の書式等について特に規定はしていませんが、協議のうえ決定する予定です。
19	要求水準書	10	3	(1)	2)	カ	(a) (b)		立体駐車場維持管理等業務は、平成21年4月から開始ですが、要求水準書では業務計画書と費用計画書の提出は前年10月末となります。しかし、事業契約締結が平成20年12月ですので各計画書提出は締結後として宜しいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。
20	要求水準書	11	第1章	3	(1)	3)	ア	c	「関連諸室内の整理整頓を行い、病院職員が働きやすい環境を保つ」とありますが、ここに示された「関連諸室」の定義と範囲をお示しください。その範囲が事業者提案となる場合には事業者が立ち入れない（環境整備をすることの出来ない）場所をお示しください。	本事業の業務に関連する全ての室の整理整頓をお願いしているものです。
21	要求水準書	11	3	(1)	3)	イ	a	(c)	「一体のチームとして～」とありますが、職員との混在で業務を行うことを前提とするのではなく、同じ価値を共有しながらそれぞれの責任者の指揮の下活動すると考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
22	要求水準書	12	3	(3)	業務区分表				患者や職員の過失等でSPC事業範囲内の機器設備が破損・欠損した場合は、修繕費は病院側の負担と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
23	要求水準書	12	3	(2)	事業者の業務管理	業務記録			「業務分担・職員配置表」の作成とありますが、これは配置・人選等、人事管理への介在ではなく、あくまでも、業務体制の作成・通知と理解して宜しいでしょうか。また、「職員」とは事業者の従事者と理解して宜しいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。
24	要求水準書	12	3	(1)	3)	エ			環境変化への対応、技術革新等 とあります。事業範囲の業務に関わる物で、現在ではまだ未知で非常に高額な新技術装置等が登場し導入が望まれるような場合は、事業契約書（案）第88条 業務要求水準書又は業務範囲の変更 が適用されると考えればよいでしょうか。ご教示ください。	環境変化への対応、技術革新等については、事業者の判断で事業契約の範囲内で対応可能なものもあると考えますが、高額な新技術装置等の導入等については大学側にて検討を行い導入の必要性がある場合については事業者と協議を行い導入の可否を判断します。検討の結果、導入することとなれば、事業契約書（案）第88条に該当すると考えています。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
25	要求水準書	13	3	(3)	被服費				被服費「～名札など」は事業者負担となっていますが、P10を拝見するかぎりでは「事業者は氏名等を表記したIDカードを常時携帯表示すること」とあります。名札とIDカードは同様のものと理解して宜しいでしょうか。また、大学指定の名札を受託者が購入すると理解して宜しいでしょうか。ご教示ください。	応募者の提案に委ねます。
26	要求水準書	13	3	(3)	費用負担区分表				各業務で使用する水道光熱費は大学側負担となっていますが、各種設備機器の燃料費（点検及び運転によるもの）も水道光熱費に含まれるのでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。
27	要求水準書	15	1	(2)	1)	ア			立体駐車場維持管理等業務は、平成21年4月から開始ですが、365日24時間対応可能なヘルプデスクを設置し、運営することになります。また施設維持管理業務責任者を専任で配置することになりますが、平成24年4月の開院までの3年間の体制の事業者提案を受け入れていただける余地があるか、ご教示ください。	応募者の提案に委ねます。
28	要求水準書	15	1	(1)	2)	g			本事業に存在する数々の技術的・組織的なインターフェイスのマネジメントとは、例えば、技術的な事で言えば、医療情報システムにおける接続に関しても含まれるのでしょうか。病院側業務も多数存在すると思われます。詳細についてご教示ください。	技術的なインターフェイスとは、事業者持ち込みのシステムと医療情報システムのインターフェイスを指します。組織的なインターフェイスとは、例えば、病棟クラークは看護師等と協働で業務を実施することから、病院側の業務とSPC側の病棟クラーク業務に発生するインターフェイスリスクなどがあります。
29	要求水準書	16	第1章	1	(2)	1)	ｳ	(a) c	「個別業務（施設整備業務、病院運営支援業務、施設維持管理業務等）の責任者は病院内に専任で配置」とありますが、サービスレベルを達成するために、専任の責任者が常駐する必要があるか否かは事業者判断という解釈でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。応募者の提案に委ねます。
30	要求水準書	16	第1章	1	(2)	1)	ｳ	(a) e	統括マネジメントチームの一員を協力会社所属の者が担う場合」とありますが、ここにいう「協力会社」とは“任意”協力企業のことでしょうか。“マネジメント”協力企業も含むのでしょうか。	マネジメント協力企業、施設整備協力企業、任意協力企業全てを含みます。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
31	要求水準書	17	第1章	1	(2)	3)	イ	a (b)	「統括責任者及び個別業務の責任者は、病院が求めた場合は、病院が主催する各種委員会及び会議等に出席」とありますが、現状開催されている会議名とその頻度、開催時間、出席者をお示しください。	病院で開催されている各種会議等については、参加表明した応募者に対して本質問回答と同時に頒布しています。
32	要求水準書	18	第2章	1	(2)	3)	イ	f	セントラルキッチン及び生涯教育検査ラボの計画の進捗状況と、想定されているそれぞれの業務の業務範囲をご教示下さい。	業務の範囲等はそれぞれ後日公表する予定です。
33	要求水準書	19	1	(4)					事業者は ”統括マネジメントにかかる 全ての費用”を負担 とあります。何かを共催する場合にも会議費やその際の飲食費、外部からの招聘等旅費、諸謝金などもこの中に入りますか。ご教示ください。	SPCと大学で共催する場合については、協議のうえ費用負担等を決定することになります。
34	要求水準書	21	第3章	1	(2)	3)	ア	d (b)	既存の委託業者に対する、事業者又は事業者の協力企業への円滑な業務の引継ぎの指導・監督は、大学により適切に行われるとの理解で宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。
35	要求水準書	22	1	(3)					業務区分表の「移行に関する準備組織の事務局業務」について、大学側の移行準備組織が複数ある場合、それぞれの組織の事務局業務をSPCが行うという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
36	要求水準書	22	1	(3)					業務設計支援のうち、届出等手続き、運用オリエンテーション、運用リハーサルの起案、計画、作成については、全て事業者側になっており、病院側業務の記載はありません。大学側の計画の確認の内容について詳細をご教示ください。	事業者にご提示いただく計画案の内容を確認しながら、運営上の不具合や予算に支障がないかなど確認します。また、病院との協議や院内で検討・準備すべき事項についても実施しますが、そうした必要事項の提示も含めて、実務的な取り回しは基本的に事業者が実施するため、こうした業務区分としています。
37	要求水準書	23	1	(3)					開設・移行実施計画の策定のうち、診療制限詳細計画の策定における起案、検討資料作成について、以前の質問回答では、「診療制限計画は病院として策定します。策定にあたっては事業者が起案し、作成した資料検討に基づいて、病院で検討し、最終判断を行います。」とあり、診療制限は病院で策定と言っておられます。診療制限詳細計画の起案、作成、承認についていずれが正か、ご教示ください。	業務区分表を正としてください。いずれも主旨は同じで、診療制限は診療業務及び経営に大きく影響することから、案及び検討資料の作成は事業者にお願いしますが、それに基づく最終判断は病院として行うということです。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
38	要求水準書	24	1	(4)					費用負担区分の渉外対応等にかかる費用について事業者側となっておりますが、県外、国外を含む通信運搬費、賓客招聘等旅費・宿泊費・諸謝金を指しているのでしょうか。ご教示ください。	基本的に、内覧会等にかかる事務経費とご理解ください。たとえば、備品準備（案内看板等）や貸切バス、臨時雇用スタッフなどにかかる費用、地元情報誌に広告を掲載するのであればその広告料などを想定していますが、具体的には応募者の提案に委ねます。
39	要求水準書	25	1	(1)	1)	オ	オ		前回質問回答において、図面上に記載のないがん診療拠点の配置を文章で説明されていました。今回の図面上でも 記載がありませんが、前回質疑回答から 変更等がありましたら、ご教示ください。また、総合相談部の難病支援センターは、難病支援・相談センターのことでしょうか。	がん診療拠点の配置は別紙4-5-4臨床腫瘍ｾﾝﾀｰ（基本設計説明書　3階平面図総合がん治療ｾﾝﾀｰ）を指します。 総合相談部についてはご理解のとおりです。
40	要求水準書	26	第4章	1	(1)	2)	ｱ ｳ		頒布された「筑波大学附属病院再整備　基本設計」は、要求水準書P26　2)　ｱの通り、再整備基本設計となりますが、ｳで言う「基本設計」はこの再整備基本設計を指すのでしょうか。また、要求水準書と同じ取り扱いで、この再整備基本設計が位置づけられるのでしょうか。加えて、様式集に「基本設計と異なる提案をする場合には、基本設計との比較及び理由を記載」とありますが、どの程度詳細な記述が求められるのでしょうか。	要求水準書P26　2)　ｳの「基本設計」は再整備基本設計を指します。 再整備基本設計は要求水準書と同じ取り扱いではなく、要求水準を充足する１つの案として位置付けています。 「基本設計との比較及び理由」は、提案者の考え方を読み取ることができる程度の記述を求めます。
41	要求水準書	42	1	(1)	4)	キ	(a)	(b)	新棟の新設に伴い先行して施設整備(外構整備)が実施される、外来アプローチ整備部分、緊急アプローチ整備部分、ロータリー・車路の整備部分の施設維持管理業務の開始日は平成24年4月で宜しいでしょうか。ご教示ください。	新棟の新設に伴い先行して実施される施設整備(外構整備)については、平成21年4月より維持管理業務が開始されるものとご理解ください。
42	要求水準書	50	3	(1)	2)	ウ	d	(i)	完成予想透視図のカット数が記載されていますが、これらのカット数は厳守と考えて宜しいでしょうか。ご教示下さい。	ご理解のとおりです。
43	要求水準書	50	3	(1)	2)	ウ	f		P50～51で記述されている仕様については同等の機能を発揮できる場合は各仕様書と異なるものを採用することは可能でしょうか。ご教示下さい。	要求水準書の基準を使用してください。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
44	要求水準書	60	第4章	3	(2)	2)	ｱ	(ｵ) e (b)	既存B棟と新B棟の接続について、要求水準として「5階から9階までは・・渡り廊下によって2箇所接続し、10階及び11階は1箇所接続する」とありますが、接続階及び箇所数について、病棟間の運営やスタッフの移動上合理的であると示した上で、接続箇所等の変更提案を行った場合、このことが失格要件にならないと判断してよろしいでしょうか。	渡り廊下の２箇所設置を求めている趣旨は、患者とスタッフの動線交錯を極力回避し、機能的で効率的な動線を確保するところにあります。以上を踏まえ、機能等に遜色がない提案が可能であれば失格要件とはなりませんが、著しく機能等が低下する提案は要求水準の未達となる可能性があります。
45	要求水準書	67	3	(2)	2)	ア	(キ)	g	「手術室×12」とあり、要求水準書における8室から4室増えております。同時に床面積も増築となっており、コスト的にいえば億単位の増加が見込まれかと思われます。その点について、ご配慮されるものと考えて宜しいでしょうか。ご教示下さい。	「要求水準書」は「要求水準書（案）」ではないでしょうか。「要求水準書（案）」と読み替えた上で、ご理解のとおりです。
46	要求水準書	69	第4章	3	(2)	2)	ｱ	(ｷ) l	SPD部門について「運営方針に合わせて自由な提案をおこなうことができる」とありますが、諸室の一部を他階に移動させるなどによって運営上の効果が示された場合、このことが失格要件にならないと判断してよろしいでしょうか。（この場合、将来への更新等、移動先の他部門への悪影響がない計画とすることを前提とします） また、他階に移動することで1階に生まれたスペースを要求水準にはない他の用途に有効活用する提案は可能でしょうか。	部門構成の遵守を求めている趣旨は、病院機能の骨格となる部門構成を現段階で概ね固定し、整備方針を明確にするところにあります。以上を踏まえ、機能等に遜色がない提案であれば可能です。
47	要求水準書	72	3	(2)	2)	ア	(ｿ)	b	利便施設の内装は、事業者の負担で整備する　となっていますが、事業終了時点でこの内装を撤去して原状復旧するのでしょうか。ご教示ください。	事業者の負担で整備した内装等については、大学に引き継ぎます。
48	要求水準書	75	第4章	3	(2)	2)	ｳ		患者呼出システムについては、病院情報システムの中で、大学が別途調達されるという理解で宜しいですか。	ご理解のとおりです。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
49	要求水準書	77	第4章	3	(2)	2)	ｳ		構内情報設備で「配管配線及び情報用アウトレットを設置する」とあります。各室の情報アウトレット個数、情報種別について明示されると考えてよろしいでしょうか。	個数については明示する予定がありません。提案を求めます。 なお、情報種別は次のとおりです。 医療情報（病院内のローカルLAN）：医療に関する場所の全てに設置 インターネットLAN（公衆LAN）：患者用で設置場所は別紙4-6「室条件表」に記載　主に差額病室に設置予定
50	要求水準書	85	第4章	3	(2)	2)	ｶ		安全と搬入利便性の観点から、マニフォールド室を別棟とする提案は可能でしょうか。可能な場合は新B棟の延床面積に計上するものと考えてよろしいでしょうか。	提案することは可能です。 別棟とする場合はその他面積としてください。
51	要求水準書	90	第4章	3	(3)	1)	ｱ		既存棟改修工事の実施設計の見直し業務については①新棟等の設計と既存棟の計画を合致させ、病院機能を一体的に計画するためのものと、②平成２４年４月以降に行う改修工事の着手する時点での変化に対応するためのものとがあるとありますが、特に後者の場合、業務契約書（案）第２６条にある既存棟改修工事の実施設計の見直し業務範囲を越えているものと理解されます。又５年後の業務でその中身も現時点では非常に不透明なものです。その時点での別途契約業務となるとの理解でよろしいでしょうか。	事業契約書（案）第26条の新4項・新5項として次の趣旨の規定を新設します。『４　事業者は、第1項及び第2項に基づき大学に報告した見直し後の完成した既存棟改修工事実施設計につき、既存棟改修工事に着手する[●ヶ月前]までに当該時点での見直しの要否をさらに検討し、検討結果を大学に報告する。　５　前項に定める大学に報告された事業者の検討結果に基づき既存棟改修工事実施設計をさらに見直す場合は、大学は事業者に対して、第29条（設計の変更）第1項の規定に従い本施設の設計変更を求める。』
52	要求水準書	92	第4章	3	(3)	1)	ｱ	（ウ）	遡及を受けない理由として「基準時の面積の1/2以下のため」と記載されていますが、行政庁によっては、最初に建設されたA棟を基準時の面積と規定している場合もあります。計画段階で万が一、つくば市の判断が変わった場合、そのリスクはリスク分担表の「既存棟改修リスク・指示の変化に起因するリスク」として、大学側負担と判断してよろしいでしょうか。	計画は市の判断によっています。行政の判断が変わった場合は大学と事業者の協議により負担方法を決定する予定です。
53	要求水準書	96	3	(3)	2)	a			実施設計の見直し業務は、2回あるとのことですが、各々、内容の見直しに伴う工事費の増減にも対応していただけるとの判断で宜しいでしょうか。	事業契約書（案）第29条等の規定によります。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
54	要求水準書	99	第4章	3	(4)	2)	(ｱ)	e	感染性廃棄物処理設備の設置場所に関して、周辺住民等への配慮を行うとありますが、設置場所については要求水準書にある位置に指定されており、設置にあたる配慮とはその他に具体的にどのようなことを求めているのでしょうか。	感染性廃棄物処理設備における要求水準書別紙中の位置は限定ではありません。今後、提案により配置する場合や住民説明会などで意見が出た場合の対応等を想定しています。
55	要求水準書	100～104	4	3	(4)	(エ)	(オ)	(カ)	医学中央機械室及び共同溝の既存図がありません。貸与お願い致します。（空調・衛生関係一式、医療ｶﾞｽ設備、中央集塵設備、消火設備,電気設備関係一式、建築図一式が記載されている図面）	大学が開示可能な図面等は開示します。
56	要求水準書	100～104	4	3	(4)	(エ)	(オ)	(カ)	医学中央機械室及び共同溝の既存図がありません。貸与お願い致します。（空調・衛生関係一式、医療ｶﾞｽ設備、中央集塵設備、消火設備,電気設備関係一式、建築図一式が記載されている図面）	大学が開示可能な図面等は開示します。
57	要求水準書	101	第4章	3	(4)	2)	(ｳ)		構内交換設備で「医学中央機械室内にＰＢＸを新設（既存システムにに増設）」とあります。既存交換機に回線ユニットを増設しＰＨＳ交換機を新設すると考えてよろしいでしょうか。	PBXについては医療情報以外の情報基盤の中核となってくるものと想定しています。新たな情報基盤としての機能を持ったPBXの新設を求めます。
58	要求水準書	102	4	3	(4)	(エ)			焼却炉設備、既存焼却炉の撤去工事とありますが、既存図がありません。既存図を貸与お願い致します。	大学が開示可能な図面等は開示します。
59	要求水準書	102	4	3	(4)	(エ)			給水設備、災害時の対応にある既存上水受水槽に緊急遮断弁を設置するとありますが、計画書に記載のある既存受水槽300m3×2基のみ設置と考えて宜しいでしょうか。又、その際既存図等の資料貸与お願い致します。	緊急遮断弁の設置についてはご理解のとおりです。 また、大学が開示可能な図面等は開示します。
60	要求水準書	102	4	3	(4)	(エ)			焼却炉設備、既存焼却炉の撤去工事とありますが、既存図がありません。既存図を貸与お願い致します。	No58を参照ください。
61	要求水準書	102	4	3	(4)	(エ)			給水設備、災害時の対応にある既存上水受水槽に緊急遮断弁を設置するとありますが、計画書に記載のある既存受水槽300m3×2基のみ設置と考えて宜しいでしょうか。又、その際既存図等の資料貸与をお願い致します。	No59を参照ください。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
62	要求水準書	103	4	3	(4)	(オ)			基幹整備工事の蒸気配管工事範囲をご教示ください。共同溝内既存管より分岐、各棟導入部壁までと考えて宜しいでしょうか。	サブセンターでの新B棟用の蒸気配管分岐及び新設共同溝内蒸気配管は新B棟工事とします。
63	要求水準書	103	4	3	(4)	(オ)			新B棟への冷水配管を示したｻﾌﾞｾﾝﾀｰからの図面がありません。ｻﾌﾞｾﾝﾀｰ内冷水ﾍｯﾀﾞｰH-1（往）、H-3（還）よりの分岐と考えて宜しいでしょうか。 又、配管ｻｲｽﾞもご教示ください。	分岐位置についてはご理解のとおりです。また、配管サイズについては応募者の提案に委ねます。また、同上工事は新B棟新設工事に含まれるものとします。
64	要求水準書	103	4	3	(4)	(オ)			B棟と同様にA棟への蒸気配管は改修後2Kでの供給と考えて宜しいでしょうか。又、新B棟への蒸気配管ｻｲｽﾞもご教示ください。	前段はご理解のとおりです。 配管サイズについては応募者の提案に委ねます。
65	要求水準書	103	4	3	(4)	(オ)			B棟用の温水配管は、既設の冷温水配管に共同溝内で接続していますが、この既設配管は改修図で示されたﾍｯﾀﾞｰに接続されていません。既設接続ではなくﾍｯﾀﾞｰまで200Aの配管を新設するとして宜しいでしょうか。ご教示ください。	既設冷温水管を温水管として利用する計画とし、既設冷温水ヘッダー（H-5,6）を温水ヘッダーとして転用します。既設配管はH-5及びH-6に接続されていますが、改修実施設計図M－277では割愛しています。
66	要求水準書	103	4	3	(4)	(オ)			医学中央機械室より病院ｻﾌﾞｾﾝﾀｰへの冷水（往・還）300Φを350Φに増径する計画ですが、既存図には350Φと表記してあります。新規配管の切替と考えて宜しいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。
67	要求水準書	103	4	3	(4)	(オ)			中央監視設備は電気工事となっておりますが、自動制御設備の工事範囲が分かる資料をご教示ください。	インターフェイス盤は中央監視設備とし、インターフェイス以降を自動制御設備とします。
68	要求水準書	105	第4章	3	(5)	1)	ｱ	b	指定樹木の移植に関する枯れ保証については、担保が難しいと考えますが、保証についてはないものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
69	要求水準書	106	第4章	3	(5)	2)	ｲ	b	外来アプローチの整備で、立体駐車場からのアーケード及び庇を新設とありますが、立体駐車場からのアーケード（庇）の一部については立体駐車場側の工事であり今回業務範囲外となりますが、正面玄関廻りの意匠を統一するために、現在予定しているアーケード（庇）の仕様をご教示下さい。	立体駐車場からのアーケード（庇）の事業範囲は、要求水準書の変更を予定しております。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
70	要求水準書	118	1	(2)	3)	ア			経営支援業務で重要な役割を果たす、ＨＯＭＡＳについて、より理解を深めるため、説明会と、システムの見学を実施いただくことは可能でしょうか。	システムに関する説明の機会を設けることを検討します。
71	要求水準書	120	第5章	1	(3)				「PFI事業情報の広報戦略」について、想定している広報内容とその目的、広報対象者をご教示下さい。再開発全体や附属病院ではなく、PFI事業に限定した広報戦略との理解でよろしいでしょうか。	当該業務は「成長するPFI」を念頭においたもので、事業者との協働による成果や新しい取り組みなどを、地域や他大学関係者を始めとして社会に広くPRすることを目的とします。 実務的には、一般管理支援業務などと連携して、開設準備・移行支援業務の「広報活動」の発展形になるかと想定しております。 なお、この主旨において再開発全体や病院とは明確な分離はできないと考えます。
72	要求水準書	120	第5章	1	(3)				「コンサルティング業務」における「マーケティング活動支援」の「院外及び院内プロモーション支援」業務の違いについてご教示下さい。	「院内」・「院外」では、対象となる内容や方法、ニーズも異なるものと考えます。
73	要求水準書	122	第5章	2					クラーク業務に関して、人員配置状況等の委託状況についてご教示ください。	現在、病棟クラークに該当する業務は、委託ではなく看護助手が兼務しております。外来クラーク及び中央診療クラークは、医療事務の一貫として委託しておりますが、一部非常勤職員が対応しています。 ＰＦＩ事業範囲としての想定人数は参加表明した応募者に対して本質問回答と同時に頒布します。
74	要求水準書	122	第5章	2	(2)	1)	ｱ	a (a)	病棟クラークの業務時間が午前７時から午後７時までとなっていますが、その設定根拠をご教示ください。	病棟クラーク業務については、要求水準書を午前8時30分から午後5時15分までに修正します。
75	要求水準書	122	第5章	2	(2)	1)	ｱ	a (a)	病棟クラークの業務時間が午前７時から午後７時までとなっていますが、スタッフ確保の観点から障害となる部分と考えます。またこの時間設定であれば、交代制の運用を視野に入れたマネジメント体制構築が必要であり、スタッフ効率化からも障害となります。業務時間について見直しをお願いいたします。	No74を参照ください。
76	要求水準書	122	2	(2)	1)	ア	a		外来クラーク業務、中央診療クラーク業務の業務時間「午後5時15分」と記載されています。午後5時以降の15分間を想定された事情は、どのようなものでしょうか。ご教示ください。	現状における病院の通常の業務時間が午後5時15分であるため、それにあわせたものです。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
77	要求水準書	122	2	(2)	1)	ア	a (a)		業務日及び勤務時間として病棟クラーク業務「午前7時00分から午後7時00分まで」とあります。労働基準法では1日の労働時間は8時間とされていますが、この業務については前提として複数の従事者でローテーションをすることを想定していると考えて宜しいでしょうか。ご教示ください。	No74を参照ください。
78	要求水準書	122	2	(2)	1)	ア	a (a)		「午前10時00分から午後4時00分を除く時間帯の配置場所に留意すること」についてP123※1に「ただし～各フロアで良い」とありますが、他の時間帯との業務内容の違いを前提として応募者側でこの時間帯の状況及び、業務内容、各フロアの配置を想定して提案を行うこととして宜しいでしょうか。お考えの業務内容等、特記するものがあればご教示ください。	業務時間の変更（No.74）に伴い、病棟クラークは全ての病棟で午前8時30分から午後5時15分まで配置をお願いします。（要求水準書123頁の但し書は修正します。）
79	要求水準書	122	2	(2)	1)	ア	a	(a)	病棟クラーク業務の午前7時～10時と16時～19時については、どのような業務を想定しているかお教え下さい。 又、各一般病棟のみが、上記時間各フロアー対応で良く、それ以外の病棟クラークは午前7時～午後7時まで病棟毎にクラークを配置すると理解して宜しいでしょうかお教え下さい。	No74、78を参照ください。 なお「一般病棟」は誤解を招きやすいことから、「病棟」へ表記を修正しております。ご留意ください。
80	要求水準書	122	2	(2)	1)	ア	a	(a)	一般病棟の午前10時～午後4時と他の病棟クラークの午前7時～午後7時までの間について勤務者の休憩時間も他の者が対応して埋めなければならないかお教え下さい。	休憩時間中は外しても構いません。ただし、繁忙度を考慮した時間設定や、近接するエリア担当者との休憩時間をずらすなど、ある程度のご配慮はお願いしたいと考えます。 なお、病棟クラークの勤務時間は変更しております。No74を参照ください。 参考として、No6を参照ください。
81	要求水準書	122	2	(2)	1)	イ			病棟クラークについて、配置場所に「新棟救急・放射線エリア」とありますが、新棟救急・放射線エリアにも各病棟のようにクラークを常時配置することを想定しておりますでしょうか。また、その場合、業務内容に記載の業務と大きく異なると想定されますが、内容は応募者側で提案を行って宜しいでしょうか。	「新棟救急・放射線エリア」の業務内容については、要求水準書(3)業務区分表の見直しを行います。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
82	要求水準書	122	2	(1)	2)				病棟クラーク業務、外来クラーク業務、中央放射クラーク業務における、現状の委託状況も含めた病院全体の人員体制、業務日、業務時間等についてご教示ください。 業務量を把握するため、支障がなければ、シフト表等の勤務体制、勤務時間の流れがわかる資料のご開示をご検討ください。	現状の人員体制はNo73を参照下さい。 また、ＰＦＩ事業範囲としての想定人数は参加表明した応募者に対して本質問回答と同時に頒布します。
83	要求水準書	123	第5章	2	(2)	1)	ｲ	a	病棟クラークの配置場所のうち、各病棟での午前１０時～午後４時について「各フロアでよい」から除外されていますが、これは、新B棟をさしているのでしょうか。また、上記時間内を別運用と想定する理由についてご教示ください。	No74、78を参照ください。
84	要求水準書	123	2	(2)	1)	イ	a		※2「病棟クラーク業務の～医療事務業務時間外受付とは別業務である点に留意すること」とありますが、午前7時00分～午後7時00分の業務時間内は新棟救急では病棟クラーク業務のみ行うと理解して宜しいでしょうか。また、その場合、新棟救急の受付や収納業務等の医療事務業務に関しては外来受付が行うと理解して宜しいでしょうか。ご教示ください。	病棟クラークの業務時間については、No74、78を参照ください。 後段の救急の受付・収納について、現状では平日日中は外来受付、夜間休日は時間外受付において医療事務業務として実施しており、再開発後も同様の運用を想定しています。
85	要求水準書	123	2	(2)	1)	ウ	b (b)		「従事者を変更する場合は～後任者を通知～」とありますが、発注者が従事者の配置・人選等の人事管理へ介在することを避けるため、あくまでも施設のセキュリティ管理上の目的で通知すると理解して宜しいでしょうか。	No11を参照ください。
86	要求水準書	123	2	(2)	2)	ア	a		「全てのクラーク業務を実施可能となるように」とありますが、各領域においてそれぞれが業務区分表のその範囲の業務を行えるようになればよいという理解で宜しいでしょうか。	全てのクラーク業務が対象となります。 ただし、当該規定で求めているのは、そうした趣旨に基づいた教育体制です。個々の従事者がクラーク業務の全領域を実施できないことを以て要求水準の未達に直結させるものではないとご理解ください。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
87	要求水準書	124	第5章	2	(2)	3)	ｲ	c (a)	「病院が実施する実習等に誠実に協力すること。」とありますが、ここで要求されている業務内容や実施頻度について具体的な想定がございましたらご教示下さい。	現時点で、具体的な業務として特に想定しているものはありません。 実習生等と接する機会が他業務より比較的多い業務であり、見学者や実習生から病棟内の案内や質問を受けることも想定されますので、業務に支障のない範囲で誠実な対応をお願いしたいと考えております。
88	要求水準書	124	2	(2)	3)	ア	a (a)		搬送・準備・「後片付けなど」とありますが、具体的には業務区分表の範囲の作業を想定して応募者側で提案して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
89	要求水準書	124	2	(2)	3)	ア	a (b)		必要物品の確認・「補充等を」とありますが、現状どのような物品について「補充等」を行っておられますか。	衛生物品、薬品（内服薬を除く）、ＭＥセンター管理機器のうちネブライザー等、事務用品が対象です。 なお、ネブライザー等の機器補充は、搬送された機器を所定の棚に保管するなどの単純作業とご理解下さい。
90	要求水準書	124	2	(2)	3)	ア	a (b)		「請求物品・薬品の棚は必要量が補充され」とありますが、請求物品・薬品の定数管理は診療材料管理・搬送等で行う場合、クラーク業務の範囲外と考えて宜しいでしょうか。	全業務包括でお願いすることが趣旨ですので、他業務従事者によって要求水準が満たされるのであればご理解のとおりです。
91	要求水準書	124	2	(2)	3)	ア	a (d)		情報の伝達・「入力等作業は～」とありますが、具体的には業務区分表の範囲の作業を想定して応募者側で提案して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
92	要求水準書	124	2	(2)	3)	ア	a (g)		「大型連休・年末年始等の患者数の変動にも臨機応変に対応すること。」とありますが、大型連休（GW等）・年末年始の患者数のデータがありましたらご教示ください。	18年度実績では、大型連休（GW等）・年末年始の外来患者数は概ね１日20～40人程度です。 なお、要求水準の記載は、上記休業に伴い前後に患者数が増加しますので、これに臨機応変に対応して頂きたいという趣旨によります。
93	要求水準書	124	2	(2)	3)	ア	a (h)		病院情報システムの「障害発生等により～」とありますが、この要求水準書における業務への対応はクラーク業務の範囲での対応と理解し提案を行って宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
94	要求水準書	124	2	(2)	3)	ア	c (a)		病院が実施する「実習等に～」とありますが、実習の方法等現状で想定可能なものがあればご教示ください。	No87を参照ください。
95	要求水準書	125	第5章	2	(3)				業務内容に「新生児出生時の手続き」とありますが、自治体への提出書類作成等はなく、院内でのＩＤ取得手続きを行う業務との解釈でよろしいですか？	自治体への提出書類作成等ではなく、院内における諸手続きです。例示のＩＤ取得手続きのほか、病児の場合のカルテ作成･入院手続き事務などを指します。
96	要求水準書	125	第5章	2	(3)				「入退院・転出入に関する世話」の業務内容に、「手続き等に伴う書類作成」とありますが、退院時の退院証明書作成以外に想定する作業内容を具体的にご教示ください。	「入退院・転出入に関する世話」の「手続き等に伴う書類作成」は、院内における連絡書類等の作成を指します。 なお、ご指摘の退院証明書作成（およびその支援）は、医療事務業務（業務区分表：各種証明書の対応）に含まれます。
97	要求水準書	125	第5章	2	(3)				「検査・処置等に必要な機械・器具等の準備と後片付け」の業務内容「物品洗浄」について、「現場での一次洗浄は実施しない」と注釈にありますが、では具体的にどのような作業を想定しているかご教示ください。	「物品洗浄」は、現状ではガーグルベース、吸い飲み、薬杯、流動食用注入ボトル、吸入器一式、鑷子・クーパー等の鋼製小物、尿器、尿コップ等について行っています。なお、「廃液びん」はガラス製のサクションびん、蓄尿がめが対象です。このうち、サクションびん、蓄尿がめ、鑷子・クーパー等の鋼製小物、尿器、尿コップはベッドパンウォッシャーで洗浄していますが、その他は薬液に浸した後、流水にて手洗いしています。 このうち、鋼製小物については病棟での洗浄は実施せず、滅菌消毒業務として実施してください。
98	要求水準書	125	第5章	2	(3)				診療記録（カルテ等）の臨時搬送はどの程度発生しているでしょうか？ご教示ください。	主に病棟から外来への搬送であり、現状では最大で1病棟あたり1日5件程度です。
99	要求水準書	125	第5章	2	(3)				「他病院等への書類郵送準備」とありますが、郵送費はどちらの負担となるのでしょうか？事業者負担となる場合、現状の費用をご教示ください。	大学負担となります。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
100	要求水準書	125	2	(3)	病棟クラーク業務	診療に必要な書類の整備・補充、記載			「診療に必要な書類の整備・補充、記載」の「記載」とは診療に直接関わらない範囲と理解して宜しいでしょうか。この場合、病院側からの指示は想定いたしませんがご理解をいただけるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
101	要求水準書	125	2	(3)	病棟クラーク業務	診療に必要な書類の整備・補充・記載			「診療記録（カルテ等）の臨時搬送」とありますが、1日に何件程度の搬送を想定しておりますでしょうか。ご教示ください。	No98を参照ください。
102	要求水準書	125	2	(3)	病棟クラーク業務	診療に必要な書類の整備・補充、記載			病棟のクラーク業務等で行われる「他病院等への書類郵送準備」について、書類郵送準備に関しては切手の貼付までがクラーク業務範囲の範囲と理解して宜しいでしょうか。また、切手代金については病院側の費用負担と考えて宜しいでしょうか。ご教示ください。	切手貼付後、一般管理支援業務と連携し、発送までが事業者の業務となります。郵送費は大学負担です。
103	要求水準書	125	2	(3)	病棟クラーク業務	検査・処置等に必要な機械・器具等の準備と後片付け			病棟クラーク業務について、物品洗浄は事業者が主体となる一方で、※2では一次洗浄は行わないとなっています。そこで、滅菌物の洗浄は滅菌業務で行うと想定した場合、クラーク業務では業務区分表で明示された廃液ビン以外の物品の洗浄は行わないと考えて宜しいでしょうか。	NO97を参照ください。
104	要求水準書	125	2	(3)					外泊・外出、病室変更、診療グループ変更、転出入手続きについては、紙カルテ上は問題ないと思われますが、電子カルテ運用の時は、カルテ記載になると思われますので、業務運用実施については、別途協議をさせて頂けるかご教示ください。	ご指摘のとおり、電子カルテを導入した場合は、事業者側の業務再構築が必要になると認識しております。病院としても協議が必要と考えています。
105	要求水準書	125	2	(3)					病棟クラーク業務で事業者の業務になっている「物品洗浄」及び「廃液ビン」とは、具体的にどのよな業務区分、処理方法を想定しているかご教示ください。	NO97を参照ください。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
106	要求水準書	125	2	(3)					業務区分表の「病棟クラーク業務」「検査・処置等に必要な伝票類の準備と結果報告書の整備」の「検査レポートの整理」については、以前の質問で、カルテへの貼付も含むとの回答が御座いましたが、どのくらいの想定量になるでしょうか。事業者側にて想定したいと思いますので、処置伝票、検査伝票、採血伝票等のオーダー件数等をご教示ください。	情報システムの更新により、現在は検体検査・細菌検査などの検査結果貼付は行っておりません。 カルテには、専門医によるレポートが発生した場合に、ファイリングを行っています。 その他、カルテ整理関連では、入院時に「入院一式」として診療録10枚、各種チェックリスト5枚をインプリントしてファイリングする作業、退院時に所定の順番に従って1冊にファイルし、病歴室に送付する作業があります。 なお、20年4月に更新される新情報システムの運用により変更も想定されますのでご注意下さい。
107	要求水準書	125	2	(3)					救急カート整備は、病院側（看護業務）の業務と理解して宜しいでしょうか。	救急カート整備については、診療材料類管理業務として実施していただきます。
108	要求水準書	125	2	(3)	病棟クラーク業務	受付業務			「患者対応（ナースコール対応含む）」とありますが、ここで言うナースコール対応とは、ナースステーションで受ける患者様からのナースコールを看護師（あるいは必要に応じて医師、コメディカル・スタッフ）へ連絡・取次ぐ業務という理解で宜しいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。ただし、原則としてナースコールは看護師が対応します。当該記載は、状況によって病院・事業者を問わず一次対応をしていただく必要があることからこのような記載をしています。
109	要求水準書	125	2	(3)					病棟クラーク業務の業務区分として、検査・処置等に必要な機械・器具等の準備と片付けとして、吸引道具が病院側業務と記載されています。吸引器のチューブ交換や洗浄等の業務も病院側の看護助手業務範囲に含まれている理解で宜しいかご教示ください。	ご指摘の「吸引道具」は「吸入道具」の誤りでしょうか。 ここでは、吸入に伴う薬液の準備から吸入実施までを病院側業務としているものであり、チューブ交換や洗浄は物品洗浄の一環として事業者側業務となります。
110	要求水準書	125	2	(2)	3)	ウ			「患者満足の確保」とありますが、クレームについての対応フローを応募者側で提案を行っても宜しいでしょうか。また、ケースによっては事業者のみで対応できない場合が想定されますが、その際は病院職員が協働体制をとっていただけると想定して宜しいでしょうか。必要な病院職員との連携があればご教示ください。	建設的なご提案は積極的に受けたいと考えます。 なお、別途参加表明した応募者に対して「患者さまの声」の閲覧を可能としますのでご参照ください。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
111	要求水準書	126	第5章	2	(3)				「一般事務・環境整備」の業務内容「物品の管理」について、「（請求・発注、受領、補充、有効期限管理、収納・整理整頓等）」とありますが、「等」の表現に含まれるその他の業務を具体的にご教示ください。	「等」は請求・発注、受領、補充、有効期限管理、収納・整理整頓に付随して発生する業務とご理解ください。また、事業者の提案内容によりますが、物品管理に関連して他業務との連携上必要な業務があればそれも含みます。
112	要求水準書	126	第5章	2	(3)				「一般事務・環境整備」の業務内容「物品の管理」について、「ＭＥセンター管理機器」の主担当が病院と事業者の双方になっています。複数の主担当を置く設定は混乱を招くと考えられますが、いかがでしょうか。	要求水準書の業務区分表を事業者のみ◎と修正します。
113	要求水準書	125 126	2	(3)					診療記録（カルテ等）の臨時搬送とありますが、どのような場合及び搬送程度についてご教示ください。 更に、指示が医師、看護師等から配置クラークに直接出る仕組みが無い様お考え頂いているかお教え下さい。	前段の臨時搬送の搬送頻度等については、No98を参照ください。 後段については、病院としても事業者が自立的に業務を実施していただくことを求めております。現時点では、事業者による運用マニュアル策定時及び事業者との定期協議時に、業務実施に必要な処理手続きをマニュアル化することにより、医師･看護師等の都度指示とならない仕組みを想定しております。 ただし、診療上、緊急を要する場合、安全性確保のために必要な場合はこの限りではありません。
114	要求水準書	126	2	(3)					病棟・外来クラーク業務の業務区分として、物品の管理内に「包交車整備」が病院側業務と記載されていますが、ここで想定される業務は包交車内の材料等の補充を指す理解で宜しいかご教示ください。	ご理解のとおりです。
115	要求水準書	126	2	(3)	病棟クラーク業務	一般事務・環境整備	書類等の管理		「書類の作成、コピー・配布、保管」とありますが、「書類」とはどのようなものを想定されているのでしょうか。種類・量をご教示ください。 また、病院職員（医師・看護師等）との協議のもと事前に取り決められた書類（内容・数量）の作成、コピー・配布、保管を行うことと理解して宜しいでしょうか。	事業者が取り扱う書類の種類については、事業者決定後、業務仕様書及び運用マニュアル策定時に病院との協議により決定することとなります。 また、書類の内容・数量をあらかじめ取り決めるのではなく、事業者による運用マニュアル策定時及び事業者との定期協議時に、業務実施に必要な処理手続きをマニュアル化することで対応したいと考えます。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
116	要求水準書	126	2	(3)	病棟クラーク業務	一般事務・環境整備	書類等の管理		「郵便物の受領・配布等」とありますが、「等」とは郵便物の受領・配布に付帯する軽微な事項の範囲と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
117	要求水準書	126	2	(3)	病棟クラーク業務	一般事務・環境整備	書類等の管理		「郵便物の受領・配布等」とありますが、郵便物は一度警備で受領されたものを院内搬送が病棟に搬送して、そこで病棟クラークが郵便物を受領する。という流れで理解しております。現状の配送方式との食い違いはありますでしょうか。	現状は、郵便物は大学本部の仕分け室から病院総務課に配送され、総務課で各部署ごとに区分します。病棟宛の郵便物は、総務課から一括して看護部管理室に搬送され、看護部においてメールボックスに保管しておき、各病棟から取りに来る運用となっています。なお、再開発後は院内搬送も事業者の業務ですので、基本的にはどの業務として実施しても構いません。
118	要求水準書	126	2	(3)	病棟クラーク業務	一般事務・環境整備	物品の管理		物品の管理（請求・発注、受領、補充、有効期限管理、収納・整理整頓等）とありますが、診療材料・薬品管理業務で受け取るものと考えております。それゆえクラークによる「発注」として具体的にどのようなものを想定されていますか。ご教示ください。	応募者の提案に委ねます。
119	要求水準書	126	2	(3)	病棟クラーク業務	一般事務・環境整備	物品の管理		「薬品（内服薬を除く）」とありますが、薬剤師の配置は想定しておりませんが、業務に支障が生じることはないと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 「薬品（内服薬を除く）」の内服薬は、事業者のみでの定数管理が困難であることから、薬剤部と看護部が直接連携することを想定しています。
120	要求水準書	126	2	(3)	病棟クラーク業務	一般事務・環境整備	物品の管理		クラーク業務と診療材料類管理業務、薬品管理業務、ＭＥセンター業務、院内搬送業務との業務区分及び業務フローは応募者側の提案と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
121	要求水準書	126	2	(3)	外来クラーク業務	診療科受付			診療科受付の範囲は処置室、中央採血室を含む全ての診療科と拡大して理解して宜しいでしょうか。ご教示ください。	応募者の提案に委ねます。
122	要求水準書	126	2	(3)	外来クラーク業務	一般事務・環境整備	書類等の管理		「書類の作成、コピー・配布、保管」とありますが、病院職員（医師・看護師等）との協議のもと事前に取り決められた書類（内容・数量）の作成、コピー・配布、保管を行うことと理解して宜しいでしょうか。	No115を参照ください。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
123	要求水準書	126	2	(3)	外来クラーク業務	一般事務・環境整備	物品の管理		「薬品（内服薬を除く）」とありますが、薬剤師の配置は想定しておりませんが、業務に支障が生じることはないと理解して宜しいでしょうか。	No119を参照ください。
124	要求水準書	126	2	(3)	外来クラーク業務	一般事務・環境整備	物品の管理		クラーク業務と診療材料類管理業務、薬品管理業務、ＭＥセンター業務、院内搬送業務との業務区分及び業務フローは応募者側の提案と考えて宜しいでしょうか。	No120を参照ください。
125	要求水準書	126	2	(3)	中央診療クラーク業務	受付・案内	検査部		「検査受付（検体受領・前処理含む）」とありますが、前処理とはどのような業務を想定されておられるのでしょうか。ご教示ください。	現状の体制では、前処理として以下の作業を実施しています。 ・血液については必要に応じ遠心分離を行う。 ・尿は院内分/外注分を区分し、必要に応じて尿専用容器に移す。
126	要求水準書	126	2	(3)					病棟クラーク、外来クラーク業務で事業者の業務になっている「薬品」とは、各部署に配置している定数薬品のみの管理業務理解して良いかお教え下さい。	ご理解のとおりです。
127	要求水準書	126	2	(3)					病棟クラーク、外来クラーク業務で事業者の業務になっている「図書の整理・保管」で図書とはどのような物を想定しているかお教え下さい。	スタッフステーション又は各受付内（配置場所）の各種マニュアル類や統計資料、書籍を指します。配置場所に個人デスクがある場合の個人デスクの図書は含みません。
128	要求水準書	126	2	(3)					病棟クラーク、外来クラーク業務で事業者の業務になっている「薬品」とは、各部署に配置している定数薬品のみの管理業務理解して良いかご教示ください	No126を参照ください。
129	要求水準書	126	2	(3)					病棟クラーク、外来クラーク業務で事業者の業務になっている「図書の整理・保管」で図書とはどのような物を想定しているかご教示ください	No127を参照ください。
130	要求水準書	127	第5章	2	(5)	ｱ	(4)		12月19日は12月29日の誤りでしょうか。（薬品管理業務についても同様）誤りでなければ、19日とされている理由をご教示ください。	「19日」を「29日」に訂正します。
131	要求水準書	127	2	(5)	ア	(4)			休業日として、「12月19日から」と記載されていますが、12月29日との誤植という認識で宜しいでしょうか。	No130を参照ください。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
132	要求水準書	127	2	(3)					中央診療クラーク業務の放射線部で業務になっている「予約患者への電話連絡等の予約管理」とは、予約患者様への事前確認のための連絡業務と理解して良いかご教示ください	現状では、次週分のＣＴ、ＭＲ、血管造影、核医学検査について、関係部署への予定表配布および予約患者への電話連絡を行っています。
133	要求水準書	127	2	(3)					中央診療クラーク業務のリハビリテーションで業務になっている「会計処理」とは、具体的にどのよな業務を想定しているかご教示ください	専用伝票（会計）に実施単位等の実績を記入するものです。
134	要求水準書	127	2	(3)	中央診療クラーク業務	受付・案内	リハビリテーション部		「実施件数等の入力・調査資料等の作成」とありますが、等とは実施件数等の入力・調査資料に付帯する軽微な範囲の作業と理解して宜しいでしょうか。想定される作業があるのであれば明示をお願いいたします。	「等」については、ご理解の通りです。 当日分のリハビリ実績を医療システムに入力する作業です。（患者数で30名程度） 調査資料の作成は、これに基づく集計作業ですが軽微なものです。
135	要求水準書	127	2	(3)	中央診療クラーク業務	受付・案内	リハビリテーション部		「リハビリ器材の貸出管理」とありますが、業務内容としては、保証金の発生などにともなう保証金の管理は不要と考え、アリバイ管理のみと考えて宜しいでしょうか。保証金などの現金は病棟クラークが取り扱うことを想定しておられますでしょうかご教示ください。また金融機関などへの搬送は含まれないと理解して宜しいでしょうか。	保証金は発生しないため、業務内容はご理解のとおりです。
136	要求水準書	127	2	(3)	中央診療クラーク業務	物品の請求・受領・補充・収納・整理等			「診療材料・備消耗品」とありますが、診療材料管理業務の範囲を想定すれば宜しいでしょうか。この場合クラーク業務は発生しないと考えて宜しいでしょうか。	当該業務のうち補充・収納は、定数管理品以外にも、臨時請求した物品の再配も含みます。
137	要求水準書	127	2	(3)					中央診療クラーク業務の放射線部で業務になっている「予約患者への電話連絡等の予約管理」とは、予約患者様への事前確認のための連絡業務と理解して良いかお教え下さい。	No132を参照ください。
138	要求水準書	128	第5章	3	(1)	2)	イ		SPDシステムを活用して業務量の管理を行うとありますが、何の業務量を管理するのでしょうか。	管理対象となる物品によって内容が異なると想定しますが、臨時・緊急の請求払出状況、発注品の納品状況や返却・廃棄品の量などを想定しています。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
139	要求水準書	128	第5章	3					基本的考え方に、「従来のSPDの概念からもう一歩踏み出し」とありますが、本事業における診療材料類管理業務／調達業務の要求水準等の中で、所謂「消化払い」という手法を貴学は望まれていらっしゃるのか否か、ご教示下さい。	「消化払い」を基本として考えています。
140	要求水準書	128	3	(1)	2)	ア			SPD倉庫には、薬品庫が併設されるとの理解で宜しいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。
141	要求水準書	131	第5章	3	(3)				薬品在庫管理のSPD倉庫管理において、返却処理、棚卸業務及び品質管理・環境整備が病院業務となっていますが、病院職員がSPD倉庫に専従するという理解でよろしいのでしょうか。その場合、病院職員の体制についてご教示下さい。	SPD倉庫への病院職員の専従予定はありません。
142	要求水準書	132	第5章	3	(4)				配置先に設置する保管棚が事業者負担になっていますが、保管棚は事業者の所有物として運営費に含まれ、調達業務の対象品目には含まれないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
143	要求水準書	134	4	(2)	3)				特定生物由来品に関する記述がありませんが、在庫管理及びロット管理等は事業者側業務となるのでしょうか。ご教示ください。	法的に求められる情報管理（患者への使用履歴等）については病院が行いますが、支援業務（バーコード等の貼付・搬送等）については事業者側業務となります。
144	要求水準書	134	4	(2)	3)				薬品管理業務においては、処方オーダや実施オーダ情報といった病院調達の情報システムとのデータ連携が業務のポイントになると考えています。オーダリングシステムは薬品在庫引き落としに充分な情報をSPDシステムにタイムリーに連携可能と理解して宜しいでしょうか。ご教示ください。	処方済み薬品の廃棄、返品などにかかる在庫管理などを考慮し、処方および実施オーダとSPDシステムを直接つなげることは考えていません。 薬剤部の部門システムとSPDシステムとの連携を想定しています。
145	要求水準書	134	4	(2)	3)				平成20年以降導入が検討されている注射薬のソースマーキング情報を病院調達の情報システム側では活用していく計画はありますか。SPDシステムの連携は、提案事項と考えて宜しいでしょうか。ご教示ください。	医療安全の確保と適正な物流管理のため、合理的なシステムを導入したい意向ですが、バーコード・ＩＣタグなどのデータキャリアおよびそのコード体系がいずれも過渡期にあることを踏まえ、最も適切（国際標準・経済性）な方式を採用したい考えです。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
146	要求水準書	135	第5章	4	(3)				部署別在庫管理における返却品回収、棚卸業務及び品質管理・環境整備並びに薬剤師補助業務における返却品の処理が事業者業務になっていますが、SPD倉庫における業務区分（これらは病院業務）とは異なるという理解でよろしいでしょうか。また、「返却品の処理」とはどのような業務を想定されているのでしょうか。	前段について、ＳＰＤ倉庫管理における「返却処理」「棚卸業務」「品質管理・環境整備」の業務主担当は、誤記載です。病院◎を事業者◎に修正します。「返却品の処理」とは、有効期限の近づいた薬品及び各部署に払出し、結果的に未使用となった調整後の処方薬などを回収し、状態に応じて配置換えや廃棄等を実施する業務です。可能であれば卸業者等への返品交渉なども行っていただきたいと考えます。 なお、薬品管理業務や院内搬送業務と連続性のある業務ですので、いずれかの業務として統一しても構いません。
147	要求水準書	135	4	(3)					6月8日公表の要求水準書（案）では、従事者のサテライトファーマシー、化学療法センターへの従事者の配置について、記載がありましたが、今回は、削除されています。 一方、業務区分表の「在庫管理」「部署別在庫管理」にサテテライトファーマシー含むとあります。 現状、各階のサテライトファーマシーへの人員配置が明示されていませんが、将来的にどのような体制をとるか想定されているのでしょうか。	サテライトファーマシーは、段階的に稼動し、業務の比重もこれに応じて中央（薬剤部門）から各ファーマシーへシフトさせることを想定しています。現時点で具体的な稼動スケジュール、体制は未定です。
148	要求水準書	136	第5章	4	(3)				薬品管理業務において、サテライト・ファーマシーの導入や在庫管理などを目的に、各種マスタ管理など情報整理業務が含まれていますが、病院情報システム運用面から、ネットワークシステムの概要や情報の流れ・媒体を含む業務フローをお示しいただけると助かります。	平成１９年５月に公表した「統合医療情報システム仕様書」を参加表明した応募者に本質問回答と同時に頒布します。
149	要求水準書	136	4	(3)					業務区分表の「薬剤師補助業務」「薬物血中濃度測定」の「受付」とありますが、具体的には、病棟や外来から採取された血液を薬剤部門の窓口で受け取り、内容物の確認を行う業務と理解して宜しいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。また、付随して問い合わせ等の一次対応（受付、薬剤師への引継ぎ）も含みます。
150	要求水準書	137	(1)	2)	ア				手術部内で管理する薬品について、麻薬などの特殊品も含むとのお考えでしょうか。ご教示ください。	麻薬については、医師と薬剤師が直接受渡しを行うため、事業範囲には含めません。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
151	要求水準書	137	第5章						要求水準書から判断した業務量と、受託後の業務量とのブレ幅をなるべくなくし、業務を遂行していきたいと考えております。滅菌業務において、下記の状況をご教示いただくことは可能でしょうか。 ・手術件数：新B棟で予想する手術件数、C棟で予想する手術件数 ・病棟・外来など手術部門以外で使用する滅菌物量	ご依頼のデータにつきましては、現段階で公表できるものはありません。なお、業務量の参考として、想定人工数を参加表明した応募者に本質問回答と同時に頒布します。
152	要求水準書	138	第5章	5	(2)	3)	ｱ	b (b)	「(b) 日常的・定期的な効果の測定を行うこと」とありますが、「効果の測定」とは具体的にどういうことを指すのでしょうか。	質問の意図が不明ですが、滅菌効果の測定（生物学的・化学的インジケーターを用いたチェックなど）を指します。具体的な実施方法については応募者の提案に委ねます。
153	要求水準書	139	(3)						手術部作業補助業務の「その他部門内搬送」とは手術室と他部門間での搬送ないしは手術室間での搬送業務両者の意味としてとらえて宜しいでしょうか。ご教示ください。	基本的には受領した搬送物を手術部内で振り分け、搬送することを想定しています。
154	要求水準書	139	(3)						近年よく運用として考えられている患者単位に滅菌器材をセッティングする業務は、手術部作業補助業務としては表記がありません。成長するPFIの観点からお考えをご教示ください。	オーダに基づいて中央材料室で滅菌物の取り揃えをしていただくことを想定しています。ただし、そこから立体自動倉庫設備等を介して予定の手術室前まで搬送していただくまでを事業者業務としておりますので、更に効率的な運用が想定されるようであればご提案を期待します。
155	要求水準書	139	5	(3)					業務区分表の「手術部作業補助業務」「器械・器材等の準備・搬送」の「麻酔器管理（ソーダライム交換、水抜き等」とありますが、これらの作業についても事業者側で行う必要はありますか。ご教示ください。	業務区分表に記載のとおり、事業者に実施していただきます。
156	要求水準書	140	第5章	5	(4)				立体自動倉庫の費用負担は施設整備として事業者となっており、8/10公されました質問回答書№326では維持管理費用も事業者負担となっています。維持管理費用には、修繕費用及び更新費用も含まれるのでしょうか。	ご理解のとおりです。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
157	要求水準書	140	(3)						管理業務、院内の洗浄機器・滅菌装置等の更新は減価償却後の新規購入も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。。	ご理解のとおりです。
158	要求水準書	140	(3)						業務区分表の「洗浄」区分の項にカート洗浄がありますが、図面上ではパススルー型洗浄装置になっています。ここから推察すると、カートは不潔部門のみを行き来するのではなく、1台で回収から供給に使用するという運用と考えて宜しいでしょうか。	滅菌物は、搬入時には供給カート（患者単位で既滅菌物・材料類をセット）を用い、回収時には使用済み器械を回収する専用のワゴンを用いることを想定しています。 また、供給カートは清拭、回収ワゴンはカート洗浄装置による洗浄を行うことを基本とした運用を想定しています。 ただし、要求水準で示す遵守事項・サービスレベルを満たす範囲で積極的な提案を期待します。
159	要求水準書	141	第5章	5	(4)				立体自動倉庫と同様、滅菌設備機器の費用負担区分についても施設整備費としてご提案することは可能でしょうか。	更新費も事業者負担となるため、運営支援費としてご提案ください。
160	要求水準書	141	(4)						備品費の器械・鋼製小物等は「調達」とありますが、修理が発生した場合は費用負担区分はどちらになりますか。また、病院持ちではない医師の私物器械類についての取り扱いの考え方について、ご教示ください。	前段については、通常の消耗による更新費用は大学負担となります。 後段についての費用は大学負担です。
161	要求水準書	142	6	(1)	2)	ア	（イ）		ベッドメーキング業務について、辱創対策に使用するマットレス等の交換、保管管理はリネン管理業務に含まれますか。	現在、辱創対策として使用しているマットレスの名称を参考として示します。①ベッドと一体化したマット（コンフォケアマット）、②マットレス上に敷くマット（ソフトナース）、③機器として使用しているもの（アドバン・エアドクター）を使用しています。 このうち、②に該当するマットついてはベッドメイキングの際に一体的にセット・交換するものになるため、交換･保管管理はリネン管理業務に含みます。 なお、③に該当するものはＭＥセンターの貸出対象機器として管理されていますので、ご注意下さい。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
162	要求水準書	142	6	(1)	2)	イ			クリーニング受付窓口業務のクリーニングチケットを交付し、交付数を超えた場合、通常のクリーニングとして実費となっておりますが、費用負担区分表では何の記載もございませんが、クリーニングチケットが交付される費用と、実費で払う費用は同一価格であり、しかもその価格は今後、事業者との協議の上、決定されるとの理解で宜しいでしょうか。	事業者が本入札にて提示する価格は、職員がクリーニングチケットを使用して申し込んだ場合の単価となります。 職員が実費負担する場合の単価については、提案としてご提示いただきますが、入札価格には含まないものとしてご理解ください。
163	要求水準書	142	6	(1)	2)				リース対応以外のリネンについては、調達業務にて購入するもののほかは、病院が直接調達するとありますが、院内スペースの効率的観点から洗濯業務を院外洗濯施設で行う想定をした場合に必要とされるリネンは調達業務にて調達する理解で宜しいかご教示ください。	事業者の提案スキームによって新規調達が必要となるリネン類は、事業者負担（入札価格に含まれる費用）となります。その後の更新費用は、調達業務の中で取り扱います。
164	要求水準書	142	6	(1)	2)	ア	（イ）		ベッドメーキング業務の人員配置観点から、「午前退院・午前入院」が主流となりつつあると予測されますが、貴病院における実績率をご教示ください。	質問は「午前退院・午後入院」の誤りでしょうか。 当院では、このような運用について病床利用の効率化の方針から望ましいと考えます。実績率の公表の予定はありません。
165	要求水準書	142	6	(1)	2)	ア	（イ）		職員用寝具においては、メーキング実施日によっては使用されていない（前回にメーキングされたままの状態）部屋に巡回訪問することも考えられますが、この場合のベッドメーキング対応につきご教示ください。	未使用の場合は、寝具交換の必要はありません。
166	要求水準書	142	6	(1)	2)	ア	（イ）		家族宿泊施設で使用する寝具の定期交換頻度をご教示ください。	定期ではなく、基本的には利用者の退室後の交換を予定しております。No302～304も参照ください。
167	要求水準書	142	6	(1)	2)	イ			職員着用の白衣等の洗濯は、商品の素材により洗濯（乾燥）工程が異なることが考えられますので、各商品の素材をご教示ください。	現委託では、要求水準書別紙5-1に示した品目のうち、No.50～52、54～60についてはドライクリーニング対応しています。 なお、白衣等の素材については回答別紙を参照ください。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
168	要求水準書	142	6	(1)	2)	イ			交付チケット数を超えて洗濯依頼をする場合は、当該職員が実費を負担すると記載されていますが、窓口業務の効率化を考慮して、交付チケットとは別に一般用クリーニングチケットを洗濯業務として販売するという提案も可能と考えます。問題等がありましたら、ご教示ください。	応募者の提案に委ねます。
169	要求水準書	143	6	(2)	1)	イ			リース対象品目内にマットレスが含まれていませんが、マットレスの定期的な清拭消毒等の管理面を考慮しますとベッドの付属品という扱いよりもリース対象品目（寝具セット）の一つとして管理運用した方が一本化でき有益と考えます。事業者側の提案事項として宜しいでしょうか。ご教示ください。	現状では、ベッドとマットレスはセットで購入しているため、入札時点ではご提案の管理運用方式は採用できません。
170	要求水準書	143	6	(2)	2)	ア			感染性リネンの回収には、診療現場での病院スタッフの使用済リネンの分別にも大きく影響を受ける業務となります。病院側の感染性リネンの取り扱いはどのように規定されていますか。ご教示ください。	廃棄対象となるリネン、消毒滅菌対象となるリネンはそれぞれ専用のビニール袋に分別しています（後者の袋には感染種別を記入）。 なお、感染性リネンの交換・ベッドメイキングは病院（看護部）で実施します。
171	要求水準書	144	第5章	6	(3)				寝具類・患者病衣の調達が事業者業務となっていますが、ｐ142の業務概要に記載のとおり、これらについてはリース対応であり、本事業における調達業務には含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。「調達」を事業者としているのは、大学には所有権が移転しない物品として、事業者に準備していただくという意味です。
172	要求水準書	144	6	(2)	3)	ア			ベッド・マットレス等は適切な貸出（アリバイ）管理を行うことと記載されていますが、リアルタイムでの所在管理を想定すれば宜しいでしょうか。もしくは、定期的な所在管理を想定されているのかをご教示ください。	定期的な所在管理を想定しております。 ただし、要求水準に記載している「定期的な消毒・清拭」が確実かつ計画的に実施されるようにご配慮ください。
173	要求水準書	144	6	(2)	3)	ア			ベッド・マットレス等の貸出（アリバイ）管理は、予備ベッド・マットレスを貸出した場合にも行う理解をしておりますが、それぞれの予備数量の想定をご教示ください。	アリバイ管理の考え方はご理解の通りです。現状では予備のベッド･マットレスは2組程度です。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
174	要求水準書	145	第5章	6	(3)				その他リネンの調達が大学業務となっていますが、ｐ142の業務概要及びｐ146の費用負担区分表に記載のとおり、調達業務に含まれるリネンもあるという理解でよろしいのでしょうか。 またその場合、大学が購入する品目と事業者が調達業務として購入する品目との区分はご提示いただけるのでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、調達業務における調達リストの運用の中で区別することとなります。
175	要求水準書	145	第5章	6	(3)				平成19年8月10日公表の「要求水準書（案）に関する質問回答書」回答No328では、患者用寝具の現状の定期交換頻度及び、事業開始後の定期交換頻度の想定を、入札公告後に頒布頂けるとのご回答を頂いておりますが、その時期はいつ頃になる予定でしょうか？	参加表明した応募者に10月22日に頒布したベッドメーキング委託仕様書に含まれます。
176	要求水準書	145	6	(3)					業務区分　リネン管理業務の「カーテン管理」内にカーテンレール清掃と記載されていますが、感染対策上、天井直付けでのカーテンレールが想定される中、どの部分の清掃を指しているのかご教示ください。他設備の関係上、一部吊り付けでのカーテンレールも想定され、その場合は極力埃を落とさないよう配慮して、清拭による清掃を行う理解で宜しいかご教示ください。	当該事項は、特に埃のたまりやすいカーテンレール上側面を意図しております。カーテンレールの構造にあわせた清掃で構いません。
177	要求水準書	145	6	(3)					業務区分　リネン管理業務の「カーテン管理」内に定期交換と記載されていますが、病棟・外来問わず年2回の定期交換を行う理解で宜しいかご教示ください。	ご理解のとおりです。
178	要求水準書	145	6	(3)					業務区分　リネン管理業務の「カーテン管理」内に臨時交換と記載されていますが、別紙（資料5-1）の洗濯数量実績のカーテン大・中・小が臨時交換数量との理解で宜しいかご教示ください。また、17年度以降に数量実績が大きく減少した背景をご教示ください。	前段については、定期交換も含めた数量です。 後段については、交換回数及び対象を限定したことから数字に変動が生じています。
179	要求水準書	146	第5章	6	(4)				院内洗濯設備機器の費用負担が事業者となっていますが、院内洗濯設備機器は事業者の所有物として運営費に含まれ、調達業務の対象品目には含まれないという理解でよろしいでしょうか。	院内洗濯設備は、更新までの期間、貸し出し物品として病院所有の設備を使用することを想定しています。更新する場合はその費用は運営費に含みます。なお、院内洗濯設備機器には現有の院内設備を更新する際の撤去費用も含まれておりますのでご留意ください。No163も参照ください。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
180	要求水準書	146	6	(4)					費用負担区分表の 欄外注釈*1の ”病院が直接調達又は移設する”ベッド・マットレスとは、教育研究施設や医学・看護実習生室等へ配備するもの、と考えてよいでしょうか。あるいはその他であればご指摘頂けますか。	「調達リスト外」として扱うという意味で、教育研究目的等に限定したものではありません。新棟開設時に部分更新するベッド・マットレスのみが調達対象となるため、こうした記載をしています。
181	要求水準書	147	第5章	7	(2)	1)	ｳ		別紙に記載の「MEセンター管理機器」について、リース対象品と大学購入又は移設品との区分、それぞれの台数と仕様はご提示いただけるのでしょうか。	リース対象品については、別途、入札のための仮定条件を提示する予定です。
182	要求水準書	147	7	(1)	2)	ア			日常点検の範囲は事業者側での想定という理解でよろしでしょうか。その場合、留意点等がありましたら、ご教示ください。	ご理解のとおりですが、要求水準の実施体制に記載したレベルの技術での対応を求めます。
183	要求水準書	147	7	(1)	2)	ア			部品交換とありますが、具体的なものは、事業者側の想定ということで、よろしいでしょうか。その場合、留意点等がありましたら、ご教示ください。	メーカー等が配布する取扱説明書やマニュアルの記載に基づいた管理を行い、要求水準を満たす管理を行うことを求めます。
184	要求水準書	147	7	(1)	2)	ア			病院が使用する全ての医療機器とありますが、聴診器等の小型のものは含まれないとの考えで宜しいでしょうか。なお、留意点等がありましたら、ご教示ください。	ご指摘の聴診器については、医療機器に含まれません。具体的な「医療機器」の対象は、事業者決定後の業務仕様書及び運営マニュアル作成時に、双方協議により詳細化したい考えです。
185	要求水準書	147	7	(1)	2)	イ			院内コールセンター業務において、～全ての医療機器（一部大型機器を除く）～、と追記されましたが、現時点でのお考えで結構ですので、この ”一部大型機器”として具体的に想定されている内容をご教示ください。	現時点では、責任者として求める臨床工学技士の一般的な専門領域を考慮し、画像診断及び放射線治療に使用する医療機器を想定しています。ほかにも技術的難易度や専門性、法的制約から、MEセンターを経由しての対応ではかえって効率・利便性が下がるものについては、除外することも考えております。 具体的な除外対象は、事業者決定後の業務仕様書及び運営マニュアル作成時に、双方協議により詳細化したい考えです。
186	要求水準書	147							要求水準書から判断した業務量と、受託後の業務量とのブレ幅をなるべくなくし、業務を遂行していきたいと考えております。ＭＥ管理業務において、下記の状況をご教示いただくことは可能でしょうか。 ・中央管理対象となる機器の回転率	中央管理対象機器の貸出履歴については、参加表明した応募者に本質問回答と同時に頒布します。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
187	要求水準書	148	7	(2)	3)		a (a)		全ての医療機器の情報を一元的に管理するとありますが、MEセンター以外で行われた各々の機器の使用前点検、使用中点検、使用中の状況、使用中の稼動状況の保管や更新も含むというお考えでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。ただし、各機器の基本情報及び保守・点検記記録、故障・修理履歴以外の情報管理（対象機器および管理レベル、情報更新頻度など）については、費用対効果に照らして応募者からの提案を受けたいと考えます。
188	要求水準書	148	7	(2)	3)	ア	a (b)		部品交換時期を管理し、遅滞なく実施することとあるが、取扱説明書の内容を遵守するという想定で宜しいでししょうか。ご教示ください。	要求水準を満たす管理を行うことを求めるものであり、取扱説明書の遵守はその一環であるとご理解ください。
189	要求水準書	148	7	(2)	3)	ア	a （ｃ）		不具合状況に応じて簡易修理とありますが、どの程度の内容を簡易修理と位置付けておられますか。（業務区分表上は、簡易修理は、事業者側と理解します）あるいは、事業者の想定という理解で宜しいでしょうか。その場合、留意点等がありましたら、ご教示ください。また、病院職員が修理を行うなら使用者が修理をしたことになり責任は病院側に生ずると思われるが、その他の場合であれば責任の所在はどうなるのか。さらに、医療機器の修理は基本的に修理業者が自施設に持帰り修理を行うことであったと思われますが法理解等の見解をご教示ください。	事業者には、要求水準の実施体制に記載しているレベルの技術を求めていることを前提として、法的に可能な範囲での対応を求めます。ただ、現状の不具合報告の大半は軽微な操作ミスによるものであり、再起動や簡易調整にて修復可能であることから、その対応がメインになると想定しています。 「使用者による修理」の責任は、病院にありますが、その点も含めた操作取扱上の不備による故障・不具合も、いったんMEセンターで受け、院内対応が可能かどうかを判断してください。院内で対応できない場合のリース対象以外の医療機器については、事業者職員の明白な瑕疵がある場合を除き大学の費用負担により外部業者へ依頼します。
190	要求水準書	148	7	(2)	3)	ア	b (b)		必要な技術補助とあるが、具体的にはどのような内容を想定しおられますか。ご教示ください。	基本的には、MEセンター管理機器の定期点検（各部署に貸出している機器も含みます）、操作取扱にかかる問い合わせ及び故障・不具合時の対応とご理解ください。患者に使用中の機器操作を事業者職員が行うことは想定しておりません。
191	要求水準書	148	7	(2)	3)	ア	b （ｃ）		準備・後片付けなどの周辺業務とありますが、例えば透析室内での回路の準備や透析器の清拭等も含まれるとのお考えでしょうか。ご教示ください。	当該規定は、基本的にMEセンター内での対応を指し、各部署においては貸出し時や定期点検等の実施時、故障・不具合時の状況確認に付随する準備・後片付けとなります。 従って、例示にある透析準備や透析後の後片付けは想定しておりません。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
192	要求水準書	148	7	(2)	3)	ア	b （d）		必要物品の確認・補充等とありますが、MEセンター内の物品に限るという想定でししょうか。参考となる物品表などは、ご提示いただけますか。 　またP150、(3)業務区分表にて医療機器中央管理・スペアパーツ(部品)、消耗品・在庫管理で業務主体が病院となっています。必要物品の確認・補充は病院が主体となって行うとの理解で宜しいでしょうか。ご教示ください。	前段についてはご理解のとおりですが、物品表についての提示予定はありません。 後段については、誤記載です。業務主体を病院◎から事業者◎へ要求水準書を修正します。
193	要求水準書	149	7	(2)	3)	イ	b (b)		中央管理対象機器を定期的に見直すこととありますが、見直した結果MEセンターの業務が増減した場合において、業務契約途中での契約金額の変更は可能と考えてよろしでしょうか。	事業契約書（案）の規定に従い、契約変更を要するか否かの協議を行うこととなります。基本的には運営支援費の本業務相当分を逸脱しない範囲での業務方法の変更を原則としたいと考えております。
194	要求水準書	149	7	(2)	3)	イ	d		各機器の見やすい場所に、操作マニュアルや医療機器管理室への連絡先を添付することとありますが、操作マニュアルを見て患者様が勝手に操作する可能性も否定できません。要求水準書の趣旨を理解し、事業者提案としても宜しいでしょうか。ご教示ください。	当該機器の使用場所や特性に応じた方法で構いません。応募者の提案に委ねます。
195	要求水準書	150	7	(3)					前回、要求水準書（案）に対する質問・回答の中で、AED巡視はＭＥセンター業務へ移管することとなりました。要求水準書の業務区分表にはAEDの記載がありませんので念のためのご確認ですが、AEDもＭＥセンターの巡視・管理の下にあると 理解して宜しいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。 要求水準書別紙5-3に記載しております。巡視に限らず、他のMEセンター管理機器同様、適切に管理していただくという主旨から、あえて業務区分表内には記載しておりません。
196	要求水準書	150	7	(3)					筑波大学附属病院の場合、生命維持管理装置とは具体的にどの範囲の医療機器をさすのでしょうしうか。　参考にご教示ください。	人の呼吸、循環又は代謝の機能の一部を代替し、又は補助することが目的とされている装置であり、人工心肺装置・補助循環装置・血液浄化装置・高圧酸素治療装置等を想定しています。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
197	要求水準書	150	7	(3)					保守点検計画や保守点検実施計画と言うのは別紙5-3　MEセンター管理機器（MEセンター業務）の表内の医療機器を対象として計画をするのでしょうか。もしくは、開院が数年後という観点から、ほかの方法を明示いただけるとお考えでしょうか。　ご教示ください。	MEセンター管理機器が最低限となります。 また、保守点検計画については、それ以外に、病院がメーカー等へ保守委託する機器について、その対象とすべき機器及び保守内容を安全性向上と経営効率の観点から助言いただくことを目的として、計画案を作成していただきたいと考えております。
198	要求水準書	151	第5章	7	(4)				①調達対象となる備品・消耗品・部品費については、原則調達リストが示されるという理解で宜しいでしょうか。 ②若しくは、当該リストが示されない場合、発生の都度「簿外診療材料等」として扱われるという理解で宜しいでしょうか。	①②ともにご理解のとおりです。詳細は後日頒布予定の要求水準書別紙「調達業務について（補足）」をご確認ください。
199	要求水準書	151	7	(4)					費用負担区分表の「設備機器費」「医療機器」「ＭＥセンター管理機器」のなかにリース対象とありますが、これらの機器の対象をご教示ください。また、その費用は事業者とありますが、入札価格に含める方法をどのように考えればよいのでしょうか。ご教示ください。	No181を参照ください。 入札価格の提示方法については、後日、様式集53に追加予定です。
200	要求水準書	151	7	5	イ				MEセンターが管理する部門共有の医療機器を指すとあるが、別紙5-3　MEセンター管理機器（MEセンター業務）を参照すると、部門共有で使用しないと思われる医療機器が多数リストアップされているがどのように理解すれ良いのかお聞きしたい。また、部門共有とは具体的に幾つの部門以上が共有して使用した場合とみなすのか合わせてご教示ください。	別紙5-3に示すMEセンター管理機器を対象とお考えください。管理上、MEセンターが管轄するほうが合理的である機器を「部門共有」として含めています。
201	要求水準書	151	7	(4)					アクセサリー、オプション等の費用は、大学病院の特性上、金額が多いと考えます。医療機器付属品として扱われる、アクササリー、オプション品等は、費用負担区分表では、どこに該当するでしょうか。ご教示ください。	調達業務にて医療機器等調達の対象となる機器の付属品については医療機器調達、新棟開設後に新規購入する付属品については、診療材料調達の中で取り扱うこととなります。詳細は後日公表予定の「調達業務について（補足）」を参照ください。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
202	要求水準書	152	第5章						院内搬送業務については、「基本的な考え方」の記載がございません。記載をなさらなかったことについて、理由をお聞かせいただけますでしょうか。	質問の意図が不明ですが、「２．クラーク業務」、「３．診療材料類管理業務」、「10.診療情報管理支援」など関連すると考えられる業務の「基本的な考え方」を参照して下さい。
203	要求水準書	153	第5章	8	(2)				検体検査業務が業務範囲に含まれていますが、PFI事業とは別に選定される検査業務に係る産学連携事業者との業務区分をご教示下さい。	検体の院内搬送及びクラーク業務における受付業務を事業者、それ以外を病院（または産学連携事業者）としています。 クラーク業務における作業についてはNo125も参照ください。
204	要求水準書	153	第5章	8	(3)				搬送設備の費用負担は施設整備として事業者となっていますが、修繕費用及び更新費用の負担についてご教示下さい。	施設整備費にて整備する設備については、第6章施設維持管理業務 施設等管理業務における「建築物・建築設備」の費用負担区分に従ってください。
205	要求水準書	153	第5章						院内搬送業務の業務設計を行うに当たり、院内搬送対象品の物量、搬送頻度などを開示頂けませんでしょうか。	現時点では、参考として頒布可能な資料がございません。第4章 施設整備業務にて示す条件及び要求水準書（案）に対する質問回答No.376、頒布予定の現状仕様書、今後の対話での内容等をご参考にしていただければと思います。
206	要求水準書	154	第5章	9					医療事務業務に関して、人員配置状況等の委託状況についてご教示ください。	現状の委託状況については参加表明した応募者に10月22日に頒布した現状仕様書をご参照下さい。職員数については別途開示する予定です。
207	要求水準書	154	第5章	9	(1)	2)	ｱ		入院業務については病院職員と事業者との協働形態とのことですが、開設当初のそれぞれの担当病棟をご教示下さい。	開院当初の担当病棟は、事業者決定後、事業者による業務仕様書及び運用マニュアル策定時に双方協議にて取り決める予定です。
208	要求水準書	154	第5章	9	(1)	2)	ｱ		入院業務は病院と事業者で分担することが記載されていますが、病院と事業者で運用方法が異なっても問題ないでしょうか？	要求水準の達成及び病院との連携に支障が生じない範囲であれば、可能です。
209	要求水準書	154	第5章	9	(1)	2)	ｱ		入院業務での病院と事業者の業務量比率配分について、どのような基準が設定され、その妥当性を決定する仕組みをどのように想定しているか、ご教授ください。	要求水準書に記載のとおりです。
210	要求水準書	154	第5章	9	(1)	2)	ｲ		時間外対応の中に「緊急搬送物（輸血等）の受付対応」とありますが、輸血等医療関連物品が院外施設から搬入される場合に、担当部署への案内等を行うことという解釈でよろしいでしょうか。	茨城県赤十字医療センターから輸血用血液が到着した際に、宿直技師（検査部･輸血部）へ連絡する業務となります。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
211	要求水準書	154	9	(1)	2)	イ			緊急搬送物（輸血等）の受付対応とあるが、他部署から搬送された物を受け取り使用者に渡す業務と理解して良いかご教示ください	No210を参照ください。
212	要求水準書	154	9	(1)	2)	ア			「病床数及び重症度等を考慮し、業務量比率が概ね同等になるよう設定する」とありますが、病床数及び重傷度等を考慮した業務量比率の再設定は事業者側の説明に基づき応募者側で提案するものと理解してよろいいでしょうか。再設定により従事者数に変動が生じる場合、事前通知等、業務再構築については十分な協議が事業者側と行われると理解して宜しいでしょうか。ご教示ください。	開院当初の具体的な担当病棟は、事業者決定後、事業者による業務仕様書及び運用マニュアル策定時に双方協議にて取り決める予定です。なお将来、病院の人事方針の変更（定数増減等）などにより、事業者の業務量が大幅に変動する場合は、契約書の規定に従って、協議することとなります。
213	要求水準書	154	9	(1)	2)	イ			「緊急搬送物（輸血等）の受付対応」とありますが、搬送者と病院との迅速な連絡を行うこと（搬送者から搬送された物を受け取り使用者に渡す業務等）と理解して宜しいでしょうか。	No210を参照ください。
214	要求水準書	154	9	(1)	2)	イ			「患者死亡時の手続き」とありますが、患者遺族の保険請求手続きの事務処理の支援の範囲を想定すれば宜しいでしょうか。	現在は、「死亡患者連絡退院表」に記入のうえ、日中の担当者に引き継いでいただいています。詳細については、回答別紙の「患者死亡時の対応要領」をご参照ください。
215	要求水準書	155	第5章	9	(2)	1)	ｳ	a (a)	業務を実施する企業の要件として、他の業務では「総合病院」における実績が求められていますが、本業務では「国立大学附属病院」での実績が求められています。本業務において「国立大学附属病院」での実績が求められている趣旨についてご教示下さい。	「国立大学附属病院」を「総合病院」に修正します。
216	要求水準書	155	第5章	6	9	(2)	1)	ｱ	医療事務業務について、部門毎に時間外の病院職員配置をご教示下さい。	医療事務業務について、病院職員の時間外勤務は想定していません。
217	要求水準書	155	第5章	9	(2)	1)	ｱ	a (b)	「外来ホールの案内は、午前７時より開始し、早朝来院患者への対応を行うこと」とありますが、高度医療を重視する大規模病院は、入院診療へ特化する方向での体制構築が明確となる医療制度改革の流れがあると思われます。その中で、従来からの「患者の大病院指向」に根ざす早朝からの外来受診順番待ちの患者整理を想定することは、予約診療に基づく外来コントロールや地域医療連携という概念と矛盾すると考えられますが、いかがでしょうか。	現状として、早朝から患者さまが来院している状況であり、安全確保の視点から対応が必要と考えます。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
218	要求水準書	155	第5章	9	(2)	1)	ｳ	b (ｂ)	従事者変更時には「１ヶ月前までに変更予定日と後任予定者を通知」とありますが、現実的には上記期限に対し逸脱するケース発生が予測されます。引継ぎ等の体制構築により業務の円滑な継続を保障に努めることの提案を背景に、要求水準上では上記期限はあくまで目安として記述していただけないでしょうか。	「１ヶ月前」の規定については、目安ではなく達成すべき要求水準であると理解してください。 なお、要求水準の主旨に照らし、合理的な理由があると認められる場合には、モニタリングのペナルティとはしない考えです。ただし、担当者交代によるサービスレベルの未達は当該事由にはなりません。
219	要求水準書	155	9	(2)	1)	ア	a (a)		「病院運用にあわせた業務日及び業務時間とする」とありますが、要求水準書（案）に関する質問回答書No.391に現行と変更のない診療開始・終了時間を予定しているとあり、診療開始は9:00診療終了は17:00と思われますが、診察終了時間が医師により延びる可能性があると考えられます。診察延長も想定した業務時間を事業者が提案するということで宜しいでしょうか。また、現状の各診療科の診療終了時間の状況がわかればご教示ください。	当該規定は、ご指摘の通り診療時間が延長した場合にも、対応いただきたい趣旨です。 各診療科の診療終了時間について公表の予定はありませんが、現状においても患者数が多い場合、17時の終了時間後にも受託事業者が請負契約の中で実施しています。
220	要求水準書	155	9	(2)	1)	ウ	b (b)		「従事者を変更する場合は～後任者を通知～」とありますが、発注者が従事者の配置・人選等の人事管理へ介在することを避けるため、あくまでも施設のセキュリティ管理上の目的で通知すると理解して宜しいでしょうか。	No11を参照ください。
221	要求水準書	156	第5章	9	(2)	1)	ｳ	c (a)	従事者要件の記載中に「総合病院の会計」とありますが、現在は総合病院という規定はないため、「旧総合病院」とされてはいかがでしょうか。	要求水準に記載のとおりとします。なお、総合病院は旧医療法に基づく総合病院を指すものではありません。
222	要求水準書	156	9	(2)	1)	ウ	c (d)		「入院カルテ、氏名ラベル、リストバンド等の準備について協働して行うこと」とありますが、この業務については協議を病院側と行い定型化して業務を行うとの理解で	ご理解のとおりです。
223	要求水準書	157	第5章	9	(2)	3)	ｱ	b (e)	「専任の担当者」とは、高点数診療行為のレセプトチェックのみを行う者でなくともよいということでしょうか。	応募者の提案に委ねます。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
224	要求水準書	157	第5章	9	(2)	3)	ｱ	b (F)	ここでいう「期日」とは当月請求の期日と思われますが、公費申請後の待機期間のため翌月請求となる場合など、全てを当月請求することは困難と考えますが、それらやむを得ないケースの取扱いについてご教示ください。	ご指摘のケースについては、モニタリングにおけるペナルティの対象とはなりません。
225	要求水準書	157	第5章	9	(2)	3)	ｱ	b (f)	ここでいう「期日」とは当月請求の期日と思われますが、レセプト担当医師の精査遅延に伴う期日超過のケースについて、責任分担を明確にする必要があると考えますので、別途明記をしていただきたいのですがいかがでしょうか。	ご指摘のケースについては、モニタリングにおけるペナルティの対象とはなりません。 なお、期日までに完成するよう医師に働きかけるなどの積極的な対応を期待します。
226	要求水準書	157	9	(2)	3)	ア	a (e)		「大型連休・年末年始等の患者数の変動にも臨機応変に対応すること。」とありますが、大型連休（GW等）・年末年始の患者数のデータがあればお教えください。	No92を参照ください。
227	要求水準書	157	9	(2)	3)	ア	b (b)		「目標値」とありますが、この目標値は事業者側が独自に設定してよいものと理解して宜しいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。ただし別途、モニタリングの指標として設定する数値は、モニタリングシステム構築時に事業者との協議により病院が設定します。
228	要求水準書	157	9	(2)	3)	ア	b (d)		「積極的に～診療行為確認を行うこと」とありますが、これは定期的に確認するという趣旨ではなく、必要に応じて確認を行うと理解して宜しいでしょうか。ご教示ください。	応募者の提案に委ねます。
229	要求水準書	157	9	(2)	3)	ア	c (d)		「高度医療機器等の共同窓口として積極的な支援・協力をすること」とありますが、応募者側の提案との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
230	要求水準書	157	9	(2)	3)	ア	c (f)		「診断結果等」の送付業務とありますが、等とは診断結果に添付され一緒に送付されるものとの理解で宜しいでしょうか。	病診・病病連携事務として発送する全ての書類とご理解ください。いずれにしても、日常業務で対応可能な範囲から大きく逸脱するものとはしない考えです。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
231	要求水準書	157	9	(2)	3)	ア	d (a)		「健診等にかかる市町村等との契約事務を確実に行うこと」とありますが現状の「契約事務」をお教えください。具体的な内容については応募者側の提案として宜しいでしょうか。ご教示ください。	①現在、妊婦・小児一般健康診査委託契約に関するものの他、予防接種要注意者委託契約（一類、二類）に関するもの、骨髄採取に係る合意書、さい帯血移植に係る覚書、臓器移植に係る合意書を扱っています。 ②契約先担当部署と連絡調整（契約・合意内容の確認）を行い、契約・合意書の原案を作成し原議書（稟議書）を作成、取り交わし後に院内関係部署への周知及び契約・合意書の保管を行うことを想定しています。
232	要求水準書	158	第5章	9	(2)	3)	オ	b	平成19年8月10日公表の「要求水準書（案）に関する質問回答書」回答No407では、現状の未収金発生状況及び対策例等について、入札公告後に頒布頂けるとのご回答を頂いておりますが、その時期はいつ頃になる予定でしょうか？	参加表明した応募者に対して本質問回答と同時に頒布します。
233	要求水準書	158	9	(2)	3)	イ	b (b)		「医事課職員の異動に伴う業務の引継ぎを補助」とありますが、引継ぎ内容を明確にし定型化することで医事課職員が業務を遂行しやすい状況を提供することと理解すれば宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
234	要求水準書	158	9	(2)	3)	ウ	a (f)		「外国人の患者も多いことに留意し」とありますが、現在の外国人の来院状況をご教示ください。	来院患者に占める外国籍の患者数について、提示予定はありません。ただ、筑波大学が総合大学であること、近隣に多数の研究所が所在することなどから、アジアを中心として多数の留学生や研究者及びその家族が在住している点にご留意ください。 なお、当該要求水準1)ウC(f)として「英語による患者対応が即時可能なものを配置すること」を追加します。
235	要求水準書	159	第5章	9	(3)				「診療報酬請求」のうち「レセプト関連」の業務内容に「レセプトの確認・提出」とありますが、確認とはどういった作業を想定しているか、ご教示ください。	「レセプトの確認・提出」のうち、「確認」は、病院が実施する明細書と請求書（データ）の枚数チェック・提出（オンライン）時の計数チェックなどへの協力であり、「提出」はオンライン請求に係る事務作業の補助作業を想定しています。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
236	要求水準書	159	第5章	9	(3)				「診療報酬請求」のうち「診療報酬調定」の業務内容に「関連資料の作成」「確認」とありますが、関連資料とはなにか、また確認とはどういった作業を想定しているかご教示ください。	「関連資料の作成」は請求月のレセプトの請求件数、請求額を集計した請求額調書や決定月の査定額、過誤調整額、返戻額等を集計した決定額調書等の作成であり、「確認」はそれら関連資料が請求データ及び支払基金等からのデータに基づき、各集計区分ごとに正しく集計され、さらに決定額については入金額に相違がないか確認することです。
237	要求水準書	159	第5章	9	(3)				外来業務・入院業務のその他に「各種調査資料の作成」とありますが、現状、どのような資料を作成しているでしょうか？	月次、年次の統計資料のほか、文部科学省、厚生労働省等に定期的に提出する資料があります。また同省から不定期に依頼を受け実施する調査資料などもあります。
238	要求水準書	159	9	(3)	外来業務	受付	総合案内		「総合案内」の業務想定は応募者側の提案によると理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、診療内容に関する相談については総合相談部にて病院職員が対応しますので、適切な案内・誘導ができるような方法をお願いします。
239	要求水準書	159	9	(3)	外来業務	受付	電話予約センター		「その他予約」とありますが、診療予約以外の検査予約と理解して宜しいでしょうか。また、検査予約以外に他の予約が想定されますでしょうか。ご教示ください。	「その他予約」は、検査予約が主な業務となります。ほかにセカンドオピニオン等の予約がありますが、件数は多くありません。
240	要求水準書	159	9	(3)	外来業務	収納業務			「自動支払機管理」とありますが、保守・メンテナンス及びセキュリティにおいても本業務に含まれておりますでしょうか。ご教示ください。	「自動支払機管理」は、領収書用紙の補充・トナー交換・収納金やつり銭の出し入れ・日常の軽微な機器管理であり、機器の保守･メンテナンスは本業務には含まれておりません。
241	要求水準書	159	9	(3)	外来業務	収納業務			「日々の収納金の整理業務（つり銭準備含む）」とありますが、つり銭準備を含むというのは、つり銭を準備する行為のことで、つり銭の準備金（お金）を用意するのは病院側と理解して宜しいでしょうか。また、事業者側に立替は発生しないという理解でろしいでしょうか。ご教示ください。	つり銭の準備（立替）も事業範囲に含めます。なお、現状のつり銭管理の状況は以下のとおりです。 ・つり銭準備は窓口、自動精算機など5箇所 ・1日あたりの準備額は150万円程度 ・収納金の小銭を包装機で再包装して管理するなどして、両替負担を軽減している。
242	要求水準書	159	9	(3)	外来業務	診療報酬請求	レセプト関連		「レセプトの確認・提出」とありますが、提出とは、支払基金及び国保連合会への提出まで行うと理解して宜しいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
243	要求水準書	159	9	(3)	外来業務	診療報酬請求	診療報酬調停		「関連資料の作成」とありますが、どのような資料の作成を想定されていますでしょうか。ご教示ください。	No236を参照ください。
244	要求水準書	159	9	(3)	外来業務	その他	医事システム関連		「点数マスタ管理等」とありますが、「「等」とは点数マスタ管理に付帯する軽微な事項の範囲と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。医事会計システムのマスタの更新、修正、追加に付随する業務です。
245	要求水準書	159	9	(3)					業務区分「外来業務」の業務内容にある『収納窓口業務』には、患者さんより徴収した医療費等を貴職員に引き渡す事を想定し、金融機関などへの搬送は含まれないと解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
246	要求水準書	159	9	(3)					業務区分「外来業務」の業務内容にある『レセプトの確認・提出』について、事業者側にも〇が付けられていますが、オンライン請求の操作を補助すると解して宜しいでしょうか。	No235を参照ください。
247	要求水準書	160	9	(3)	入院業務				入院業務全般において業務主体が病院と事業者双方になっているのは、業務を病棟数に対し3:4（病院：事業者）の割合で配分する予定のためと理解して宜しいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。
248	要求水準書	160	9	(3)	入院業務	その他	医事システム関連		「点数マスタ管理等」とあり、病院◎事業者◎とありますが、具体的な業務の区分（責任の範囲）については応募者側で提案を行って宜しいでしょうか。また等については点数マスタ管理に付帯する軽微な業務と理解して宜しいでしょうか。	前段については、業務の性質と協働の観点から両者を◎としています。具体的な区分については、事業者からの建設的なご提案は積極的に受けたいと考えます。 後段については、ご理解のとおりです。
249	要求水準書	160	9	(3)	時間外業務	受付（電話対応含む）			時間外業務「受付（電話応対含む）」とありますが、ここでの電話応対とは外部から直接係る外線電話ではなく内線及び転送された電話交換からの外線電話の対応と理解して宜しいでしょうか。ご教示ください。	外部から直接かかる外線電話を含みます。また受信だけでなく、病院都合による予約変更時の患者への連絡業務を含みます。
250	要求水準書	160	9	(3)	時間外業務	その他			「患者死亡時の手続き」とありますが、患者遺族の保険請求手続き・墓地埋葬の事務処理の支援の範囲を想定すれば宜しいでしょうか。	No214を参照ください。
251	要求水準書	161	9	(3)	総合相談業務	病診・病病連携事務			業務主体が病院〇、事業者が◎となっておりますが、病院やソーシャルワーカーとの業務区分並びに連携、業務フローに関して応募者側で提案をして宜しいでしょうか。	可能です。基本的には、窓口・事務手続き対応は事業者が行い、そのフォロー及び診療内容に関わるコア業務を病院職員（事務及び医療スタッフ）が行うという考え方に基づいて業務区分表を記載しています。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
252	要求水準書	161	9	(3)	総合相談業務	病診・病病連携事務			「地域医療機関の医療提供体制の情報収集」とありますが、地域連携室で現状どのような情報を収集しておられるのでしょうか。ご教示ください。	現在は、患者紹介（外来予約のみ）のあった医療機関の名称、医師氏名、連絡先（電話番号）及び診療科を記録しています。なお、次期統合医療情報システムの導入に伴い、近隣の医療機関をマスター登録することになるので、最新のマスター情報管理の業務が生じるものと思われます。 また、将来的には逆紹介先の情報についての管理も行うことが予想されます。
253	要求水準書	161	9	(3)					業務区分「総合相談業務」の業務内容にある『病診・病病連携事務』については、貴院以外の場所での活動も想定されておられますでしょうか。想定されておられるとした場合は、移動に伴う交通手段及びその費用の考え方についてお教え下さい。	具体化された活動内容を検討したことはありませんが、地域連携パスの導入などが必要と考えてます。
254	要求水準書	162	第5章	10					診療情報管理支援業務に関して、人員配置状況等の委託状況についてご教示ください。	10月22日に頒布した「医事課診療録管理に伴う労働者派遣」の仕様書等をご参照ください。
255	要求水準書	162	第5章	10	(2)	1)	ｱ	a	外来病歴、カルテ保管、フィルム保管、検査記録保管の各業務について、終業時刻が午後７時となっていますが、その設定根拠をご教示ください。	業務時間は現状を踏襲したものです。基本的に午後５時１５分で業務を終了しますが、返却カルテ収納や当日の外来カルテの運行データバックアップなどの業務のため数名が残り、午後７時頃まで時間外対応を行っております。
256	要求水準書	162	第5章	10	(2)	1)	ｲ		配置場所の病歴室とは、A棟4階の病歴室でよろしいのでしょうか。また、A棟地下の病歴保管庫の保管物についてご教示下さい。	ご理解のとおりです。A棟地下には、現在外部保管している診療録及びフィルム類を移管するほか、A棟4階で保管しきれなくなった診療録及びフィルム類を管理する予定です。
257	要求水準書	162	第5章	10	(2)	1)	ｳ	a (a)	業務を実施する企業の要件として、他の業務では「総合病院」における実績が求められていますが、本業務では「国立大学附属病院」での実績が求められています。本業務において「国立大学附属病院」での実績が求められている趣旨についてご教示頂けますでしょうか。	「国立大学附属病院」を「総合病院」に修正します。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
258	要求水準書	162	第5章	10	(2)	1)	ｱ	a	外来病歴、カルテ保管、フィルム保管、検査記録保管の各業務の終業時刻が午後７時となっていますが、スタッフ確保の観点から、問題視される部分と考えます。ＩＴ化進行に伴い、診療記録類は電子カルテ上の取扱いが主になっていくと考えられ、午後７時まで勤務すべき根拠も考えられません。これらの理由から、終業時刻は同部門の入院病歴業務等と同様に設定していただけないでしょうか。	No255を参照ください。
259	要求水準書	162	10	(2)	1)	ア	a		「夜間及び休業日においてもオンコール対応を可能とし」とありますが、オンコールが要求されるのは停電及び機器障害並びに診療上で緊急を要する場合に限定して宜しいでしょうか。この場合、医療事務としてでなくSPC全体として対応することと考えて宜しいでしょうか。	前段については、その前提で結構です。 後段については、現状では、まず時間外外来（救急）業務にて対応していますが、そこで対応しきれない場合に担当職員にコールするケースが大半となっています。この点を踏まえたうえで迅速な対応が可能であれば、SPC全体での対応で構いません。
260	要求水準書	162	10	(2)	1)	ア	a		勤務時間が1日8時間を越える業務については前提として複数の従事者でローテーションをすることを想定して提案して宜しいでしょうか。ご教示ください。	結構です。
261	要求水準書	163	第5章	10	(2)	1)	ｳ	b (b)	従事者変更時には「１ヶ月前までに変更予定日と後任予定者を通知」とありますが、現実的には上記期限に対し逸脱するケース発生が予測されます。引継ぎ等の体制構築により業務の円滑な継続を保障に努めることの提案を背景に、要求水準上では上記期限はあくまで目安として記述していただけないでしょうか。	No218を参照ください。
262	要求水準書	163	10	(2)	1)	ウ	c (e)		「医業収益へ還元」とありますが、還元の可能性を病院に提示する範囲の業務を行えばよいとの理解で宜しいでしょうか。この場合、診療情報管理単体だけでなく、SPC全体として業務を行うとの理解で宜しいでしょうか。	医業収益に直結する診療報酬請求も事業者の業務ですので、SPC全体として請求の精度向上を求めます。
263	要求水準書	163	10	(2)	2)	ウ	b (b)		「従事者を変更する場合は～後任者を通知～」とありますが、発注者が従事者の配置・人選等の人事管理へ介在することを避けるため、あくまでも施設のセキュリティ管理上の目的で通知すると理解して宜しいでしょうか。	No11を参照ください。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
264	要求水準書	163	10	(2)	3)	ア	a		病院機能の維持において、「監査（オーディット）」とありますが、想定されている具体的な実施要件をご教示ください。	現状の紙カルテを踏襲したものですが、カルテの適切な書き方などについて診療情報管理委員会とともに監査し院内報告や勧告を行うものです。
265	要求水準書	164	10	(2)	3)	ア	a (d)		「廃棄等」とありますが、何の廃棄を想定しておりますでしょうか。また、廃棄件数及び量はどの程度を想定しておりますでしょうか。ご教示ください。	要求水準書（案）に関する質問回答No441をご確認ください。今後、電子化によるフィルムレスにより廃棄量は減っていくものと想定しておりますが、保管年限の関係から新棟開始後も10年程度は同程度の廃棄量が発生すると考えております。
266	要求水準書	164	10	(2)	3)	ア	c (b)		「品質基準」とありますが、保管環境の品質基準のみを想定すれば宜しいでしょうか。	目的は診療録等を良好に保つことですので、これを考慮した基準設定をご提案ください。
267	要求水準書	164	10	(2)	3)	ア	d (b)		「データのバックアップ」とありますが、これは病院側が設置したシステムのバックアップと判断して宜しいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。
268	要求水準書	165	第5章	10	(3)				診療情報管理の本来業務とは、予めシステムに入力されたデータの分析のみでなく、病名コーディングを含む診療記録内容精査とその精度維持なども非常に重要と考えられます。業務区分表の病院側分担は、データ分析と臨床腫瘍センター内業務のみが主担当ですが、診療情報管理のコア業務としては不十分ではないでしょうか。この区分全般において分担の見直しが必要と考えられますが、いかがでしょうか。	ご指摘内容の重要性を認識のうえで、当該業務区分としております。要求水準をあわせてご覧いただき、「分析支援」の意図を汲んだうえでご提案ください。
269	要求水準書	165	第5章	10	(3)				外来病歴業務内容に「分冊処理」とありますが、具体的にどのような作業を想定しているのか、ご教示ください。	現状の紙カルテを踏襲したものですが、外来カルテ入出庫装置の規格で一定の厚さ以上のカルテは管理できないことから医師指定の部分を別棚管理する作業です。
270	要求水準書	165	第5章	10	(3)				「始業・終業等諸処理」として想定する内容を具体的にご教示ください。	始業：各端末の立ち上げ、外来カルテ入出庫装置の起動、取り込みデータ確認、入院患者カルテの病棟上げなど 終業：No255を参照ください。
271	要求水準書	165	第5章	10	(3)				「受発信連絡処理」として想定する内容を具体的にのご教示ください。	診療録（すべての診療記録が該当します）の貸出や閲覧に関し、申請者や部門との連絡を行う作業です。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
272	要求水準書	165	10	(3)	外来病歴業務				「インアクティブカルテ処理」の処理手続きについてご教示ください。	外来カルテ入出庫装置で可能な管理冊数を毎日監視しており、一定の管理数となるよう受診後約５ヵ月を基準に古いカルテを追い出しする作業です。
273	要求水準書	165	10	(3)	外来病歴業務				「会計票チェック処理」とありますが、具体的にどのような業務を想定されていますでしょうか。ご教示ください。	予約情報をもとにプリントアウトされた会計票について診療科や複数診療については診療順、貸出などは医師名を事前にチェックする作業です。
274	要求水準書	165	10	(3)	外来病歴業務				「カルテ整理、記載内容チェック」について「記載内容チェック」とは具体的にどのような業務を想定されていますでしょうか。ご教示ください。	一般にカルテの並び順や記載もれ（病名、医師署名もれなど）、ファイルしなければならない記録の有無などのチェックです。
275	要求水準書	165	10	(3)	外来病歴業務				「受発信連絡処理」とありますが具体的にどのような業務を想定されていますでしょうか。ご教示ください。	No271を参照ください。
276	要求水準書	165	10	(3)	入院病歴業務				「退院時到着カルテ及び未整理カルテ処理」とありますが具体的にどのような業務を想定されていますでしょうか。ご教示ください。	入院中に作成されたカルテで退院後病棟から到着時の受付、受け付けたカルテで内容の精査が必要な未整理カルテの整理作業です。
277	要求水準書	165	10	(3)					外来病歴業務で「会計票チェック処理」及び「記載内容チェック」とは、具体的にどのような業務を想定しているかご教示ください。	No273、274を参照ください。
278	要求水準書	165	10	(3)					外来病歴業務で「会計票チェック処理」及び「記載内容チャック」とは、具体的にどのよな業務を想定しているかご教示ください	No273、274を参照ください。
279	要求水準書	165	10	(2)	3)	イ	b	©	経営支援業務、医療事務業務と連携し、内容に応じて時系列比較や他病院、他地域等との比較を行なうなど、と記載されていますが、他病院・他地域の情報については、病院側と協力して入手して頂くと理解して良いかご教示ください。	この点は協力企業を含めた事業者のネットワークに期待したいと考えます。大学が合理的と認める範囲での協力はいたします。
280	要求水準書	165	10	(2)	3)	イ	b	©	経営支援業務、医療事務業務と連携し、内容に応じて時系列比較や他病院、他地域等との比較を行なうなど、と記載されていますが、他病院・他地域の情報については、病院側と協力して入手して頂くと理解して良いかご教示ください	No279を参照ください。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
281	要求水準書	166	第5章	10	3)				カルテ保管業務には「（院外保管カルテを除く）」と記載されていますが、フィルム保管業務には同様の記載がありません。 両者の記述に違いがある理由と、新棟完成後の院外保管の運用についてご教示いただけますでしょうか。	現状においては、カルテと異なり、フィルムはキーフィルムを除き10年間の保管期限を過ぎたものについては廃棄しています。また、平成20年の統合情報システム更新によりフィルムレス化が図られること、再開発後は院外保管のカルテ･フィルムをＦ棟・Ａ棟地下倉庫に移管する予定としていることなどから、フィルムの院外保管は想定していません。
282	要求水準書	166	第5章	10	(3)				カルテ保管業務、フィルム保管業務、検査記録の保管管理の業務内容に「資料管理機器の運転管理」とありますが、資料管理機器とはなにか、またその運転管理として想定する具体的内容をご教示ください。	自動入出庫管理システム及び移動棚（電動・手動）を指し、運転管理とはその日常管理及び操作取扱を想定しています。
283	要求水準書	166	第5章	10	(3)				病歴統計業務内容にある「疾病登録等」の分析は、主担当が病院となっていますが、具体的にどのような作業を行う想定なのでしょうか。例えば、カルテ内容と病名コーディング整合性の精査などは、ここでいう分析に含まれるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
284	要求水準書	166	第5章	10	(3)				入院病歴業務内容に「正常分娩児カルテ等処理」とありますが、自由診療分のカルテについての処理を行うということでしょうか。またその場合、具体的にどんな作業を想定しているのかご教示ください。	ご理解のとおりです。保険診療以外でも診療記録が発生し病歴室で管理しております。正常分娩児のカルテも一般の入院カルテと同様の流れで管理しています。
285	要求水準書	166	10	(3)	入院病歴業務				「記載不備・未到着カルテ処理・督促」とありますが、未到着カルテ処理とは具体的にどのような業務を想定されていますでしょうか。ご教示ください。	退院後のカルテについては退院後１４日以内の記載が規定されており、未到着カルテ処理はその追跡と督促を行う作業です。
286	要求水準書	166	10	(3)	カルテ保管業務				「院外保管カルテ除く」とありますが、院外保管業務の外注の有無や、院外保管への移行年数及び取り寄せ等の運用に関するフローについてご教示ください。	No281を参照ください。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
287	要求水準書	166	10	(3)	診療実績調査等				（カルテ入出庫、記録調査、調査資料作成等）の「等」とありますが、その他どういった業務を想定しておりますでしょうか。また、※3に「誠実に協力すること」、「本学職員と共同で業務を行う」とありますが、協力体制、業務分担及び業務フローについては応募者側で提案して宜しいでしょうか。	記載の業務に付随する段取り・スケジュール調整や内容確認、統計・分析、病院職員との協議などを指します。 後段については、注意書きに記載のとおり発生の都度協議により対応を取り決めます。日常業務の範囲内での吸収が難しい場合は、契約書の規定に従い契約変更の手続きをとるか、別事業者へ外注することを想定しています。 これを前提としたうえでのご提案は可能です。
288	要求水準書	168	第5章	11	(2)	1)	イ		SE及びＣＥを配置するシステムベンダーとは、事業契約書（案）で定義されている「病院情報システム開発業者」のことでしょうか。	ご理解のとおりです。
289	要求水準書	168	11						実施体制を検討する上で、大学側にて整備する病院情報システムの詳細が必要であると考えます。要求水準書では入札公告後に頒布するとのことでしたが、公開時期についてご教示ください。	平成１９年５月に公表した「統合医療情報システム仕様書」を頒布します。
290	要求水準書	170	第5章	11	(3)				E-learningの運営において、大学業務となっているE-learningシステムのコンテンツをご教示頂けますでしょうか。	基本は病院で開催する院内関係者向け説明会、講演会等の記録を想定しています。
291	要求水準書	170	第5章	11	(3)				E-learningの運営において、メディアコンバージョンとはどのような業務を指すのでしょうか。	「メディアコンバージョン」とは、定期的に行われる院内研修やセミナーをデジタルビデオで収録したレコード等のコンテンツを対応メディアに変換し、システムに取り込み、記録として配信する業務となります。特別な専門技術は必要なく、最初のみ病院職員が操作に必要な技術指導を行います。
292	要求水準書	170	第5章	11	(3)				病院情報システムの更新によるクライアントの数の変動、ネットワーク構成の変動に伴い維持管理業務が増加した場合の考え方についてご教示下さい。	事業契約書（案）の規定に従い、協議を行うこととなります。基本的には運営支援費の本業務相当分を逸脱しない範囲での業務方法の変更を原則としたいと考えております。
293	要求水準書	170	第5章	11	(3)				病院情報システムの更新に伴い、事業者側で既に開示した接続仕様の変更が一切ない場合に、事業者側情報システムと更新された病院情報システムとの接続のために接続追加費用が発生した場合の考え方をご教示下さい。	事業契約書（案）の規定に従い、協議を行うこととなります。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
294	要求水準書	170	第5章	11	(3)				病院情報システム側メーカの保守契約（体制体制）如何でメーカへの連絡・調整業務量が大きく変動します。事業者の責ではない作業工数変動時の考え方をご教示下さい。	事業契約書（案）の規定に従い、協議を行うこととなります。基本的には運営支援費の本業務相当分を逸脱しない範囲での業務方法の変更を原則としたいと考えております。
295	要求水準書	170	第5章	11	(3)				上記を想定して、病院情報システム更新前にはその仕様策定に事業者が参画し要望をだせる機会をご検討下さい。	むしろ病院情報システムに限らず、日々業務の最適化を検討することが大切と考えており、電算機室のスタッフへのアドバイス等を受け付ける体制を保持したいと考えています。 従って次期システムの仕様策定時には、事業者からのアドバイス・提案も積極的に伺いたいと考えます。
296	要求水準書	170	11	(3)					業務区分表「その他」のE-learninngの運営におけるメディアコンバージョンの業務内容についてご教示ください。	No291を参照ください。
297	要求水準書	170	11	(3)					業務区分表「その他」のE-learninngの運営における視聴状況等の調査の業務内容についてご教示ください。また、一般的にはE-learningシステムにおいて視聴記録を自動的に記録するシステムもあるかと思います。現在想定されているシステムにこのような機能があるのか、ご教示ください。その場合は視聴状況等の調査の業務内容はどのようになるかあわせてご教示ください。	ご指摘のシステムは既に導入されており、「視聴状況等の調査」業務とは、自動記録された視聴記録やアンケートの集計（報告書の作成）が主となります。
298	要求水準書	172	第5章	12	(1)	2)			病院総務部業務の補助業務についてですが、中々業務量を想定することが難しいところがございます。 つきましては、以下の点について貴院の想定をご教示頂けませんでしょうか。 ①秘書業務及び運転業務以外の病院総務部業務に必要な大凡の参考必要人員。 ②秘書業務に必要な大凡の参考必要人員、若しくは当該業務の対象となる幹部の方々の人数／役職 ③運転業務に必要な大凡の参考必要人員、若しくは当該業務で使用する、貴院が保有する病院車両台数及び当該車種（大型か否か）。	一般管理支援業務にかかる想定人員数については、別途頒布します。 なお、運転業務については、普通乗用車１台を用いて運転担当者が対応していますが、専任ではありません。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
299	要求水準書	172	12	(2)	1)	イ			配置場所の記載において、「病院総務部を基準とする」との基準の意味合いについてご教示ください。	基本的には総務部＝事務部門エリアに配置していただきますが、業務特性上、会議体対応や運転業務などで長時間席を外したり、別場所で業務を実施する場合も多いことからこうした記載としています。
300	要求水準書	174	12	(3)					業務区分表の「病院総務部補助」「書類作成・保管」の「書類作成・提出・報告」とありますが、具体的な病院との業務区分はございますか。先般頒布されました資料から推察するというお考えでよろしでしょうか。　ご教示ください。	関連資料を後日頒布いたします。
301	要求水準書	174	12	(2)	3)	ウ	a		家族宿泊施設の入退居スケジュールを把握する方法をご教示ください。	大学が管理する家族宿泊施設の入退居スケジュールをもとに、事業者側で適切な把握方法を提案してください。
302	要求水準書	174	12	(2)	3)	ウ	a		物品やリネン等の補充を確実に行うと記載がされていますが、ここで想定される物品が具体的に決まっていましたらご教示ください。また、その物品の調達ならびに、搬送の必要性もご教示ください。	要求水準の当該項目ウａ(b)は「リネン等の補充や物品の管理を確実に行うこと。」と修正します。 家族宿泊施設内の什器備品は病院側で調達･整備します。よって、ここでいう物品とは、病院所有の備品および民間事業者が清掃業務・施設等管理業務に用いる消耗品等を示します。
303	要求水準書	174	12	(2)	3)	ウ	a		家族宿泊施設のリネンは、布団類・カバー類を各部屋に常備し、カバー類を使用状況に応じて回収・補充する運用で宜しいかご教示ください。	ご理解のとおりです。
304	要求水準書	174	12	(2)	3)	ウ	a		家族宿泊施設を同利用者が連泊利用される場合、連泊分のカバー類を準備するのか、それとも1セット分（各1枚）のみの準備で良いかをご教示ください。	基本的には週に1回の交換とし、利用者からの要望により追加対応いただくものとします。
305	要求水準書	174	12	(2)	3)	ウ	a		清掃時に、併せて備品や設備を点検し…と記載されていますが、定期清掃は施設維持管理業務の清掃業務範囲と理解しております。つきましては、この備品や設備の点検及び、それに伴う必要な措置も清掃業務に含まれる理解で宜しいか、ご教示ください。	清掃業務にて実施されることを想定していますが、要求水準が達成される限り、どの業務の担当者が実施しても構いません。
306	要求水準書	175	第5章	12	(3)				外部監査・内部監査とはどのような監査でしょうか。実施主体、目的及び頻度をご教示下さい。	関連資料を後日開示する予定です。
307	要求水準書	175	第5章	12	(3)				採用活動に伴う学外活動とは、医師や看護師の確保に関する業務との理解でよろしいのでしょうか。	医師や看護師等であり、他の職種の採用活動を含みます。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
308	要求水準書	175	12	(3)					業務区分表の 各種会議体、研修会等事務局業務における 会場準備･設営の費用は、全て事業者負担との想定でしょうか。また、この中には 国外含む来賓・招待客等の旅費交通・宿泊費や諸謝金（お礼。 お車代。）のようなものも 含むとの理解で宜しいでしょうか。ご教示ください。	学外開催の場合に発生する会場賃借料や備品購入費、旅費交通費等は、大学負担（都度清算）となります。調達対象品が含まれている場合は、調達業務として取扱います。 ただし、事業者がより効率的に業務を実施するためのツールなどを提案する場合は、入札価格に含まれることになります。
309	要求水準書	175	12	(3)	病院総務部補助	その他	運転業務		運転業務の業務主体は事業者となっていますが、自動車に係る自賠責や任意自動車保険は大学側で付保するという理解で宜しいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。
310	要求水準書	175	12	(3)					運転業務については、必要人員は公表されるのでしょうか。また、秘書業務は、10月22日の頒布資料を踏襲という考えで宜しいでしょうか。ご教示ください。	No298を参照ください。
311	要求水準書	176	13	(1)	2)	ア	(ア)	b	調達業務に調達予算管理とありますが、これは、事務業務を指しており、予算より実績がオーバーした場合、その金額を事業者が補填するなどの金銭的な義務は含まないとの理解で宜しいでしょうか。	予算管理の趣旨はご理解のとおりですが、別途、調達業務のルールに則った減額措置は発生します。
312	要求水準書	179	第5章	13	(2)	2)	ｱ	c (c)	「病院は、調達対象機器等及び費用の調整に関する協議結果を踏まえ、事業者が調達すべき医療機器を選定する」とありますが、大学から示される調達リスト以外の機器等が選定された場合に生じる、事業者が入札時に提出する入札価格との差額の清算時期と方法についてご教示ください。	医療機器の対価は、病院との協議結果を踏まえて選定したものに対して支払うものであり、入札価格との差額の清算は行われないものとご理解ください。
313	要求水準書	180	第5章	13	(2)	3)			過去東京都の案件では、提案時の見積リストから算出される「加重平均した値引率」を、複数年に亘り事業者に遵守させる義務が課せられましたが、要求水準書には記載がない事より、本事業ではそのようなことは無い、という理解で宜しいでしょうか。	値引率等をお約束いただく予定です。またこれに基づく減額措置も発生します。 ただし、値引率が達成できなかった場合でも、当該相当額が即減額にはならないルールを考えております。詳細は後日公表予定の要求水準書別紙「調達業務について（補足）」をご確認ください。
314	要求水準書	184	1	(2)	ｱ				業務範囲が、C棟の1から5階とあり、地下1階の剖検室、霊安室、周辺廊下 は清掃対象外 という理解でよいでしょうか？ その場合、どなたが清掃や廃棄物の処理をご担当する計画でしょうか？	要求水準書184頁に記載のｱ業務範囲では、C棟の業務範囲は地上5階から地下1階と表示してあります。ご確認ください。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
315	要求水準書	185	第6章	(2)	1）	ｳ	a	(a)	当コンソーシアムでは、複数業者で業務を分担させることも検討しております。その際、500床以上の病床数を有する総合病院の実績は取り纏め会社のみに要求すべきと考えますが、全ての業者が上記を満たさなければ失格となるのでしょうか。	事業契約締結後、SPCが任意協力企業を選定する際には、要求水準書185頁に示す要件が必要となります。
316	要求水準書	187	1	(2)	3)	ア	a	(e)	「専用の運搬車」とは院内回収した廃棄物専用（一般廃棄物、産業廃棄物共用）との理解で宜しいでしょうか。また、運搬車は事業者側で用意するとの理解で宜しいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。
317	要求水準書	187	1	(2)	3)	ア	a	(g)	「再生可能な廃棄物」とは、資料6-2の再生利用で記載されている「新聞紙、雑誌等古紙及び古着、布製品等」との理解で宜しいでしょうか。これ以外にもあれば具体的にご教示ください。	ご理解のとおりです。
318	要求水準書	189	1	(2)	4)	ア	ﾀﾞｸﾄ		主な対象物として「換気口」とは給気口及び排気口の清掃であり、「排気ダクト」とは露出ダクトの外側の清掃のことでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。
319	要求水準書	192	1	(3)	業務区分表				「廃棄物の収集、運搬、処理」は病院側主体となっておりますが、院内回収で集められた廃棄物保管場所からの収集、運搬、処理との理解で宜しいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。
320	要求水準書	192	1	(3)					手術室の清掃ですが、現段階までに、感染患者及び 外来手術、緊急手術等患者の手術にはどの手術室を優先して充てる計画になっているかを お教え頂けますか？	現時点では公表できるものはありません。
321	要求水準書	193	1	(4)	費用負担区分表				感染性医療廃棄物処理システムを使用して感染性医療廃棄物処理をおこないますが、処理後に発生する廃棄物の処理費用は大学側負担との理解で宜しいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。
322	要求水準書	193	1	(4)					日用生活備品の費用区分ですが、院内で日常的に学生や研修医等が使用するペーパータオル、石鹸や消毒剤、トイレットペーパー 他の 消耗備品費も全て、事業者負担に含みますか？	要求水準書184頁に記載の清掃の業務範囲で示した病院施設の消耗品は全て対象となります。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
323	要求水準書	195	1	(2)	1)	ア			E棟はﾛｰﾘﾝｸﾞ改修時の使用場所となっており、その後教育研究施設に転用される時期が平成27年4月となっています。この時点でのお引渡しの姿はﾛｰﾘﾝｸﾞ終了時のプランでよいのでしょうか。それとも、平成24年3月の姿に戻すのでしょうか。ご教示ください。	ローリング終了時のプランです。
324	要求水準書	196	第6章	6	2	(2)	2)		医学中央機械室に設置してある特別高圧受変電設備は大学側での管理となっておりますが、新B棟他の電気主任技術者の届出は、同一敷地内とみなし大学側の電気主任技術者が兼任することになるのでしょうか	病院地区の特高変電所電気主任技術者は大学側で選任します。 大学で選任する電気主任技術者が新B棟他の電気主任技術者と兼務するか否かについては、今後の所轄行政庁との協議となります。
325	要求水準書	197	2	(2)	3)	ア	c		「施設管理者、放射線管理者の円滑な放射線管理を支援」とありますが、201ページのRI施設維持管理の業務内容を実施することが支援であるとの理解で宜しいでしょうか。他に支援となる業務がありましたらご教示ください。	要求水準書201頁に記載の「RI施設維持管理」に記載した業務のみです。
326	要求水準書	200	2	(2)	4)	イ	井水処理施設		主な対象物として「井水処理施設」とありますが、医学中央機械室脇に設置されている既存井水ろ過施設の水質管理等は大学側であり、事業者側はC棟の井水受水槽、新B棟の雑用水受水槽以降の管理で宜しいでしょう。ご教示ください。	ご理解のとおりです。 参加表明した応募者に頒布した資料（施設維持管理業務関連　基幹整備の範囲）を参照ください。
327	要求水準書	200	2	(2)	4)	イ	上水の供給		主な対象物として「上水の供給」とありますが、医学中央機械室脇に設置されている既存上水受水槽、上水揚水ポンプの水質管理等は大学側であり、事業者側は新B棟の上水高架水槽以降の管理で宜しいでしょう。ご教示ください。	ご理解のとおりです。 参加表明した応募者に頒布した資料（施設維持管理業務関連　基幹整備の範囲）を参照ください。
328	要求水準書	201	2	(3)	業務区分表				既設のRI排水処理設備の資料（装置の仕様、図面等）を開示頂けますでしょうか。ご教示ください。	大学が開示可能な図面等は追加閲覧資料として開示いたします。
329	要求水準書	201	2	(3)	業務区分表				RI廃棄物の管理に「廃棄物集荷依頼等」とありますが、処理に関する費用は大学側の負担で宜しいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
330	要求水準書	202	2	(3)	業務区分表				「立体駐車場の点検・保守」は事業者で実施することとなっていますが、エレベーターやゲート、他付属設備の資料（装置の仕様、図面等）を開示頂けますでしょうか。ご教示ください。	立体駐車場については現在、事業者の選定手続きの準備を行っています。事業者選定後に当該資料を開示する予定です。
331	要求水準書	202	2	(3)	業務区分表				立体駐車場の運営管理の「料金設定」が病院主体となっていますが、料金設定にともなうソフト変更も病院側主体で宜しいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。
332	要求水準書	202	2	(3)	業務区分表				立体駐車場に「料金徴収代行」の業務がありますが、車イス用駐車場は料金徴収は発生しないのでしょうか。ご教示ください。	「料金徴収代行」業務には、車イスを含む平面駐車場及び立体駐車場の料金徴収代行が含まれます。立体駐車場に関する付属設備の資料については、No330を参照してください。
333	要求水準書	202	2	(3)	業務区分表				立体駐車場の運営管理に発券機に関する記載がないのですが、券の購入および補充は病院側主体でおこなわれるとの理解で宜しいでしょうか。ご教示ください。	発券機に係る券の購入および補充を含めた維持管理も業務範囲に含まれます。
334	要求水準書	203	2	(5)	費用負担区分表				RI施設維持管理に「RI施設維持管理にかかる費用」とありますが、運転・監視、点検、保守が事業者の範囲であり、修繕や更新は大学側の負担との理解で宜しいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。
335	要求水準書	203	2	(4)					用語の定義に簡易修繕についての記載がないのですが、簡易修繕の定義をご教示ください。	保守に含まれる部品の取替え等を意味します。
336	要求水準書	205	3	(2)	2)	ア	d		屋上ヘリポートの利用頻度について「要求水準書等に対する質問回答書」No.585では「具体的な離発着想定回数は設定していません」とありますが、その後、新たに設定されていましたらご教示ください。	設定していません。
337	要求水準書	205	3	(2)	2)	ア	d		「ヘリの離発着の際の準備」とありますが、ヘリポート上に離発着の障害となる物の確認、排除との理解で宜しいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
338	要求水準書	205	3	(2)	2)	ア	d		「出入り口の管理・誘導」とありますが、誘導とは患者を搬送する病院職員等の誘導との理解で宜しいでしょうか。ご教示ください。	ご理解のとおりです。
339	要求水準書	206	3	(2)	3)	ウ			患者満足度を確保するために、過去のクレームや要望などのリスト、分析等の資料がありましたら開示頂けますでしょうか。ご教示ください。	参加表明した応募者に対して「患者さまの声」の閲覧を可能としますのでご参照ください。
340	要求水準書	207	第6章	6	3	(3)			業務区分表「窓口業務」における「拾得物・遺失物の受付」は、拾得物・遺失物の一次保管と一次取次ぎ業務であり、拾得物・遺失物の保管管理及び最終処理は病院側業務であるとの理解で宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。
341	要求水準書	211	1	(1)	1)	ｱ			利便施設の事業者運用開始日について、利便施設の内ホール渡り廊下1階に設置する施設の運用開始日は平成24年4月からと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
342	要求水準書	211	1	(1)	1)	ｱ			利便施設の内、既存棟にあるものの改修時期は一定ではありません。改修後も既存棟にて営業するものの運営については平成27年3月までは既存業者が行うのでしょうか。それとも開始日は平成27年4月にとらわれずに、改修後その施設の使用にあわせて行うとして宜しいでしょうか。	平成24年4月より現有設備を含めて利便施設の運用を事業者にて行っていただきます。
343	要求水準書	211	1	(1)	1)	ｱ			利便施設の内、既存棟に存在する施設の改修時の運営については、仮店舗等にて対応すると考えてよいでしょうか。其の場合の仮店舗施設の設置等についての場所確保、施設費用、移転費用等は、大学負担なのか、既存業者負担なのか、新業者負担なのかご教示ください。	原則として仮店舗等は設けず改修ﾛｰﾘﾝｸﾞ計画の中で代替施設の利用などで不便が少ない提案を求めます。 各種の費用については事業者負担です。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
344	要求水準書	211	1	(2)					建物使用料について、「国立大学法人筑波大学の財産貸付料の算定に関する細則」は、第2条で「建物の貸付料＝平方メートル当たりの貸付料年額Ａ×貸付面積Ｂ＋土地にかかる加算額Ｃ」、「Ａ＝当該貸付を行おうとする財産の近隣地域内に所在する賃貸取引事例又は民間精通者の意見価格等を基に算定する」と規定しています。現時点での本件利便施設運営業務に係る諸室（売店、薬店・介護用品、食堂、オープンカフェ、展望喫茶店、理容室、窓口サービス、その他利便設備）の平方メートル当たりの貸付料年額Ａ（見込金額）をご教授下さい。また、本件利便施設運営業務では「土地にかかる加算額Ｃ」はないものと理解していますが宜しいでしょうか。	前段の利便施設運営業務に係る諸室の平方メートル当たりの貸付料年額Ａ（見込金額）は、国立大学法人筑波大学の財産貸付料の算定に関する細則に基づき、算出する予定です。 参考までに平成19年度建物貸付料は１平方メートル当たり年額15,255円です。 後段はご理解のとおりです。
345	要求水準書	211	1	(2)					建物使用料について、「国立大学法人筑波大学の財産貸付料の算定に関する細則」第2条での「貸付面積Ｂ」とは、オープンカフェの場合、「カウンター・厨房だけではなく客席の置かれている床部分も含めて貸付面積とする」との理解で宜しいでしょうか。また、コインランドリー、コインロッカー、公衆電話、自動販売機、現金自動預入支払機の場合、「当該設備が設置されている床部分だけを貸付部分とする」との理解で宜しいでしょうか。	前段は、オープンカフェの場合、貸付面積の対象はカウンター・厨房のみで、客席の置かれている床部分は専らSPCが占有しない場合は対象外となります。後段はご理解のとおりです。
346	要求水準書	211	第7章	7	1	(2)	2)	ア	利便施設の「想定場所」の記載がありますが、想定場所以外の提案でも要求水準未達とならないという認識でよろしいでしょうか？	応募者から基本設計を改善する提案があった場合等、利便施設の想定場所として記載している場所以外でさらに利便性の向上が期待できる場合については要求水準未達とはならないと考えています。
347	要求水準書	211	第7章	7	1	(2)	2)	ア	公衆電話の設置・管理が事業者側業務となっておりますが、事業開始後の院内での携帯電話の使用制限の考え方についてご教示下さい。	事業開始後の使用制限は現時点では未定です。なお、現状における携帯電話使用については、回答別紙を参照ください。
348	要求水準書	211	第7章	7	1	(1)	2)	ア	コインロッカーの想定場所がB棟1階となっていますが、ｐ72では新B棟1階にも設置するものとされています。コインロッカーの大きさや設置場所については、事業者提案と考えてよろしいのでしょうか。	コインロッカーの設置位置は提案によります。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
349	要求水準書	212	1	(2)	1)	ｲ			利便施設の想定営業時間等の設定変更は可能でしょうか。ご教示ください。（例えば売店の24時間営業化など）	設定変更は可能ですが、想定営業時間の短縮は認められません。
350	要求水準書	212	1	(2)					下記の施設の現在の店舗面積をご教示下さい。 ・売店 ・薬品・介護用品店 ・食堂運営（外来者用・職員用） ・喫茶店 ・窓口サービス	次のとおりです。 売店：108㎡ 薬品・介護用品店：30㎡ 食堂運営（外来者用・職員用）・喫茶店：718㎡ 窓口ｻｰﾋﾞｽ：24㎡
351	要求水準書	212	1	(2)					その他利便設備の設置・管理について、コインランドリー、コインロッカー、自動販売機の現行の1日当たりの平均来客数、単価をご教示下さい。	回答別紙を参照ください。
352	要求水準書	212	1	(2)					その他利便設備の設置・管理について、コインランドリー、コインロッカー、公衆電話、自動販売機、現金自動預入支払機の現在の設置台数をご教示下さい。それぞれについて過不足等があればご教示下さい。	回答別紙を参照ください。
353	要求水準書	212	第7章	7	1	(2)	1)	ｲ	注意書きに、「想定営業時間の詳細については事業者の提案に委ねる」とありますが、例えば売店について ①営業時間を短縮したご提案は必須項目審査の中で失格になりませんか。 ②売店の24時間営業について、例えば病院職員の方々のご要望／お考えは如何でしょうか。	①はNo349を参照ください。②はご理解のとおりです。
354	要求水準書	213	7	1	(3)				利便施設巡回販売のサービスレベルが不明です。現在どのようにで行っているかご教示下さい。	回答別紙を参照ください。
355	要求水準書 別紙4-4～4-5	4-4～ 4-5-10							階構成、各階毎の各部門の位置と構成については、要求水準書別紙4-4～4-5-10までの基本設計を遵守し、部門内の室構成については変更が可能と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
356	要求水準書 別紙4-5	4-5-1 ～4-5- 10							別紙4-5及び基本設計説明書に示されている図面は平成19年6月20日改正建築基準法、医療法に満足しているものとの理解でよろしいでしょうか。	各種法規に適合しているかは、行政庁との詳細な協議の上、確認可能な事項です。実施設計等において遵守してください。
357	要求水準書 別紙4-6 主な室の条件	(1)	1	(4)	1)	ｲ			別紙4-6(1)主要な室の条件の　１．主要な室の考え方において、「室の機能を維持しうる適切な範囲で変更することが出来るが、可能な限りで必要面積を確保すること」とありますが、各部門内の室面積に変更が生じた場合の各室、各部門の面積の取り扱いと面積の記載方法とそのとりまとめ方はどのようにしたらよろしいでしょうか。	面積のとりまとめは様式24-4により、各室、各部門の面積表記まで求めません。
358	要求水準書別紙4-5-2								オープンカフェの配置はエントランスホールの中庭側に配置されてありますが、スペースとして十分ではないと考えます。配置を大きく変更した提案は可能でしょうか？	可能です。オープンカフェをエントランスホール内に設置することを求めた趣旨は、外来患者を中心とした利用者のアメニティ施設を利用しやすい場所に設置するところにあります。以上を勘案して提案してください。
359	別紙5-3　（ＭＥセンター管理機器）								管理対象のＭＥ機器には 在宅使用分も含まれ従来看護部門等で管理してきた分も集約されるのでしょうか。もしそうであるならば概算で構いませんので 各数量をお教え下さい。	在宅使用分も含んでおり、現在もMEセンター（ME機器管理室）にて管理しております。 ただし在宅用の機器は基本的にリース対象となり、対象数量として仮定条件を後日提示する予定です。
360	落札者決定基準	2	2			※			応募者別対話における協議内容の中には、各業務の実施方法や施設のあり方に対する大学側の考え方など、審査委員の方々にもご承知頂くべき事項が出てくることが想定されますが、これらについては、審査委員会に対して大学側から審査に先立ちお伝え頂けるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
361	落札者決定基準	2	2						審査手順の図では、必須項目審査で未充足になると失格とあります。一方で、基本協定書（案）3条2項2号の条文からは、大学提示条件に合致しない提案（逸脱提案）があっても落札者となりうると理解できます。必須項目審査で未充足とされることと、逸脱提案の違いをご教示ください。	必須項目審査は落札者決定基準の3頁1)ｱ必須項目審査に示すとおり「要求水準を満たすための基本的能力を有する」ことを判断するための審査であり、必須項目提案書について大学が要求水準を満たす能力がないと判断した場合は失格となります。 加点項目審査は落札者決定基準の4頁1)ｲ加点項目審査に示すとおり、加点項目提案書について審査委員会が審査を行いますが、逸脱提案とは、加点項目提案書において大学提示条件と合致しない提案を示します。
362	落札者決定基準	4	2	(2)	1)	イ			「評価項目ごとに4段階評価とし、」とありますが、各段階ごとに与えられる点数(得点割合)をご教示ください。（例：A評価；配点の100%、B評価；80%　など）	11月16日に公表した落札者決定基準をご覧ください。
363	落札者決定基準	5	2	(2)	1)	イ	(ア)		評価項目「成長するPFIの実現」中の③に、「事業期間のみならず更なる将来に亘って」とありますが、事業期間満了後の事業方式について、現時点におけるお考えをご教示ください。（例：大学直営を想定、引続き民間への委託重視の体制を予定など）	引き続き民間へ委託することになるかと思われますが、現時点では明確な回答をすることは出来ません。
364	落札者決定基準	6	2	(3)					落札者の決定に関連し、全ての提案者の入札価格が予定価格を超えた場合の取扱いについてご教示ください。	入札説明書の17頁の19(8)を参照ください。
365	様式集	6	1	(3)	5)				様式54-1、様式54-2～はA3版の図面集となっています。様式54-1は図面集の表紙・目次とありますが様式例が無く、様式54-2は様式は自由となっています。表紙・目次についてはすべて様式54-1としてまとめ、様式54-2同様にA3版の自由様式と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
366	様式集	6	1	(3)	5)				様式54-2～はA3版の図面集は、Ｖ図面集に綴じる図面の種類毎に様式54-2以降の様式番号を付すことになっていますが、具体例として配置図であれば様式54-2、外部仕上表であれば様式54-3といった具合にまとめることでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 ただし、具体例で示されている配置図が複数枚の場合は、様式54-2-1等、枝番を振るなどしてください。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
367	様式集	7	2	(2)					提案書の正本と副本で、記載内容の変更点は無いとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
368	様式集	7	2	(2)					提案書のうち、Ⅰ.入札所に関する提出書類についても、正本：1部（正本、両面印刷）、副本：35部（バインダー左綴じ　両面印刷30部、片面印刷5部）の提出が必要でしょうか。	Ⅰ.入札書に関する提出書類については、提出部数を正本1部、副本1部に修正します。
369	様式集	7	2	(2)					提案書の提出部数が正本：1部、副本：35部とあり、かなりの部数の提出をすることとなりますが、本提案書は1部が1,000ページ以上となるため、その作成及び搬送にかかる時間・コストはかなりのものとなります。提案書は電子データでの提出も課せられておりますので、副本の提出部数を10部程度として頂けないでしょうか。また、本要望をお聞き入れいただけない場合、その理由をご教示下さい。	提案書の整理や審査に関与する学内外の関係者が多いことや短期間で効率的に提案書の整理や審査を実施する観点から提出部数を設定しております。ご理解ください。
370	様式集	8	2	(4)					提案書への登録受付番号の記入は、すべてのページに対して行うとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
371	様式集	8	2	(4)					提案書の右上欄に記入する登録受付番号は、様式番号行を改行して記入すれば宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
372	様式集	8	2	(5)					「応募者の構成員や任意協力企業など、応募者が特定できる表記」とありますが、この「など」の具体例を列挙頂けますでしょうか。	金融機関、保証会社、各種アドバイザー等を指します。
373	様式集	8	2	(5)					金融機関、各種アドバイザー等の企業については、特定できる表記は可能との理解で宜しいでしょうか。	金融機関、各種アドバイザー等の企業についても、特定できる表記は不可とします。
374	様式集	8	2	(5)					「応募者の構成員や任意協力企業など、応募者が特定できる表示は一切しないこと。」とありますが、提案書全般（特に、出資者構成などの事業計画関連提案）について表現上の大きな制約となってしまい、提案の主旨をうまく伝えることが困難になります。企業名を記載してもいいようにお願いいたします。	原案のとおりとします。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
375	様式集	8	2	(6)	③				「1行の文字数は40」というのは、Microsoft Word形式にてページ設定をそのように設定すればよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
376	様式集	8	2	(6)	⑥				ⅡからⅤについて提出書類毎に右下に総頁及び頁を記すことになっていますが、様式集にある中央の算数字の頁数は記入する必要はないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
377	様式集	8	2	(8)	①				作成するPDFは、様式毎に別ファイルにするのでしょうか。それともⅡ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ毎に作成するのでしょうか。	Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ毎に作成してください。
378	様式集	51	3-3	(1)					計画諸元で既存棟の表の下に「新棟の接続部、提案による増築部など、面積が増減する部分について記載」とありますが、これは既存棟の表に対する注意書きと判断してよろしいでしょうか。また既存棟の欄には既存Ａ棟、新Ａ棟、Ｂ棟、Ｃ棟、Ｄ棟、Ｅ棟、Ｆ棟に区分して、増減する面積のみを記入することでよろしいでしょうか。また、仕様欄は具体的に何を記載すればよろしいでしょうか。	既存棟の面積記入はご理解のとおりです。 面積の増減については各々各欄に記載してください。 仕様欄は内外仕上や構造、設備などを記入してください。
379	様式集	73	5－2	(2)	2)				人員配置計画として、詳細業務別、人件費単価別、時間帯別の1日あたり人員配置数に関する記載項目がありますが、事業期間を通して記載の人員配置を求められるのでしょうか？	当該項目はどのような配置方法を想定して入札価格及び提案書をご提示されているかを確認することが主な目的です。従って、モニタリングにおける要求水準の達成がなされる限り、実際の運用開始後の配置数に相違が生じることは構いません。
380	様式集	73	5－2	(2)	2)				人員配置計画として、詳細業務別、人件費単価別、時間帯別の1日あたり人員配置数に関する記載項目がありますが、H25年予定の病院情報システム導入やその仕様内容により、人員の配置場所や人員数が変化いたします。従って、ここでは病院情報システム導入以前の人員配置計画を記載すればよろしいでしょうか？	入札時には、平成20年更新予定の医療情報システムを前提としたご提案で構いません。 ただし、別途「成長するPFI」の主旨を踏まえた業務再構築にかかるご提案は期待したいと考えます。
381	様式集	105	12－2	(2)	2)				ここで示された表では単価表記が百万単位となっています（別項の同様表の場合も同じ）。この場合は千円単位での設定が一般的と思われますが、よろしいでしょうか。	他の業務を含め千円単位に変更します。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
382	様式集	114	(2)	1)					「仮に運営支援費の本業務相当分は変えないとした場合に…」とありますが、これは病院情報システムが更新された場合を想定して記入すれば宜しいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
383	様式集	147	22-2	(3)					入札提案時点では金融機関の選定は終了していることが想定されますが、その場合は何を記載したら宜しいでしょうか。	金融機関を選定した方法及び基準を記載してください。
384	様式集	147	22-2	(5)					「優先株、劣後借入等による調達をする場合は、それぞれ区分し、」とありますが、これは、優先株については「自己資金」、劣後借入については資金拠出者に応じて「自己資金」又は「外部資金」のどちらかに、それぞれ「優先株」「劣後借入」といった区分を追加表示して明記する、という理解で宜しいかご教示ください。	ご理解のとおりです。
385	様式集	148	22-2	③					「備考欄には、担保設定に関する条件や調達した資金の使途などを記入すること。」とありますが、ここでいう「備考欄」とは、次の(6)において示されている表中の備考欄を指しているという理解で宜しいかご教示ください。（(5)で示されている表には、備考欄が設定されていない。）	ご理解のとおりです。
386	様式集	149	22-3	(3)					資金不足発生の場合の対応策は、様式22-4の（2）財務管理計画の中の事業者の財務状況悪化時の対応に含まれているのではないかと存じますが、敢えて本様式に別書とする理由をご教示ください。	収支計画に記されている数値を参照しながら、解説していただくためです。
387	様式集	152、154	22-6、22-8						指定されたexcel様式（様式45-7および45-9）について、様式45-8（注書き）と同様に、必要に応じて適宜項目を追加してもよいかご教示ください。	適宜追加して構いません。
388	様式集	153	22-7						様式45-8における、DSCRおよびLLCRの算定式（本様式記入上の定義)をご教示ください。	次のとおりとします。いずれも、小数点第２位未未満切捨てで記入してください。 DSCR＝当該年度の借入金等償還額及び支払利息控除前の純資金増加額／当該年度の借入金等償還額及び支払利息の合計額 LLCR＝借入期間にわたる元利金返済前キャッシュフローの現在価値の合計／借入元本

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
389	様式集	160	2	(2)	②	1)			「患者や・・来院者が快適に過ごすことが可能な、施設面・運営面での工夫・取り組みについて、病棟・外来・検査系のエリアごとに具体的に記載してください」とありますが、施設的には新棟だけが提案範囲で、既存改修については提案できません。新棟の外来・検査は、1階の救急周辺しかありませんが、この部分に限った提案だけということでしょうか。	患者等のｱﾒﾆﾃｨ向上については病院全体での取り組みを求めています。 既存棟においても患者などの快適性を求めており、実施設計を要求水準とし、それを充足した上でさらに良い提案は可能とご理解ください。
390	様式集	168	5	(1)	1)				二番目の〇に、「収入・支出の適正化に対する取組み」とありますが、ここでいう適正な収入・支出について、①収入・支出がどのようなバランスにあれば「適正」とされるとお考えであるか、また、②適正性についてはどのように（何に基づき）判断することを想定されているのかについてご教示ください。	「収入・支出の適正化に対する取組み」とは、収入を増加し、支出を減少させるための取り組みを意味します。
391	様式集	174 175	53-4 53-5						様式53-5の工事費の内訳書の合計は、様式53-4の中の「工事業務及びその関連業務費」と等しくなるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
392	様式集	181	53-8						病院運営支援費の中に調達業務費の記載を行うようになっており、様式53-9に記載する調達費の内訳書と異なる内訳となっておりますが、何か特別な意味がございますでしょうか。	調達業務費は、様式53-8の調達業務費の費目は、医療機器、什器備品調達費、診療材料等及びその他の4つに改めます。また、様式53-9の（病院運営支援費のうち調達費の内訳書）を（病院運営支援費のうち調達業務費の内訳書）に改めます。
393	様式集	181 182	53-8 53-9						様式53-8の中の「調達業務費」において、医療機器等及び診療材料等の調達価格はどのように表現すればよろしいのでしょうか。様式53-9との関連と併せてご教示下さい。	No392を参照ください。
394	基本協定書（案）	2	前文						本協定書の民間側の締結者となる落札者の内訳は、代表企業・マネジメント協力企業・施設整備協力企業であるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
395	基本協定書（案）	2	第1条						本条の「第4条の規定に基づき落札者[及び●]（以下、「当初株主」という。）」の「●」とは具体的に何を指すのでしょうか。	落札者以外に事業予定者に対して出資する者を指しています。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
396	基本協定書（案）		3条	1項					「入札説明書等に記載の条件を十分に理解し、これに合意したことを確認する。」とございますが、提案段階における入札説明書以外の資料に関する質疑と回答のやり取りは1回しかなく、回答に対して更に質疑が発生することも考えられます。その場合には、本協定書3条6項にございます「事業契約に関する協議」において質疑回答のやり取りが可能との認識でよろしいでしょうか。	入札説明書以外の資料に関する質疑と回答はNo.1への回答をご覧下さい。後段についてはご理解のとおりですが、他の応募者が落札者よりも有利な条件や価格を提示することが明らかに可能となる条件変更は行いません。
397	基本協定書（案）	2	第3条	2	(1)				「応募提案書類」とは、「入札提案書類」という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。「応募提案書類」は「入札提案書類」に訂正します。
398	基本協定書（案）	2	第3条	2	(1)				「応募者面接速記録」とありますが、「応募者面接」の定義をご教示ください。	入札提案書類の詳細を確認するために、大学が応募者に対して行うヒアリング等を意味しています。
399	基本協定書（案）	2	第3条	2	(1)				応募者面接速記録の内容は，基本協定書（案）締結前に開示していただけると理解して宜しいでしょうか。	開示する予定です。
400	基本協定書（案）	2	第3条	2	(1)				「本協定書の調印日までに当該応募者提案書類を詳細に説明する目的で落札者又は事業予定者が作成して･･･」とありますが，入札説明書では落札者決定後7日以内に基本協定書（案）を締結することになっておりますので，基本協定書（案）調印日までに事業予定者が設立されているということは現実的にはありえないのではないでしょうか。	基本協定書（案）調印日までに事業予定者が設立された場合を想定して規定しています。
401	基本協定書（案）	2	第3条	2	(1)				「大学がその合理的な裁量によりこれを決定することができること」とありますが，決定に際しては，原則として落札者との協議が行われると理解して宜しいでしょうか。決定プロセスの詳細をご教示ください。	大学の裁量により合理的なヒアリング等の手続きをとることはありますが、協議等を行うことが大学に義務付けられるものではありません。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
402	基本協定書（案）	2	第3条	2	(2)				大学提示条件に合致することが確認できない入札提案は，落札者決定基準上必須項目審査失格になるかと思料いたしますが，本号，次号及び第3項～第5項の内容を基本協定に規定していることから推察すると，軽微な逸脱（要求水準書の未達）の場合には失格とせず，大学提示条件を逸脱提案に優先させることにより，逸脱提案をした応募者を落札者に選定することがある，と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、応募者提案が大学提示条件を上回ることは許容されているため、かかる応募者提案は、逸脱提案に該当しません。
403	基本協定書（案）	2	第3条	2	(2)				大学提示条件に合致しない提案を「逸脱提案」と定義されていますが，提案に記載された性能又は水準が入札提案書等の性能又は水準を上回る場合は，それが大学提示条件に合致しないとしても逸脱提案とに該当することはなく，本条第5項による追加費用等の補償は発生しないと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
404	基本協定書（案）	2	第3条	第2項					本条の「大学提示条件」とは、事業契約書（案）第1条第37項に規定されている「入札説明書等」のことである書類との理解で宜しいでしょうか。	「大学提示条件」とは、事業契約書（案）第1条第37項に規定されている「入札説明書等」のほか、応募者別説明会の結果として大学が公表した資料も含みます。
405	基本協定書（案）	3	第3条	2	(2)				逸脱提案の意味は、応募者提案が大学提示条件に合致しない場合とありますが、この意味は、内容の良し、悪しではなく、単に条件と合致していないとの理解で宜しいでしょうか。 仮にその場合、いくら大学提示条件よりも良い内容であっても評価には結びつかないとのことでしょうか。	逸脱提案の意味はご理解のとおりです。大学提示条件よりも優れた提案がなされた場合は、別添資料2落札者決定基準の「加点項目審査の評価項目及び視点」に基づき評価する場合もあります。
406	基本協定書（案）		3条	2項	2号				本条文から、逸脱提案があっても落札者となりうると理解できます。「逸脱提案」と「要求水準未達」との違いをご教示ください。	No405を参照ください。
407	基本協定書（案）	2	第3条	3					逸脱提案に関する書面通知は，いつまでにいただけるのでしょうか。また，逸脱提案に該当するものがなかった場合にも，その旨の通知はいただけるのでしょうか。	逸脱提案に関する書面通知は、落札者の決定までに通知する予定です。逸脱提案に該当するものがなかった場合にも、その旨の通知を行う予定です。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
408	基本協定書（案）	3	第3条	5					逸脱提案を含むことに起因して大学に追加費用等が生じた場合、落札者は追加費用を補償、とありますが、逸脱提案に起因して 大学側に発生する追加費用とは例えばどのようなものがあるかご教示ください。また、その場合の追加費用の内容、明細等は開示して頂けるのでしょうか。	逸脱提案の確認手続のために大学がコンサルタント等の第三者に対して支払う報酬等を想定しています。なお、追加費用の内容や明細等は、大学が必要と認める範囲で開示する予定です。
409	基本協定書（案）		3条	5項					「逸脱提案を含むことに起因して大学に追加費用等が生じた場合」とございますが、具体的にどのようなものが想定されますでしょうか。	No408を参照ください。
410	基本協定書（案）		3条	2項	1号				「応募者面接」には入札前に実施される応募者別対話は含まれないとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
411	基本協定書（案）	3	第4条	1					「遅くとも第9条に規定する準備行為の開始前までに」とありますが，第9条では落札者自らも自己の費用と責任において準備行為を行うことが認められており，準備行為を円滑に進捗させるためにも，事業予定者の設立を準備行為の開始前までと規制する必要はないのではないでしょうか。	次のとおり修正します。「遅くとも第９条に規定する準備行為の開始前までに」→「第９条に規定する準備行為として遅くとも事業契約の締結までに」
412	基本協定書（案）		6条	1項					事業会社（SPC）に融資する金融機関は、落札者の構成員が保有するSPCの株式に対して、質権を設定することはできないとの認識でよろしいでしょうか。	基本協定書（案）第6条第2項に基づきあらかじめ大学に通知し、大学の事前の書面による承諾を得れば可能です。
413	基本協定書（案）	3～4	第6条	1～3					株式の譲渡等について，「落札者の構成員」に限定された規定となっておりますが，落札者の構成員ではない株主については制限等は必要ないと理解して宜しいでしょうか。	落札者の構成員ではない株主についても、落札者の構成員と同様の制限等を設けるよう、条文を修正します。
414	基本協定書（案）	4	第6条	3					第1号で示す誓約書に不備がなければ，大学は合理的な理由なく株式の譲渡等の承諾を拒むことはできないと理解して宜しいでしょうか。	誓約書の不備を理由に承諾を拒むものではなく、大学として合理的に承諾できる理由を提供できない場合に拒むとご理解ください。
415	基本協定書（案）	4	第6条	4、5					「その他予め大学が指定する事項」とは，合理的に必要と認められる事項に限られると理解して宜しいでしょうか。また，具体的に想定されている事項がありましたら，ご教示ください。	ご理解のとおりです。具体的に想定している事項は、現時点では明示することは出来ません。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
416	基本協定書（案）	4	第7条	1					「これら以外の本事業の業務につき委託し又は請け負わせる協力企業を選定する場合には」とありますが，「これら以外の」は「本事業の業務」「協力企業」のいずれににかかるのでしょうか。また，いずれの場合にしても，「これら以外」とは，別紙3に記載されている以外という理解で宜しいでしょうか。	「これら以外の」は「協力企業」にかかります。後段はご理解のとおりです。
417	基本協定書（案）	4	第7条	1					「建設業務」とは，事業契約書（案）に定義されている「工事業務」のことでしょうか。	ご理解のとおりです。
418	基本協定書（案）	5	第7条	2					落札者は事業契約締結後速やかに事業予定者をして業務委託契約又は請負契約を締結せしめる旨が規定されておりますが，「速やかに」とは，本事業の各業務開始に支障がでることがないように各契約締結を行えば問題はないと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
419	基本協定書（案）	5	第7条	第3項					本項の「また、落札者は、・・・実施させなければならない。」を削除頂けますでしょうか。落札者が協力企業の業務実施に対して本案文のような義務を負うことはできません。削除いただけない場合はその理由をご教示下さい。	事業契約上SPCが大学に対して負担する義務の履行能力の確保のために必要ですので、努力義務として負担していただきます。末尾を次のように修文します。「実施させなければならない。」→「実施させるよう努めるものとする。」
420	基本協定書（案）	5	第7条	第3項					本項の「また、落札者は、・・・実施させなければならない。」とありますが、協力企業が業務を誠実に実施しなかった場合、落札者に何らかの義務・債務を負わせることを想定されているのでしょうか。	No419への回答を参照ください。
421	基本協定書（案）		8条	3項					「その他一切の書面」は非限定的な表現で、事業者側に過大な負担となる可能性がございます。本表現を削除されても条文の主旨は変わらないと思料いたしますが、お考えをお聞かせ下さい。	ご指摘に基づき削除します。
422	基本協定書（案）		8条	4項					「事業契約締結に関し必要と考えられる手続」とは、具体的にどのようなものかご教示ください。	事業契約の締結に係る学内決裁等の諸手続を意味しています。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
423	基本協定書（案）	5	第8条	5					契約保証金を納付しなければならないが，履行保証保険契約の締結等があれば契約保証金の納付は免除される旨の記載となっておりますが，入札説明書では契約保証金は免除であるが履行保証保険契約の締結等は必要である旨の記載となっております。また，事業契約書（案）第44条でも履行保証保険契約の締結等についてのみしか定められておりません。疑義が生じることを避けるため，入札説明書に則した記載に修正願えますでしょうか。	第8条5項の規定は、入札説明書22. (2)と同様の記載に修正します。
424	基本協定書（案）	5	第8条	5	(1)				事業契約の締結に先立ち履行保証保険契約を締結する旨が定められておりますが，履行保証保険契約を締結するにあたっては，対象契約である事業契約が締結されている必要があるかと考えます。「事業契約の締結に先立ち」ではなく，「事業契約の締結後可能な限り速やかに」と修正願います。	「事業契約の締結に先立ち」を「事業契約の締結後速やかに」に修正します。
425	基本協定書（案）		8条	5項	1号				「維持管理・運営期間開始日」とは、現状では平成24年4月1日を予定しているとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、No.423への回答のとおり、本規定は入札説明書22. (2)と同様の記載に修正します。
426	基本協定書（案）	5	第8条	5	(1)				保険会社との履行保証保険契約の締結に代えて，銀行や保証事業法にもとづく保証事業会社による保証とすることも可能でしょうか。	可能です。
427	基本協定書（案）	5	第8条	5	(1)				「新棟新設工事等の工事費」とありますが，「新棟等工事関連費」ではないでしょうか。	No423を参照ください。
428	基本協定書（案）	5	第8条	5	(1)	①			履行保証保険契約の付保期間は，入札説明書及び事業契約書（案）に記載のとおり，「事業契約締結の日から新棟新設工事完成の日まで」と理解して宜しいでしょうか。	No423を参照ください。
429	基本協定書（案）	5	第8条	5	(1)	①②			「新棟新設工事等の工事費」とありますが，「新棟等工事関連費」ではないでしょうか。	No423を参照ください。
430	基本協定書（案）	5	第8条	5	(1)	②			「建設者をして」とありますが，設計者や工事監理者を含めた施設整備協力企業各社が，各々の業務受託金額又は工事請負金額に応じた比率により分割付保することは可能でしょうか。	No423を参照ください。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
431	基本協定書（案）	5	第8条	5	(1)	②			履行保証保険契約の付保期間は，入札説明書及び事業契約書（案）に記載のとおり，「事業契約締結の日から新棟新設工事完成の日まで」と理解して宜しいでしょうか。	No423を参照ください。
432	基本協定書（案）	6	第8条	5	(2)				「既存棟改修工事の工事費」とありますが，「既存棟工事関連費」ではないでしょうか。	No423を参照ください。
433	基本協定書（案）	6	第8条	5	(2)				履行保証保険契約の付保期間は，入札説明書及び事業契約書（案）に記載のとおり，「既存棟改修工事の開始の日から完成の日まで」と理解して宜しいでしょうか。	No423を参照ください。
434	基本協定書（案）	6	第9条	1					落札者又は事業予定者の設立後においては事業予定者は，自己の費用と責任において準備行為を行うことができる旨の記載がありますが，落札者以外の協力企業も自己の費用と責任において準備行為を行うことができると理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
435	基本協定書（案）	6	第10条						本条の「又は落札者は事業予定者をして本事業に関して・・・知り得た相手方の秘密につき」とは、「落札者が事業予定者を通じて（経由して）・・・知り得た相手方の秘密」との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
436	基本協定書（案）	6	第10条						「第三者」には，事業予定者は含まれないと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
437	基本協定書（案）	6	第10条						別紙4（秘密保持に関する事業予定者による誓約書）の提出についてを，本条に記載するのではないでしょうか。	ご指摘に基づき記載します。
438	基本協定書（案）	8	別紙1						事業予定者名を記載するようになっておりますが，基本協定書（案）締結時点において事業予定者の商号を決定しておく必要はないと思われるため，記載は不要なのではないでしょうか。記載が必要な場合には，予定している事業予定者の商号を記載するにとどめ，事業予定者を設立した際に商号が変更になっても問題はないと理解して宜しいでしょうか。	事業予定者名は記載してください。事業予定者を設立した際に商号が変更になった場合についてはご理解のとおりです。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
439	基本協定書（案）	9	別紙2						「株主は」とありますが，第6条では「落札者の構成員」に限定された記載となっているため，対象は「落札者の構成員」のみであると理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
440	基本協定書（案）	11	別紙2	別添2					下記の1及び3にて「本事業契約」という記載がありますが，前文にて「本契約」と用語の定義をしておりますので，「本契約」に修正願います。	修正します。
441	基本協定書（案）	11	別紙2	別添2					下記の4に，「予め本誓約書の様式と内容の誓約書を提出させるとともに」とありますが，「内容」ではなく「同内容」ではないでしょうか。	ご指摘のとおりです。「同内容」に訂正します。
442	事業契約書（案）	全般							本事業契約書（案）に記載されている大学側が負担する「合理的な増加費用」等に関して、合理的な金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
443	事業契約書（案）	1	第1条	3					括弧書きにて「ただし，立体駐車場維持管理業務については平成21年4月1日から維持管理・運営期間開始日を含む。」とありますが，この文章は「平成21年4月1日を維持管理・運営期間開始日とする。」という意味と理解していますが宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
444	事業契約書（案）	2	第1条	22					「応募提案書類」とは、「入札提案書類」という理解で宜しいでしょうか。 また、「応募者面接記録」とありますが、「応募者面接」の定義をご教示ください。	ご理解のとおりです。
445	事業契約書（案）	2	第1条	22					「基本協定書（案）の調印日までに当該応募者提案書類を詳細に説明する目的で落札者又は事業者が作成して･･･」とありますが，入札説明書では落札者決定後7日以内に基本協定書（案）を締結することになっており、7日以内の期間内では、基本協定書（案）調印日までに事業者が設立されているということは現実的には極めて少ないものと考えています。この文章の「事業者」は、「可能性としては極めて少ないが、仮に設立された場合のケースを想定しているもの」との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
446	事業契約書（案）	2	第1条	28					「診療材料等」の中に一部薬品が含まれていますが、どのようなものを想定されておりますか。ご教示ください。	参加表明した応募者に本質問回答と同時に頒布します。
447	事業契約書（案）	4	第8条	1					「施設整備業務」、「病院運営支援業務」、「施設維持管理業務」について、第1条に用語の定義がありません。これらの用語の定義についてご教示ください。	要求水準書に規定する「施設整備業務」、「病院運営支援業務」、「施設維持管理業務」を意味します。
448	事業契約書（案）	4	第8条	3					本敷地に本施設以外の施設は設置してはならない旨の記載がありますが，仮設の施設については問題ないと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、仮設計画について、大学の承認を得る必要があります。
449	事業契約書（案）	5	第10条	1					「第三者に損害を及ぼした場合、」とありますが、これは「事業者が第三者に損害を及ぼした場合、」との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
450	事業契約書（案）	5	第10条	3					「大学が当該第三者から損害賠償請求を受けたときは、」とありますが、これは、「大学が当該第三者から請求された損害賠償責任が法的に確定したときは、」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
451	事業契約書（案）	5	第11条						「後日大学が決定する。」とありますが、事業実施上早期の決定が望ましいので、「〇〇までに大学が決定し、速やかに事業者に対して通知する。」といった内容の条文に変更して頂きたいと思いますが如何でしょうか。	原案のとおりとします。
452	事業契約書（案）	5	第12条	3					「事業者は・・・その他について協力するものとする。」とありますが、「事業者は・・・その他について合理的な範囲内で協力するものとする。」との趣旨と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
453	事業契約書（案）	5	第13条	1					「大学が合理的に満足する様式及び内容」とありますが，大学と事業者との協議により合意される様式及び内容であると理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
454	事業契約書（案）	5	第13条	1					業務計画書の提出期日を「当該事業年度の前年度の10月末日まで」と設定されていますが、提出後の調整は可能と考えて宜しいでしょうか。	合理的な範囲であれば調整可能です。
455	事業契約書（案）	5	第13条	2					費用計画書の提出期日を「当該事業年度の前年度の10月末日まで」と設定されていますが、提出後の調整は可能と考えて宜しいでしょうか。	合理的な範囲であれば調整可能です。
456	事業契約書（案）	5	第13条	3					「合理的な必要がある場合、」とありますが、どのような場合を想定されているのかご教示ください。	事業者提案や要求水準を逸脱している場合等を想定しています。
457	事業契約書（案）	6	第14条	1					「業務内容の改善、更新に伴い業務仕様書を変更する必要が生じた場合には、」とありますが、ここでいう業務内容の改善、更新は、こちらの提案との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
458	事業契約書（案）	6	第17条	2					一人の個別業務責任者が複数の個別業務責任者を兼任することが可能でしょうか。ご教示ください。	第17条2項の「個別業務責任者」は「各業務の責任者」に修正します。なお、一人の「各業務の責任者」は複数の「各業務の責任者」を兼ねることは出来ません。
459	事業契約書（案）	6	第17条	2					「個別業務責任者」とは、第17条第2項で規定する5つの業務のそれぞれの責任者であり、第51条の各業務責任者とは、運営支援業務の区分毎の責任者であって、別ものとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。No.458への回答のとおり、「個別責任者」は「各業務の責任者」に修正します。
460	事業契約書（案）	7	19条						開設準備・移行支援業務に関する条文はこれだけでは不十分ではないでしょうか。期間、業務内容、実施手順、体制、報告、完了確認などについての規定が必要と思料いたしますが、これらについては落札者決定後に案文が提示されるとの認識でよろしいでしょうか。	現時点では不十分と考えておりませんが、落札者決定後、必要に応じて案文の提示等を行うこともあります。
461	事業契約書（案）	7	第19条						「本施設の“全部又は一部”において」とされているご趣旨をご教示ください。	平成27年4月1日までは本施設の全面供用がなされないことから一部、本施設の全面供用がなされる平成27年4月1日以降を全部としています。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
462	事業契約書（案）	8	第20条	2					「本契約締結後[10]日以内に」とありますが，行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日を除いて計算した日数と考えて宜しいでしょうか。	原則として、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日も含まれます。
463	事業契約書（案）	8	第20条	2					「その他大学が定める事項」とは，合理的に必要と認められる事項に限られると理解して宜しいでしょうか。また，具体的に想定されている事項がありましたら，ご教示ください。	ご理解のとおりです。具体的には、施工実績等の施工能力、担当する工事内容、現場代理人の名称、総括技術者、管理技術者の名称等を想定しており、大学が必要に応じて定めるものです。
464	事業契約書（案）	8	第21条	1					「財産無償貸付契約書」の案文をご教示ください。	「別途締結される財産無償貸付契約書の定め」を「別段の定め」に修正します。
465	事業契約書（案）	8	第22条	4					「事業者が本条第1項又は第3項の調査を行った結果、」とありますが、大学提供資料から合理的に予測できない瑕疵が本敷地又は既存棟主要構造部あることが着工後に判明した場合についても、本項の規定が適用されるという理解で宜しいかご教示ください。 また、当該理解で差し支えない場合、その旨が反映された条文への変更をお願いしたいと思いますが如何でしょうか。	ご理解のとおりです。条文も変更する予定です。
466	事業契約書（案）	8	第22条	4					本項に規定される「主要構造部」とは、建築基準法第2条第5号で定義される「壁・柱・床・はり・屋根・階段」を意味するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
467	事業契約書（案）	8	第22条	4					本項の「主要構造部」とは、建築基準法第2条第5号で定義される「壁・柱・床・はり・屋根・階段」を意味すると理解しますが、本件の既存棟改修において、主要構造部以外の部位及び設備に大学側から提供された資料から合理的に予測できない瑕疵があった場合の事業者に発生する増加費用は主要構造部と同様に、大学側の負担と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。大学が合理的と認める範囲で負担します。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
468	事業契約書（案）	9	第23条	3					「ただし、本施設の設置自体への反対に起因するものについては、大学が費用を負担する。」とありますが、費用負担に加えて、この場合における周辺その他からの苦情等への“対応”についても、事業者側では困難と思料いたしますので、大学にて実施頂けますよう条文の変更をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。	原則として事業者が対応することとし、原案のとおりとします。
469	事業契約書（案）	10	第26条	1					第3項にて「事業者により変更された（大学が行った既存棟改修工事実施設計の）設計内容　（中間省略）　についての責任及び発生する費用負担は、事業者が負うものとし、大学が前項（設計の完了）の報告を受けたことを理由として既存棟改修工事の全部又は一部について何ら責任を負担するものではない。」と規定されていますが、仮に、既存棟改修工事の着手後に、設計図面と実際の状況に相違があることが判明した場合の取り扱いが明記されていません。「但し、既存棟改修工事の着手後に、設計図面と実際の状況に相違があることが判明した場合、新たな費用負担が生じた際には、大学と事業者が負担割合を協議して定める。」との条項を追加して頂きたいと思いますが如何でしょうか。	ご指摘のような相違に起因する増加費用の発生が、大学が示した当初の既存棟改修工事実施設計図書と現場との乖離に起因する場合には、26条3項本文で当該増加費用は大学負担となります。原案にてご指摘の事態には対応可能ですので原案のとおりとします。
470	事業契約書（案）	10	26条	3項					26条1項の条文から、「大学が行った既存棟改修工事実施設計は要求水準を満足しているとは限らない」と読み取れます。仮に、大学が行った実施設計で要求水準を満足していない部分を事業者側が発見しそれを見直した場合、その変更にかかる費用は大学が負担するという認識でよろしいでしょうか。	大学が行った既存棟改修工事実施設計は、要求水準書26頁2）イに示すとおり、計画内容を見直す際の基準となるものであり、要求水準とは異なります。よって、仮に、大学が行った実施設計で要求水準を満足していない部分を事業者側が発見しそれを見直した場合、その変更にかかる費用は大学は負担しません。
471	事業契約書（案）	10	第27条	1					「既存棟改修工事実施設計」とありますが，「既存棟改修工事実施設計見直し」との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
472	事業契約書（案）	10	第27条	2					「その他必要な事項」とは，合理的に必要と認められる事項に限られると理解して宜しいでしょうか。また，具体的に想定されている事項がありましたら，ご教示ください。	ご理解のとおりです。具体的には、設計実績等の設計能力、担当する設計内容、管理技術者の名称等を想定しており、大学が必要に応じて定めるものです。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
473	事業契約書（案）	10	第28条	2					「また設計者をして」とありますが，「また設計者又は第27条（第三者による実施設計）に定める第三者」に修正願えますでしょうか。	修正します。
474	事業契約書（案）	11～12	第29条	1					「大学に対して[14]日以内にその結果を通知しなければならない。」とありますが，行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日を除いて計算した日数と考えて宜しいでしょうか。	原則として、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日も含まれます。
475	事業契約書（案）	11	第29条	2					「当該変更により事業者に追加的な費用が発生したときは、大学が当該費用を負担するものとし、」とありますが、当該費用には合理的な金融費用が含まれるという理解で宜しいかご教示ください。	ご理解のとおりです。
476	事業契約書（案）	11	第29条	4					「費用の減少が生じたときには原則として第7章に規定する本事業のサービス対価のうち施設整備費A又は施設整備費Bの支払額を減額する。」とありますが、「追加的な費用が発生したときは、事業者負担」となっており、事業者提案の範囲を逸脱しない場合には、「費用の減少が生じたときには、支払額の減額について協議を求めることができる」との文言が適当と思われますが如何でしょうか。	原案のとおりとします。
477	事業契約書(案)	11	30条	3項					「・・・事業者の費用の増減については大学に帰属する。」とは、大学が費用を負担するという意味でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
478	事業契約書（案）	11	第30条	3					「事業者の費用の増減については、大学に帰属する。」とありますが、これは、事業者の費用の増減は、大学が負担するとの理解で宜しいでしょうか。	No477を参照ください。
479	事業契約書（案）	11	第30条	3					法令制度の改正による設計変更に起因する設計，工事監理，建設工事，維持管理及び資金調達に係る事業者の費用の増減については大学に帰属する旨が定められておりますが，これらに限定されることなく，法令制度の改正による設計変更に起因するものであれば病院運営支援業務などに関するものなどについても事業者の費用の増減については大学に帰属するとの理解して宜しいでしょうか。	原則として大学に帰属することしますが、詳細は大学と事業者が協議により定めることとします。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
480	事業契約書（案）	12	35条						以下の内容の条文を第4項として追加できないでしょうか。 「4　事業者は、本件施設等の所有権が事業者に原始的に帰属することにつき、建設者から合意を得ること。」	第４項として、次の規定を追加します。「事業者は、建設者と締結する建設工事請負契約において本件施設等の所有権が事業者に原始的に帰属する旨を規定し、その旨建設者から合意を得るものとする。」
481	事業契約書（案）	12	第35条	2					「その他必要な事項」とは，合理的に必要と認められる事項に限られると理解して宜しいでしょうか。また，具体的に想定されている事項がありましたら，ご教示ください。	ご理解のとおりです。具体的に想定している事項は、現時点では明示することは出来ません。
482	事業契約書（案）	13	第37条	1					「一切の合理的費用」には、金融費用が含まれるという理解で宜しいかご教示ください。	ご理解のとおりです。
483	事業契約書（案）	13	第38条	2					「必要な合理的費用」には、金融費用が含まれるという理解で宜しいかご教示ください。	ご理解のとおりです。
484	事業契約書（案）	14	第40条	1					「大学は，前条第3項の報告を受けてから[14]日以内に，」とありますが，行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日を除いて計算した日数と考えて宜しいでしょうか。	原則として、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日も含まれます。
485	事業契約書（案）	14	第40条	5					機器・備品等の試運転等は大学による完成確認前に事業者が事業者の責任と費用負担により実施する旨の記載がありますが、ここにいう機器・備品は、事業者の新規調達の範囲についてであり、移転の機器・備品等については、要求水準書24頁及び質疑回答に記載の通り、試運転費用病院負担で行うとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
486	事業契約書（案）	14	第42条						事業者の責に帰すことができない事由による引渡し予定日の変更に伴い事業者に生じた追加費用や損害については，大学がその合理的な費用を負担すると理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
487	事業契約書（案）	15	第44条						履行保証保険契約に替えて保険会社，銀行又は保証事業法にもとづく保証事業会社による保証とすることも可能でしょうか。	可能です。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
488	事業契約書（案）	15	第44条	1					「事業契約の締結の前までに当該履行保証保険に係る保険証券を大学に提出しなければならない。」とありますが、①調印前の事業者の義務を契約に規定するのは不自然であること、②履行保証の対象となる原契約が未締結の状態で事前に履行保証保険契約を締結することは困難であることから、「事業契約の締結の前までに」を「事業契約締結後速やかに」などに変更して頂きたいと思いますが如何でしょうか。また、第1項の規定と第4項の「契約締結後、速やかに、かかる契約に基づく保険証券の原本を大学に提出するものとする。」との規定との整合性もとれていないかと存じます。	ご指摘に基づき、「事業契約の締結の前までに」を「事業契約締結後速やかに」に改めます。
489	事業契約書（案）	15	第44条	1					「新棟等工事関連費の100分の10以上について、・・履行保証保険を締結し、」とありますが、履行保証保険の金額には新棟等工事関連費にかかる消費税は含まれないという理解で宜しいでしょうか。	消費税も含まれます。
490	事業契約書（案）	15	第44条	2					「既存棟改修工事の開始の日から完成の日まで」とありますが、この完成の日とは既存棟の引渡予定日である平成27年4月1日という理解で宜しいでしょうか。	完成の日とは、既存棟改修工事が完成する日であり、平成27年4月1日とは必ずしも一致しないと考えています。
491	事業契約書（案）	15	第44条	3					「建設者によって」とありますが，設計者や工事監理者を含めた施設整備協力企業各社が，各々の業務受託金額又は工事請負金額に応じた比率により分割付保することは可能でしょうか。	可能です。ただし、分割付保する場合には、保険事故・保険金額・保険金受領権者について、44条1項･2項に従い事業者が付保した場合と同等の契約条件が確保されることが条件となります。
492	事業契約書（案）	16	第46条	2					「大学が更新した病院情報システムの瑕疵により事業者に生じた損害･･･」との条項がありますが、これは、病院情報システムの更新に付随して発しする事業者システムのシステム更新費用は事業者側の負担との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
493	事業契約書（案）	16	第47条	3					登記にかかる一切の費用は大学が負担されるという理解で宜しいかご教示ください。	ご理解のとおりです。
494	事業契約書（案）	16	第48条	3					「合理的な増加費用」には、金融費用が含まれるという理解で宜しいかご教示ください。	ご理解のとおりです。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
495	事業契約書（案）	16	第48条	4					「合理的な増加費用」には、金融費用が含まれるという理解で宜しいかご教示ください。	ご理解のとおりです。
496	事業契約書（案）	16	第48条	5					「施設整備費A又は施設整備費Bの金額に筑波大学工事請負契約基準第40第2項を適用して計算した金額」とありますが、以下の理由から「新棟等工事関連費又は既存棟工事関連費の金額に・・・」に変更頂けませんでしょうか。 ①同基準では「請負代金額から部分引渡を受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき・・」とあり、施設整備費A及びBに含まれる将来の金利相当分も対象金額としているとは想定されないこと。 ②施設整備費A及びBは、改定後の金利が決定していないため引渡時には金額が確定していないこと。	「新棟等工事関連費又は既存棟工事関連費の金額に・・・」に変更します。
497	事業契約書（案）	17	第48条	5					「筑波大学工事請負契約基準第40第2項を適用して計算した額」とありますが，これは事業契約締結時点における当該契約基準の定めが適用されると理解して宜しいでしょうか。それとも引渡しの遅延が発生した時点における当該契約基準の定めが適用されるのでしょうか。また，当該契約基準の定めの改定は，何に準拠して定められるのでしょうか。	引渡しの遅延が発生した時点における当該契約基準の定めが適用されます。なお、当該契約基準の定めの改定は、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和３１年政令第３３７号）第３７条第１項に規定する財務大臣が定める率を参考に定める予定です。
498	事業契約書（案）	17	第49条	2					当該瑕疵が事業者の責めに帰すべき事由により生じたことが明白でない場合には，大学は修補を請求することができないのみではなく，損害の賠償も請求できないと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
499	事業契約書（案）	17	第49条	3					「住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第87条第1項」とありますが，平成16年の法改正により「第87条第1項」ではなく「第94条第1項」になるかと思いますがいかがでしょうか。	第94条第1項に訂正します。
500	事業契約書（案）	17	第49条	3					工事業務は，住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第94条第1項に規定する「住宅を新築する建設工事」に該当しないと考えますので，瑕疵担保責任に関する請求期間が10年となるのは，事業者の故意又は重大な過失により生じた場合のみと修正願います。	原案のとおりとします。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
501	事業契約書（案）	17	第49条	5					「その滅失又はき損が発見された日から1年以内に」とありますが、「1年以内」ではなく、公共工事標準請負契約約款第44条第5項と同様に「6月以内」に修正頂けないでしょうか。	6月以内に修正します。
502	事業契約書（案）	17	第49条	6					保証書の差し入れは，いつまでに行えば宜しいでしょうか。	事業契約の締結後、速やかに差し入れてください。
503	事業契約書(案)	18	50条	4項					本契約締結後10日以内に協力企業の名称等を大学に通知することとされていますが、その時点で協力企業が決まっていない場合は、決まり次第通知すればよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
504	事業契約書（案）	18	第50条	4					「本契約締結後10日以内に」とありますが，第20条では「[10]日以内に」となっております。施設整備業務については括弧付であるのに，運営支援等業務については「10日以内に」で確定なのでしょうか。また，運営支援等業務の各業務を受託し，又は請け負う協力企業を事業契約締結後10日以内に確定させる必要があるのでしょうか。	前段は「[10]日以内に」に改めます。後段はNo503を参照ください。
505	事業契約書（案）	18	第50条	4					「本契約締結後10日以内に」とありますが，行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日を除いて計算した日数と考えて宜しいでしょうか。	原則として、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日も含まれます。
506	事業契約書（案）	18	第50条	4					「その他大学が定める事項」とは，合理的に必要と認められる事項に限られると理解して宜しいでしょうか。また，具体的に想定されている事項がありましたら，ご教示ください。	ご理解のとおりです。具体的に想定している事項は、現時点では明示することは出来ません。
507	事業契約書（案）	18	第51条						本条で規定する各業務責任者と要求水準書p7の3.業務共通　(1)要求水準書　1)前提条件　ア　実施体制　(a) に規定する「各業務を統括する責任者」とは同義との理解で宜しいでしょうか。違う場合は、その相違についてご教示下さい。	ご理解のとおりです。
508	事業契約書（案）	18	第51条	1					「運営支援等業務の区分ごとに管理及び点検等を行う各業務責任者を定め，」とありますが，各業務責任者は，運営支援等業務の各業務を受託し，又は請け負う協力企業のものでも宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
509	事業契約書（案）	19	第53条	1					運営支援等業務開始の遅延に伴う遅延損害金の計算の元になる金額は、当該遅延が発生した業務に係るサービス対価に限定されるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
510	事業契約書（案）	19	第53条	2					「合理的な増加費用」には、金融費用が含まれるという理解で宜しいかご教示ください。	ご理解のとおりです。
511	事業契約書（案）	19	第54条	2					「その他必要な事項」とは，合理的に必要と認められる事項に限られると理解して宜しいでしょうか。また，具体的に想定されている事項がありましたら，ご教示ください。	ご理解のとおりです。具体的に想定している事項は、現時点では明示することは出来ません。
512	事業契約書（案）	19	第54条	3					本施設内に備置く委託契約書は，写しでも宜しいでしょうか。	写しでも構いません。
513	事業契約書（案）	19	第55条	1					維持管理・運営期間中の費用負担区分について，「業務仕様書及び業務マニュアル」で定めるのでしょうか。	定める予定です。
514	事業契約書（案）	19	第56条						運営支援等業務に係る諸費用の明細によってサービス対価が変更されることがあるのでしょうか。	運営支援等業務に係る諸費用の明細によってサービス対価が変更されることもあります。
515	事業契約書（案）	19	第56条						「運営支援等業務に係る諸費用の明細」について、入札価格関連書類の入札価格内訳書（様式53－8他）により、各業務の費目毎の内訳は提出されることになっています。この条項は、各業務の費目毎の内訳以上の詳細なものを考えれているのでしょうか。	各業務の費目毎の内訳以上の詳細なものは求めない予定です。
516	事業契約書（案）	19	第57条						事業者が利用する本施設の一部にかかる水光熱費は、実費を事業者が負担するという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
517	事業契約書（案）	20	第58条						事業契約58条では協力企業の業務は委託若しくは請負契約で行うとの記述がありますが、病院側職員の指示により行うことが必要もしくは想定される業務（経営戦略室補助業務全般、クラーク業務における臨時の搬送等）についても、委託若しくは請負の範囲内で実施するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
518	事業契約書（案）	20	第60条	2					「大学は、事業者より前項の医療機器等調達リストを受領後速やかに・・本施設に設置、購入すべき医療機器等を選定し」とありますが、大学による医療機器の選定は当該リストの中からのみ行われ、よって事業者は大学の選定結果により入札提案時に想定していない追加費用を負うことはないという理解で宜しいでしょうか。	11月30日に公表する要求水準書の別紙をご覧下さい。
519	事業契約書（案）	20	第60条	2					「大学は・・・医療機器等開始予定日を指定する。」とありますが、医療機器等開始予定日とは新棟等引渡日である平成24年4月1日を想定しているという理解で宜しいでしょうか。また、これ以降の日になる可能性もあるのでしょうか（以前とはなり得ないという理解です。）	ご理解のとおりです。
520	事業契約書（案）	21	第62条	1					「合理的な追加費用」には、金融費用が含まれるという理解で宜しいかご教示ください。	ご理解のとおりです。
521	事業契約書（案）	21	第62条	3					「合理的な追加費用」には、金融費用が含まれるという理解で宜しいかご教示ください。	ご理解のとおりです。
522	事業契約書（案）	22	第63条						医療機器等の調達及び設置について、病院による検収作業はどの時点で行われると理解すればよろしいでしょうか？	平成24年4月1日以前に行う予定です。
523	事業契約書（案）	21	第63条	1					「事業者は，第60条（医療機器等の選定）第2項により選定した医療機器等（第60条（医療機器等の選定）各項により変更した場合は，変更後の医療機器等を含む。）を調達する。」とありますが，後段の「第60条（医療機器等の選定）」は「第61条（医療機器等の変更）」ではないでしょうか。	ご指摘に基づき、「第60条（医療機器等の選定）」は「第61条（医療機器等の変更）」に訂正します。
524	事業契約書（案）	21	第63条	2					「必要に応じ本施設に据え付ける前に検査を受け，」とありますが，自主検査その他通常必要とされる検査を行うことであると理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
525	事業契約書（案）	21	第63条	2					「事業者は、（途中省略）　必要に応じ本施設に据え付ける前に検査を受け」とありますが、事業者は誰による検査を受けるのでしょうか。	第63条1項と2項は削除します。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
526	事業契約書（案）	21	第63条	7					「事業者は、・・大学に所有権を移転する日・・を各医療機器等に明示し、医療機器等使用開始日に当該目録を医療機器等及び引継書とともに大学に引き渡す。」とありますが、医療機器等使用開始日に医療機器等が大学に引き渡され、当該日に所有権が移転するという理解で宜しいでしょうか。それとも、医療機器等使用開始日に大学は医療機器の占有を開始するが、その日は所有権は移転せず、後日移転するという理解でしょうか。また、その場合、所有権移転日はいつになるのでしょうか。	前段のご理解のとおり、医療機器等使用開始日に医療機器等が大学に引き渡され、当該日に所有権を移転する予定です。63条7項は医療機器等使用開始日が所有権移転予定日と一致する場合を定め、63条8項は所有権移転予定日に先立ち医療機器等使用開始日が設定される場合を定めた規定とご理解下さい。
527	事業契約書（案）	21	第63条	7					医療機器等使用開始日に大学は医療機器の占有を開始するが、その日は所有権は移転せず、後日移転するという理解であった場合、使用開始日から所有権移転日までの大学が医療機器を占有する権原は何でしょうか。賃貸借でしょうか。	大学による医療機器の占用は想定しておりません。事業者の使用許可等により、トレーニングやリハーサル等の非診療行為で使用することを想定しています。
528	事業契約書（案）	21	第63条	8					所有権移転前においても当該医療機器等を使用することを許諾する。とありますが、大学側が使用し、故障した場合の措置については何も記載されておりません。この場合の対応について記述追加をお願い致します。	大学による故意又は重大な過失による場合を除き、大学は負担しないとご理解ください。
529	事業契約書（案）	21-22	第63条	8項					「ただし、事業者は、大学に対して、医療機器等使用開始日以降は、かかる所有権の移転前においても当該医療機器等を使用することを許諾する。」とありますが、所有権を有しない医療機器等を使用した場合に診療報酬請求上の問題は発生しませんでしょうか？ご教示下さい。	No527を参照ください。
530	事業契約書（案）	22	第63条	8					「ただし，事業者は，大学に対して，医療機器等使用開始日以降は，かかる所有権の移転前においても当該医療機器等を使用することを許諾する。」とありますが，どのような場合に医療機器等使用開始日と所有権移転日が異なることが生じるのでしょうか。	トレーニングやリハーサル等の非診療行為の場合などに、所有権移転予定日前に大学が機器を使用することを想定しています。この場合には、所有権移転予定日よりも前に医療機器等使用開始日が設定されることとなります。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
531	事業契約書（案）	22	第63条	8					「事業者は、大学に対して、医療機器等使用開始日以降は、かかる所有権の移転前においても当該医療機器等を使用することを許諾する。」とありますが、使用開始日から所有権移転日までの医療機器の管理責任は大学が負担するという理解で宜しいでしょうか。	事業者負担となります。
532	事業契約書（案）	22	第63条	8					本項に規定する「所有権移転予定日」の定義をお願いします。	所有権移転予定日とは、新棟等の引渡予定日と同日（平成24年4月1日）をいいます。
533	事業契約書（案）	22	第63条	8					本項に規定する「所有権移転予定日」の大学側にて想定されている具体的な日程をご教示下さい。	No532を参照ください。
534	事業契約書（案）	22	第63条	8					医療機器等使用開始日と所有権移転予定日は同日ではないのでしょうか。この二つの概念の関係についてご教示下さい。	医療機器等使用開始日と所有権移転予定日は同日の場合もありますが、所有権移転前でも使用する必要のある場合には、現に使用が開始される日として医療機器等使用開始日が先行します。医療機器等使用開始日が所有権移転予定日に先行することが想定されるのは、No. 530への回答に示したような場合です。
535	事業契約書（案）	22	第63条	9					「事業者は、別紙5（リース物件リスト）記載の医療機器等については・・・賃貸するものとする。」とありますが、医療機器等をリースで調達するか購入するかは事業者が入札提案時に任意に決定し、リースで調達するとした医療機器があればそれを別紙5に規定するという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
536	事業契約書(案)	22	63条	9項 10項					リース物件に関する規定がありますが、調達業務の要求水準書ではリースに関する記載がありません。 空欄となっている別紙5（リース物件リスト）の内容と併せ、医療機器のリースに関するお考えをご教示下さい。	No535を参照ください。
537	事業契約書(案)	22	64条						医療機器等の瑕疵担保責任について期間が「使用開始日から全面共用開始日の１年目の応当日まで」としている根拠をご教示下さい。また請求期間についても上記期間内ではなく「当該瑕疵を知ったときから１年以内」としている根拠をご教示下さい。	「使用開始日から全面共用開始日の１年目の応当日まで」を「使用開始日から１年目の応当日まで」に修正します。ただし、請求期間については、他法の解釈に基づき原案のとおりとします。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
538	事業契約書（案）	22	第64条						別紙4（その2）として医療機器等に関する瑕疵担保保証書の様式が掲げられていますが、これに関する規定を第64条に盛り込む必要があるのではないでしょうか。	追記します。
539	事業契約書（案）	22	第64条						医療機器の納入は要求水準書p177のイ業務期間 a 医療機器等初期調達の記載内容から新棟供用開始時までに実施することとなると考えますが、そうなると、医療機器の瑕疵担保期間が、医療機器等使用開始日（平成24年3月頃）から全面供用開始日（平成27年4月）と最短でも3年間になることになりますが、一般的な医療機器の瑕疵担保期間は1年間ですが、本件において、3年間と長期の瑕疵担保期間を設定される理由をご教示下さい。併せて瑕疵担保期間を、一般的な医療機器の瑕疵担保期間である1年間として頂くことは出来ないでしょうか。	No537を参照ください。
540	事業契約書（案）	22	第64条						瑕疵担保期間の終期となる「全面供用開始日の1年目の応当日」とは、具体的にどの時点を想定されているのでしょうか。	No539を参照ください。
541	事業契約書（案）	22	第64条						瑕疵担保期間の終期となる「全面供用開始日の1年目の応当日」とは、全面供用開始日が「平成【27】年【4】月【1日】（第1条第1項第34号）」とされる場合、平成28年3月31日との理解で宜しいでしょうか。	No539を参照ください。
542	事業契約書（案）	22	第66条						「事業者は、毎年、診療材料等調達にかかる次年度予算について大学と合意し、・・」とありますが、当該予算は、要求水準書及び入札提案に基づいて作成され、それ以上のコストを事業者が負担するものではないという理解で宜しいでしょうか。また、その旨を条文に明記いただけませんでしょうか。	後日公表予定の要求水準書別紙「調達業務について（補足）」を参照ください。
543	事業契約書（案）	22	第66条						本事業契約書（案）における診療材料等の調達金額は、入札時と各年度の予算に差が生じることが考えられますが、その差に対する対応方法をご教示下さい。	後日公表予定の要求水準書別紙「調達業務について（補足）」を参照ください。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
544	事業契約書（案）	22	第66条						次年度予算について本条に基づき大学と合意し、費用計画書に反映した場合は、合意した次年度予算に相当する金額をサービス対価として大学側から支払われるとの理解で宜しいでしょうか。	後日公表予定の要求水準書別紙「調達業務について（補足）」を参照ください。
545	事業契約書（案）	22	第67条	1					診療材料等調達リストに記載される品目及び単価と、入札提案時の品目及び単価との整合性は、どのように確保されるのでしょうか。また、もし確保されない場合、それによる事業者の追加コスト負担はどのように賄われることとなるでしょうか。	後日公表予定の要求水準書別紙「調達業務について（補足）」を参照ください。
546	事業契約書（案）	22	第67条	1					診療材料等調達リストを次年度開始前の【●】ヶ月前までに作成し大学に提出とありますが、単価記載関係提出で、提出時期は厚生労働省の償還価格公示後に提出との考えで宜しいでしょうか。	費用に関する協議を含む要求水準書及び別紙に示す手続きに支障のない期間を考慮すると、公示より前には提出されることが必要と想定しています。
547	事業契約書（案）	22	第67条	3					「診療材料等調達リストを四半期ごとに更新」とありますが、この更新とは、具体的にどの様な内容を想定されているのでしょうか。	後日公表予定の要求水準書別紙「調達業務について（補足）」を参照ください。
548	事業契約書（案）	23	第69条	2					メーカー側の要因（扱い中止・変更、廃業等）で変更を余儀なくされた場合の費用負担は協議事項とすることは可能でしょうか。	可能です。
549	事業契約書（案）	23	第70条						診療材料等調達業務において要求水準書p130 3.(3)内の納品検収業務のうち検収における業務主体が病院となっている確認・承認とは、どの時点で行われていると理解すればよろしいでしょうか？	第70条第2項及び同4項に示す検査結果報告時及び納品完了を確認した後の目録・引継書の引渡し時とご理解ください。ただし、病院を業務主体とする確認・承認の時点以降も、第71条（瑕疵担保責任）の規定が適用されます。
550	事業契約書（案）	23	第70条						診療材料等の納品・検査と大学への所有権移転の関係についてご教示下さい。	検査は納品時に実施しますが、所有権は開封時に移転することとなります。
551	事業契約書（案）	24	第70条						診療材料の調達は　事業者自ら又は診療材料等卸売業者となっていますが、6号では損害賠償を事業者自ら負うとなっていますが、診療材料等卸売業者が負うものと理解することは可能でしょうか。	事業者と診療材料等卸売業者等との契約によると考えます。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
552	事業契約書（案）	24	第70条						大学は診療材料等購入を実施する診療材料等卸売業者に、購入、管理に必要な事項につき直接指示することができる、とあり、また、8項では事業者と診療材料等卸業者との契約でも、大学と診療材料卸売業者との直接接触を明示するよう念押しがなされています。診療材料卸売業者についてのみ、大学が直接的に接触することが記述されている理由をお教えください。また、大学から診療材料卸売業者へ直接指示することが必要な、購入・管理に関わる事とは具体的にどのようなことが上げられますか。	関係法上、病院として実施することが義務付けられている介入権限を確保する趣旨によります。
553	事業契約書（案）	24	第70条	5					SPDにおける開封とは①倉庫入荷後の小分けによりメーカーの最小販売単位を割った場合②倉庫から出庫した場合、③商品に添付したカードを読み込んだ場合等がありますが、開封時について”大学と事業者間で開封行為の取り決め”を協議して決定することとの理解でよろしいでしょうか。またこの場合預託在庫についての取り扱いも協議対象と考えてよろしいでしょうか。	前段についてはご理解のとおりです。後段については預託在庫は想定しておりません。
554	事業契約書（案）	24	第70条	5					「診療材料等の所有権は、・・その開封時において大学に移転するものとする。」とありますが、診療材料等の調達費は、納品実績に関わらず、開封されたものについてのみ月次ベースで支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	原則として月次ベースで支払われますが、支払額を確定するものではありません。
555	事業契約書（案）	24	第70条	5					診療材料等の所有権移転は，「開封時」とした理由は、SPDに使用期限の管理をさせる目的と考えて宜しいでしょうか。この場合、例えば棚卸し時点での院内の診療材料等の滅失・毀損については病院側の責任と考えて宜しいでしょうか。	前段については、使用期限管理だけでなく、事業者に責任を持って適切な数量管理を行っていただくこと及び院内資産在庫の適正化に貢献していただくことを目的としています。 後段については、事業者は善管注意義務を負うこととなります。
556	事業契約書（案）	24	第70条	7	3				「診療材料等の管理は、・・診療材料等の納品後は、大学において実施されることとし・・」とありますが、ここでいう診療材料等の納品とは、第2項に定める場所への納品をさし、第5項にいう所有権の移転ではないという理解で宜しいでしょうか。また、その場合、大学は所有権の移転の有無にかかわらず、納品後は当該診療材料等の管理責任を負うという理解で宜しいでしょうか。	前段についてはご理解のとおりです。 後段については、事業者負担となります。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
557	事業契約書（案）	24	第70条	7	4				「大学は、…診療材料等卸売業者に対し、…直接指示することができ、…」とありますが、当該指示は要求水準書及び入札提案内容に則したものであるという理解で宜しいでしょうか。また、その旨を明記頂けませんでしょうか。	当該記載は、関係法上の病院の履行義務を遂行するために必要な措置として記載したもので、基本的には要求水準書及び事業者提案に即して事業者の自主的な管理にて運用していただきます。
558	事業契約書（案）	24	第70条	7	4				「大学は、…診療材料等卸売業者に対し、…直接指示することができ、事業者は、かかる大学からの指示を・・遵守させるべく努めること」とありますが、事業者が診療材料等卸売業者を適切にコントロールするためにも、大学が直接行った指示の内容を速やかに事業者にも通知頂けませんでしょうか。	原則として、診療材料等卸売業者への指示が発生する場合は同時に事業者にも通知する予定です。状況によって診療材料等卸売業者のみに先立って指示が行くような場合は、診療材料等卸売業者が事業者に対しての速やかに報告する義務を負います。
559	事業契約書（案）	24	第71条						別紙4（その3）として診療材料等に関する瑕疵担保保証書の様式が掲げられていますが、これに関する規定を第71条に盛り込む必要があるのではないでしょうか。	追記します。
560	事業契約書（案）	24	第71条						納品日の定義をお願いします(具体的にどの様な状態になった日を納品日とされるのでしょうか)	No556を参照ください。
561	事業契約書（案）	24	第71条						納品日から1年間の瑕疵担保期間と読み取れますが、第70条では、所有権の移転は開封時とあり、納品日が所有権の移転日とならない場合も想定されているものと思慮します。そうなると、瑕疵担保責任の起算日として、納品日が適切ではないとも考えられますが、所有権の移転日ではなく納品日を瑕疵担保責任の起算日とされる理由をご教示下さい。	瑕疵担保責任の起算日を"納品日"から"所有権の移転日"に改めます。
562	事業契約書（案）	24	第71条						診療材料等卸売業者による直接納品の場合には，当該業者が直接大学に対して瑕疵担保責任を負うと理解して宜しいでしょうか。	事業者負担となります。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
563	事業契約書（案）	24	第71条						別紙4（その3）として診療材料等に関する瑕疵担保保証書の様式が掲げられていますが、これに関する規定を第71条に盛り込む必要があるのではないでしょうか。	No559を参照ください。
564	事業契約書（案）	24	第71条						第70条では診療材料の調達は　事業者自ら又は診療材料等卸売業者となっていますが、第71条では瑕疵担保責任を事業者自ら負うとなっていますが、診療材料等卸売業者が負うものと理解することは可能でしょうか。	事業者と診療材料等卸売業者との契約によると考えます。
565	事業契約書（案）	25	第73条	2					「事業者は，大学が別途定めた方法により，利用者から駐車場の使用料を徴収する。」とありますが，駐車場使用料徴収方法については，実務を行う事業者との協議のうえで定めることが適当であると考えますが，いかがでしょうか。	原案のとおり、大学が定めます。
566	事業契約書（案）	25	第73条	3					「管理」と「保管」の違いについてご教示ください。	第73条3項は、「事業者は、前項により利用者から徴収した使用料を、大学の財務規則その他関連する規則、規程、要綱に定めるところに従って、保管し、大学に納めなければならない。」と改めます。
567	事業契約書（案）	25	第73条	3					「大学の財務規則その他関連する規則，規程，要綱に定めるところに従って，使用料を徴収し，保管し，大学に納めなければならない。」とあります。公開されている「国立大学法人筑波大学財務規則」、「国立大学法人筑波大学財務規則施行規程」、「国立大学法人筑波大学財産管理規則」、「国立大学法人筑波大学財産管理施行規程」等のうち、駐車場使用料徴収方法に関係する部分はどの条項でしょうか、ご教示下さい。また、「（その他関連する）要綱」は公表されていないと思いますが、何時公表頂けるのでしょうか。	現時点では利用料の徴収、保管等に関係する規則等は存在しません。立体駐車場維持管理等業務の開始日までに大学が定める予定です。
568	事業契約書（案）	25	第74条	1					患者、来院者又は大学の教職員の責めにより生じた異状部分の修復にかかる費用は、大学が別途負担されるという理解で宜しいかご教示ください。	ご理解のとおりです。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
569	事業契約書（案）	25	第75条	4					大学の費用負担（支払）方法によっては（例えば分割払い又は一定の据置き期間経過後の一括払い）、事業者に金融費用などの追加費用が発生する可能性がありますが、これについても「一切の費用」に含まれるという理解で宜しいかご教示ください。	ご理解のとおりです。
570	事業契約書（案）	25	75条	5項					大規模修繕の定義をお示しください。	要求水準書203頁ｵのとおりです。
571	事業契約書（案）	26	第75条	5					大学が大規模修繕を実施したことにより、事業者に損害又は増加費用が発生した場合には、大学に負担頂けるという理解で宜しいかご教示ください。（例えば修繕工事の不備により発生した損害や、修繕を行った結果、建物条件が変わったことにより維持管理費に増加費用が発生した場合等）	大学が合理的と認める範囲で負担する予定です。
572	事業契約書（案）	26	第75条	5					「大規模修繕を行う必要が生じた場合」とありますが、第一義的に判断するのは大学でしょうか事業者でしょうか。仮に、事業者が、大規模修繕を行う必要が生じたとの判断に基づきその旨を大学に対して通知したにも関わらず、大学が「大規模修繕を行う必要が生じた」とは判断しなかった場合、事業者が行う施設維持管理等の業務に支障があった際の責任は大学が負うとの理解で宜しいでしょうか。	前段は大学が判断する予定です。後段は合理的な範囲で大学が負担する予定です。
573	事業契約書（案）	26	第75条	5					大学の責任と費用で行う本施設の大規模修繕については、事業者の責任と費用負担で行う修繕とは明確に区別して齟齬の発生を防ぐべきかと存じますので、別紙等でその具体的な内容を例示して頂けませんでしょうか。	建設大臣官房官庁営繕部監修「建築物修繕措置判定手法（財団法人経済調査会、平成15年）」を参照下さい。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
574	事業契約書（案）	26	第75条	5					大学の責任と費用で行う本施設の「大規模修繕」、事業者の責任と費用負担で行う「模様替え」、事業者の責任と費用負担で行う「修繕」のそれぞれの定義、それぞれの具体的な内容（例示）について、ご教示下さい。	大学の責任と費用で行う本施設の「大規模修繕」についてはNo.573への回答をご覧下さい。事業者の責任と費用負担で行う「模様替え」の定義は、建築基準法2条15号の大規模の模様替え以外の模様替えを意味します。事業者の責任と費用負担で行う「修繕」の定義は要求水準書203頁の（5）ｳのとおりです。なお、それぞれの具体的な内容は、必要に応じて大学と落札者（事業者）が協議を行い定める予定です。
575	事業契約書(案)	26	78条						事業者は、大学と不動産（建物）賃貸借契約書を締結しなければならないとありますが、別紙6の第8条二では、第三者への転貸が禁止されています。利便施設の運営を協力企業に委託する場合は、転貸は認められるのでしょうか。	認めます。
576	事業契約書（案）	26	第78条						不動産（建物）賃貸借契約の締結は，いつごろ行うことを想定されているのでしょうか。（別紙6の様式の締結日は，平成20年までが記載されておりますが，平成20年に締結する必要があるのでしょうか。）	当該業務開始日までに締結する予定です。
577	事業契約書（案）	26	第79条	1					日報を「本契約終了」のときまで保管しなければならない旨が記載されておりますが，「本契約終了」とは，契約が解除された場合を除けば，事業期間の満了のときであると理解して宜しいでしょうか。	第９章契約期間及び契約の終了に基づく終了を指しますので、ご理解のとおりです。
578	事業契約書（案）	26	第79条	3					月報を「本契約の終了」に至るまで大学に提出して履行確認を受けなければならない旨が記載されておりますが，「本契約の終了」とは，契約が解除された場合を除けば，事業期間の満了のときであると理解して宜しいでしょうか。	No578を参照ください。
579	事業契約書（案）	26	第79条	3					「毎月，当該月の末日から[7]日以内に」とありますが，行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日を除いて計算した日数と考えて宜しいでしょうか。	原則として、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日も含まれます。
580	事業契約書（案）	26	第79条	4					「月報受理後[7]日以内に」とありますが，行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日を除いて計算した日数と考えて宜しいでしょうか。	原則として、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日も含まれます。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
581	事業契約書（案）	26	別紙6	第5条					貸付料について、「貸付料は別紙に定めるとおり」と規定していますが、貸付料は「国立大学法人筑波大学の財産貸付料の算定に関する細則」により算定されるとの理解で宜しいでしょうか。仮に、細則により算定される場合、細則第2条で「建物の貸付料＝平方メートル当たりの貸付料年額Ａ×貸付面積Ｂ＋土地にかかる加算額Ｃ」、「Ａ＝当該貸付を行おうとする財産の近隣地域内に所在する賃貸取引事例又は民間精通者の意見価格等を基に算定する」と規定しています。本件利便施設運営業務では「土地にかかる加算額Ｃ」はないものと理解していますが宜しいでしょうか。また、現時点での本件利便施設運営業務に係る諸室（売店、薬店・介護用品、食堂、オープンカフェ、展望喫茶店、理容室、窓口サービス、その他利便設備）の平方メートル当たりの貸付料年額Ａ（見込金額）をご教示下さい。	No344を参照ください。
582	事業契約書（案）	27	第81条	2					別紙8「2.(1)サービス対価の構成」に照らし、「医療機器等初期調達費」は不要ではないでしょうか。（「医療機器等初期調達費」は，「病院運営支援費」に含まれるのではないでしょうか。）	ご指摘のとおりです。削除します。
583	事業契約書（案）	27	第81条	3					サービス対価金額の改定は，第84条（税制変更によるサービス対価の改定）に従って改定されることもあるのではないでしょうか。	ご指摘に基づき追記します。
584	事業契約書（案）	27	第81条	4					「サービス対価支払手続きの詳細については、大学と事業者が協議して定める・・」とありますが、事業者の請求書の送付から大学のサービス対価の支払まで、最長どの程度の日数を見込めばよいかがわからないと、借入金の元利金支払日を始め各種支払日の設定ができず、資金計画に支障をきたしますので、事業契約で予め規定頂けませんでしょうか。	事業契約書（案）に事前に規定する予定です。
585	事業契約書（案）	27	第81条	4					「なお，当該確認の結果，事業者に対するサービス対価の支払額が減額されることがある。」という記載は，第82条（業務実績に基づくサービス対価の減額及び停止）に規定されている内容を指していると理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
586	事業契約書（案）	28	第84条	1	(1)				「（消費税、不動産取得税等）」の記載がありますが、本事業で不動産取得税の課税対象となるものを想定されているようでしたらご教示ください。	現時点では想定しているものはありません。
587	事業契約書（案）	28	86条	1項					「ただし、維持管理・運営期間開始後2年間は、大学の承諾を得た場合を除き、協力企業を変更することはできない」とのことですが、維持管理・運営期間開始後2年間とされている趣旨についてご教示下さい。	事業の安定性の確保や、モニタリングシステムの構築に必要な期間との趣旨です。
588	事業契約書（案）	28	第86条	3	(6)				「その他大学が定める事項」とは，合理的に必要と認められる事項に限られると理解して宜しいでしょうか。また，具体的に想定されている事項がありましたら，ご教示ください。	ご理解のとおりです。具体的に想定している事項は、現時点では明示することは出来ません。
589	事業契約書（案）	28～29	第86条	4					「当該協力企業変更通知を受領後10日以内に」とありますが，行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日を除いて計算した日数と考えて宜しいでしょうか。また，「当該照会を受領した日から10日以内に」についても同様でしょうか。	原則として、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日も含まれます。
590	事業契約書（案）	29	第86条	7					「変更後5日以内に」とありますが，行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日を除いて計算した日数と考えて宜しいでしょうか。	原則として、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日も含まれます。
591	事業契約書（案）	29	第86条	7	(4)				「その他大学が定める事項」とは，合理的に必要と認められる事項に限られると理解して宜しいでしょうか。また，具体的に想定されている事項がありましたら，ご教示ください。	ご理解のとおりです。
592	事業契約書（案）	30	第87条	3	(9)				「その他大学が定める事項」とは，合理的に必要と認められる事項に限られると理解して宜しいでしょうか。また，具体的に想定されている事項がありましたら，ご教示ください。	ご理解のとおりです。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
593	事業契約書（案）	30	第87条	4					「当該業務方法変更通知を受領後10日以内に」とありますが，行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日を除いて計算した日数と考えて宜しいでしょうか。また，「当該照会を受領した日から10日以内に」についても同様でしょうか。	原則として、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日も含まれます。
594	事業契約書（案）	30	第87条	7					「業務方法変更通知の受領後10日以内に」とありますが，行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日を除いて計算した日数と考えて宜しいでしょうか。	原則として、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日も含まれます。
595	事業契約書（案）	30	第87条	11					「前項の書面を受領した後30日以内に」とありますが，行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日を除いて計算した日数と考えて宜しいでしょうか。	原則として、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日も含まれます。
596	事業契約書（案）	30	第87条	12					「前項の書面を受領した後30日以内に」とありますが，行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日を除いて計算した日数と考えて宜しいでしょうか。	原則として、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日も含まれます。
597	事業契約書（案）	30	第87条	13					本項に基づく大学による業務の一部解除の対象には、施設整備業務及び医療機器等初期調達業務の引渡後の解除は含まれないという理解で宜しいでしょうか。また、その旨明記頂けませんでしょうか。	ご理解のとおりです。また、その旨を明記します。
598	事業契約書（案）	30	第87条	13					「大学が第11項以下の規定に基づき」とありますが、これは、「大学が第10項以下の規定に基づき」ではないでしょうか。	ご理解のとおりです。
599	事業契約書（案）	31	第87条	14					「前12項の規定により業務方法が変更された場合は，」とありますが「前12項」ではなく「前13項」ではないでしょうか。	「前12項」を「前13項」に訂正します。
600	事業契約書（案）	31	第87条	14					「変更後5日以内に」とありますが，行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日を除いて計算した日数と考えて宜しいでしょうか。	原則として、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日も含まれます。
601	事業契約書（案）	31	第87条	14	(3)				「その他大学が定める事項」とは，合理的に必要と認められる事項に限られると理解して宜しいでしょうか。また，具体的に想定されている事項がありましたら，ご教示ください。	ご理解のとおりです。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
602	事業契約書（案）	31	第87条	15					「前13項の規定は，軽微な変更には適用しない。」とありますが「前13項」ではなく「前14項」ではないでしょうか。	「前13項」を「前14項」に訂正します。
603	事業契約書（案）	31	第88条	1					「調達品目並びに調達価格の大幅な変動等により」とありますが、どの程度の変動が「大幅な」に相当するとお考えであるかについて、大学のお考えをご教示ください。	業務の継続的実施を不可能又は著しく困難とする程度の不採算増加費用の発生を伴う変更であると大学が合理的に判断できる変動が該当すると考えています。
604	事業契約書（案）	32	第88条	3					「業務変更要求通知受領後30日以内に」とありますが，行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日を除いて計算した日数と考えて宜しいでしょうか。また，「業務変更要求通知受領後40日以内に」についても同様でしょうか。	原則として、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日も含まれます。
605	事業契約書（案）	32	第88条	4					「提出を受けた日から10日以内に」とありますが，行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日を除いて計算した日数と考えて宜しいでしょうか。また，「大学が10日以内に通知を行わない場合は」についても同様でしょうか。	原則として、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日も含まれます。
606	事業契約書（案）	32	第88条	5					「事業者は当該通知を受領後30日以内に」とありますが，行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日を除いて計算した日数と考えて宜しいでしょうか。	原則として、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日も含まれます。
607	事業契約書（案）	32	第88条	6					「前3項に定める期間は、」とありますが、「前3項及び第11項に定める期間は、」として頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
608	事業契約書（案）	32	第88条	8					「大学は30日以内に、次条に定める手続きに従い、本契約の一部解除を行うことができる。」とありますが、「30日以内に」は不要ではないでしょうか。（次条の手続きに従うと、最終的に一部解除に至るまでの期間が30日以内とは限らないため。）	「30日以内に」は削除します。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
609	事業契約書（案）	32	第88条	8					「変更された当該業務変更要求通知の受理後10日以内に」とありますが，行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日を除いて計算した日数と考えて宜しいでしょうか。また，「大学は30日以内に」についても同様でしょうか。	原則として、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日も含まれます。
610	事業契約書（案）	32	第88条	8	(8)				「事業者の経営に重大な悪影響を及ぼすとき」とありますが、どの程度の悪影響が「重大な」に相当するとお考えであるかについてご教示ください。	事業期間にわたる受託業務の継続的実施を不可能又は著しく困難とする程度の不採算増加費用の発生を伴う変更であると大学が判断できる状況が該当すると考えています。
611	事業契約書（案）	33	第88条	9	(8)				「その他大学が定める事項」とは，合理的に必要と認められる事項に限られると理解して宜しいでしょうか。また，具体的に想定されている事項がありましたら，ご教示ください。	ご理解のとおりです。
612	事業契約書（案）	33	第88条	8	(9)				「業務変更要求通知に記載された変更開始希望日から30日以内に」とありますが，行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日を除いて計算した日数と考えて宜しいでしょうか。	原則として、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日も含まれます。
613	事業契約書（案）	33	第88条	11					「契約の解除に関する協議」とありますが、これは、「契約の一部解除に関する協議」ではないでしょうか。	「契約の解除に関する協議」を「契約の一部解除に関する協議」に訂正します。
614	事業契約書（案）	33	第88条	11					本項に基づき大学が求める協議が整わなかった場合におけるその後の取扱いについてご教示ください。	第89条第6項以下をご参照ください。
615	事業契約書（案）	33	第88条	11					「前項の合意が協議開始後60日以内に成立しなかった場合」とありますが，行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日を除いて計算した日数と考えて宜しいでしょうか。	原則として、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日も含まれます。
616	事業契約書（案）	33	第88条	12					「15日以内に書面により事業者に回答する。」とありますが，行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日を除いて計算した日数と考えて宜しいでしょうか。	原則として、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日も含まれます。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
617	事業契約書（案）	33	第89条	1					本条に基づく業務の一部解除の対象には、施設整備業務及び医療機器等初期調達業務の引渡後の解除は含まれないという理解で宜しいでしょうか。また、その旨明記頂けませんでしょうか。	引渡しが正当に行われた場合はご理解のとおりです。
618	事業契約書（案）	33	第89条	1					「協議期日を指定」との記載が2箇所ありますが、ここでいう「協議期日」とは、①協議を行う（又は開始する）日、②協議が終了する日限、のどちらを意味するかについて、それぞれについてご教示ください。（①の場合には「1か月」は協議の準備のための期間、②の場合には協議期間自体、という位置づけ。第3項に「協議期日に協議を行う」とありますので、基本的に上記①ではないかと思われますが、確認のためご教示ください。）	「協議期日」とは、協議を行う（又は開始する）日を意味します。
619	事業契約書（案）	33	第89条	1					「調達品目並びに調達価格の大幅な変動等により、」とありますが、どの程度の変動が「大幅な」に相当するとお考えであるかについて、ご教示ください。	業務の継続的実施を不可能又は著しく困難とする程度の不採算増加費用の発生を伴う変更であると大学が合理的と判断できる変動が該当すると考えています。
620	事業契約書（案）	33	第89条	1					「大学及び事業者は、（中略）本契約の一部解除に関する協議を求めることができる。」とあり、第3項として、「大学が本契約の一部解除に関する協議を求めてきた場合」の規定が置かれていますが、事業者が協議を求めた場合の取扱いも、「大学が本契約の一部解除に関する協議を求めてきた場合」と同様の取扱いとなるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
621	事業契約書（案）	34	第89条	3					「大学から当該書面を受領した後30日以内に」とありますが、30日以内に回答することが困難な場合も想定されますので、「大学から当該書面を受領した後30日以内又は大学及び事業者が別途合意した期限までに」という趣旨の規定として頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
622	事業契約書（案）	34	第89条	3					「業務要求水準書又は業務内容の変更案」とありますが、これは、「業務要求水準書又は業務範囲の変更案」ではないでしょうか。	「業務要求水準書又は業務範囲の変更案」に改めます。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
623	事業契約書（案）	34	第89条	3					「大学から当該書面を受領した後30日以内に」とありますが，行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日を除いて計算した日数と考えて宜しいでしょうか。また，「当該変更案受領後30日以内に」についても同様でしょうか。	原則として、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日も含まれます。
624	事業契約書（案）	34	第89条	5					「事業者の業務変更案」とありますが、これは、第3項に規定される変更案を指すという理解で宜しいでしょうかかご教示ください。	ご理解のとおりです。
625	事業契約書（案）	34	第89条	7					「前各項の規定にかかわらず、大学は、・・即時解除することができる。」とありますが、これは第1項に掲げる事態において、第3項ないし第6項の手順を省略して解除することができるという趣旨の規定なのか、第1項に掲げる事態であるかないかを問わず、大学が任意解除権を有するという趣旨の規定なのかご教示くださいください。	第1項に掲げる事態において、第3項ないし第6項の手順を省略して解除することができるという趣旨の規定です。
626	事業契約書（案）	34	第89条	7					本項における大学の支払金額に係る規定には、第90条第2項には無い控除（「業務を行わないことにより事業者が出費を免れた額を控除」）が含まれています。本項と同条同項との間には、大学による支払に至る背景に、当該支払金額を違えるような本質的な相違点は無いのではないかと思料しますが、本項においてかかる控除要素を含めたお考えをご教示ください。	ご指摘のとおりかと思われますので、90条2項を修正します。
627	事業契約書（案）	34	第89条	7					本項に規定される一部解除においては、たとえば、再委託先との契約の解除に伴う違約金などの追加費用又は損害が事業者に生ずる可能性があります。従って、大学の支払金額について、「…から業務を行わないことにより事業者が出費を免れた額を控除し、事業者に生じた追加費用及び損害額を加えた額を…」として頂けますでしょうか。	「…から業務を行わないことにより事業者が出費を免れた額を控除し、事業者に生じた損害額のうち大学が合理的と認める金額を加えた額を…」に改めます。
628	事業契約書（案）	34	第89条	7					「本契約の一部を即時解除することができる。」とありますが、当該解除は、本項に規定される大学の支払が完了した（事業者が支払われた金銭を受領した）時点で完結するという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
629	事業契約書（案）	34	第89条	8					本項における大学の支払金額に係る規定には、第90条第3項には無い控除（「業務を行わないことにより事業者が出費を免れた額を控除」）が含まれています。本項と同条同項との間には、大学による支払に至る背景に、当該支払金額を違えるような本質的な相違点は無いのではないかと思料しますが、本項においてかかる控除要素を含めたお考えをご教示ください。	ご指摘のとおりかと思われますので、90条3項を修正します。
630	事業契約書（案）	34	第89条	8					本項に規定される一部解除においては、たとえば、再委託先との契約の解除に伴う違約金などの追加費用又は損害が事業者に生ずる可能性があります。従って、大学の支払金額について、「…から業務を行わないことにより事業者が出費を免れた額を控除し、事業者に生じた追加費用及び損害額を加えた額を…」として頂けますでしょうか。	「…から業務を行わないことにより事業者が出費を免れた額を控除し、事業者に生じた損害額のうち大学が合理的と認める金額を加えた額を…」に改めます。
631	事業契約書（案）	34	第89条	8					「不可抗力により、事業者の業務範囲を著しく縮小することを要する」のは、どのようなケースが該当すると想定されているかご教示ください。	天災等により本施設の一部が使用不可能となり、維持管理業務の範囲を縮小すること等を想定しています。
632	事業契約書（案）	34	第89条	8					「本契約の一部を即時解除することができる。」とありますが、当該解除は、本項に規定される大学の支払が完了した（事業者が支払われた金銭を受領した）時点で完結するという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
633	事業契約書（案）	34	第89条	10					本項に規定される、大学が負担される費用には合理的な金融費用が含まれるという理解で宜しいでしょうか。	大学が合理的と認める金融費用は含まれます。
634	事業契約書（案）	34	第89条	11					本項に規定される、大学が負担される費用には合理的な金融費用が含まれるという理解で宜しいでしょうか。	No633を参照ください。
635	事業契約書（案）	35	第89条	13					「本契約の全部又は一部が解除された場合、」とありますが、第6項ないし第8項の規定は、本契約の一部解除に係るものですので、「全部又は」は不要ではないでしょうか。	「全部又は」は削除します。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
636	事業契約書（案）	35	第89条	13					本項に規定される支払について、大学が一括支払を選択された場合で、これに伴い金融コストが発生したときには、大学が合理的な範囲内でこれを負担されるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
637	事業契約書（案）	35	第89条	13					「事業者提案を基に算出した適正な利益額」とありますが、どのような基準により「適正性」を判断することを想定されているのかについてご教示ください。	当該時点で最も妥当と思われる基準にて判断する予定です。
638	事業契約書（案）	35	第89条	13					「これに係る支払利息」の定義をご教示ください。	本施設の施設整備業務の実施により、事業者が行う資金調達に必要な融資に係る経過利息を想定しています。
639	事業契約書（案）	35	第89条	13					「大学と事業者が別途合意する日まで事業者に支払い、」とありますが、分割して支払うこととなる場合であっても、当該支払期間が少なくとも事業契約の契約期間の最終日を超えることはないという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
640	事業契約書（案）	35	第89条	13					括弧書きに「現在価値に換算した金額の支払いに代えることができる」旨の記載がありますが、ここは出来高に係る額（＝元本）の支払に関する規定であって時間的要素は存在せず、現在価値という概念とは基本的に関係しないのではないかと思われますが、ここではどのような費用を対象として想定されているのかご教示ください。	本条項4行目冒頭「合意する日まで」の直後に「当初定めた解除前の支払スケジュールに従い」と挿入した上で、将来にわたって分割して支払われる金額を、解除時に一括して支払う場合に、両者の経済的価値を同一にするため、（解除時における）現在価値に換算することを想定しています。
641	事業契約書（案）	35	第89条	13					「現在価値に換算した金額を支払う」（括弧書き）場合には、当該換算に用いる割引率は、当該支払時点における金融市場動向等の要素を勘案し協議により決定されるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
642	事業契約書（案）	35	第89条	13					「ただし、当該解除が法令変更又は不可抗力による場合は、合理的な追加費用を含む」とありますが、なぜ法令変更又は不可抗力以外の場合には追加費用をお支払いいただけないのか理由についてをご教示くださいください。例えば、第1項又は第7項に基づき大学側からの要請により解除された場合には、合理的な追加費用が払われてしかるべきなのではないかと存じます。	1項はあくまで解除の協議を求める規定になりますので大学の要請のみで解除される場合ではありません。7項については、No.627への回答をご覧下さい。
643	事業契約書(案)	35	90条						不要となった業務が、事業者提案により他業務との連携や兼務による効率化が図られていた場合、不要となった業務を実施しない事による業務効率性の低下が懸念されます。事業者が再度業務設計を実施するための猶予期間（契約書案では6ヶ月となっています）や事業者が蒙る損失補填の意味で支払われる金額（契約書案では当該業務のサービス対価6か月分（不可抗力による場合は１ヵ月分）となっています）の設定については、運用時点での実情に応じた柔軟な対応をお願いします。（８９条も同様）	原案のとおりとしますが、運用時点の実情に応じて柔軟に対応することがあります。
644	事業契約書（案）	35	第90条						本条には解除となった後の清算規定がありませんが、前項第13条に準じる等の定めが必要ではないでしょうか。	追記します。
645	事業契約書（案）	35	第90条	1					本条に基づく業務の一部解除の対象には、施設整備業務及び医療機器等初期調達業務の引渡後の解除は含まれないという理解で宜しいでしょうか。また、その旨明記頂けませんでしょうか。	引渡しが正当に行われた場合はご理解のとおりです。
646	事業契約書（案）	35	第90条	1					「業務の一部」の定義がかっこ書きに記載されていますが、これは、本条や第87条ないし第89条に亘って規定のある「本契約の一部」についても共通する定義と理解して宜しいでしょうかかご教示ください。もし異なるのであれば、第87条ないし第89条に規定される「本契約の一部」について、どのような区分（業務単位）を想定されているかご教示ください。	端緒となる事象（法令変更、不可抗力、本施設の事業規模の変更、技術革新）及び効果（事業契約の一部解除）が共通である場合には、解除対象としての「本契約の一部」と「業務の一部」とが共通する場合が多いことが予想されますが、両者が常に一致するかどうかは事前の検証は困難と考えます。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
647	事業契約書（案）	35	第90条	2					本項に規定される一部解除においては、たとえば、再委託先との契約の解除に伴う違約金などの追加費用又は損害が事業者に生ずる可能性があります。従って、大学の支払金額について、「通知の日から6か月間の当該業務に係るサービス対価に相当する額（洗濯（リネン管理）業務の場合は、（略））に事業者に生じた追加費用又は損害額を加えた額を…」として頂けますでしょうかきたくお願いします。	「通知の日から6か月間の当該業務に係るサービス対価に相当する額（洗濯（リネン管理）業務の場合は、（略））に事業者に生じた損害額のうち大学が合理的と認める金額を加えた額を…」に改めます。
648	事業契約書（案）	35	第90条	3					「不可抗力により業務が不要となったことを解除の理由とする場合」とありますが、第1項に掲げる事由には不可抗力が含まれておりません。不可抗力の場合も本条の対象となるのでしょうか。	不可抗力の場合も本条の対象となります。その旨を追記します。
649	事業契約書（案）	35	第90条	3					「不可抗力により業務が不要となったことを解除の理由する場合」とありますが、本契約に規定されている不可抗力事由により業務が不要になるとは、どのような場合を想定されているのでしょうか。	当該業務について、病院自身がやるべきとの行政指導があり（法令変更によらない）、病院自身が行うことができる場合を想定します。
650	事業契約書（案）	35	第90条	3					本項に規定される一部解除においては、たとえば、再委託先との契約の解除に伴う違約金などの追加費用又は損害が事業者に生ずる可能性があります。従って、大学の支払金額について、「通知の日から1か月間の当該業務に係るサービス対価に相当する額（洗濯（リネン管理）業務の場合は、（略））に事業者に生じた追加費用又は損害額を加えた額を…」として頂けますでしょうか。	「通知の日から1か月間の当該業務に係るサービス対価に相当する額（洗濯（リネン管理）業務の場合は、（略））に事業者に生じた損害額のうち大学が合理的と認める金額を加えた額を…」に改めます。
651	事業契約書（案）	35	第90条	6					本項に規定される、大学が負担される費用には合理的な金融費用が含まれるという理解で宜しいでしょうか。	大学が合理的と認める金融費用は含まれます。
652	事業契約書（案）	36	第91条						「契約期間」「契約終了」についての用語の定義を，第1条に定めて頂けますでしょうか。るべきではないでしょうか。	「契約期間」は既に鏡に規定されています。また、「契約終了」とは字義通り契約の終了であることから定義は不要と考えます。
653	事業契約書（案）	36	第91条	1					「事業者のための提供施設等」の定義をご教示ください。	91条1項の「の事業者のための提供施設等」を削除します。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
654	事業契約書（案）	36	第91条	2					運営支援等業務の引継ぎは，利便施設運営業務については原則として不要と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
655	事業契約書（案）	36	第91条	3					「第2項に従い」とありますが、これは、「第1項に従い」ではないでしょうか。	「第1項に従い」に訂正します。
656	事業契約書（案）	36	第91条	3					利便施設運営業務の実施のために保有する物品等で大学の承諾を受けて事業契約終了時に残置するものについては、時価相当額等の対価を大学よりお支払いただけるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
657	事業契約書（案）	36	第91条	4					「業務終了から10日以内に」とありますが，行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日を除いて計算した日数と考えて宜しいでしょうか。	原則として、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日も含まれます。
658	事業契約書（案）	36	第91条	5					「契約期間終了の14日前までに」とありますが，行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日を除いて計算した日数と考えて宜しいでしょうか。	原則として、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日も含まれます。
659	事業契約書（案）	36	第91条	6					「契約終了時施設水準」は要求水準書のどこに定められているのでしょうか。	「要求水準書に定める契約終了時施設水準」を「要求水準」に修正します。
660	事業契約書（案）	36～37	第92条	2	(1)				「設計に着手すべき期日」とは，いつなのでしょうか。	大学と事業者が別途定めた日を指します。
661	事業契約書（案）	37	第92条	3					「サービス対価の支払は相当な期間を定めて一時停止する」とありますが、停止されたサービス対価はいつ支払われることになるのでしょうか。	後日提示します。
662	事業契約書（案）	37	第92条	3					本項に基づき一時停止されるサービス対価には、施設の引渡し等により事業者の業務の履行が完了している業務に対するサービス対価である施設整備費A、施設整備費B、医療機器初期調達費は含まれないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
663	事業契約書（案）	37	第92条	3	(1)				「大学の求める仕様」とは、「要求水準書」と同義という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
664	事業契約書（案）	37	第92条	3	(1)				「大学の求める仕様が確保されないとき」とは、重大な要求水準書未達成があるとき、という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
665	事業契約書（案）	37	第92条	4					「別紙9（モニタリングによるサービス対価の減額等の基準と方法）の規定に従い本契約を解除することができる。」とありますが，別紙9（モニタリングによるサービス対価の減額等の基準と方法）に事業契約解除に関する規定がありません。「解除規定」である本条に、本項は不要ではないでしょうか。どのように考えればよいのか，ご教示ください。	第4項は削除します。
666	事業契約書（案）	37	第93条	1					「180日以上前に通知を行うことにより」とありますが，行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日を除いて計算した日数と考えて宜しいでしょうか。	原則として、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日も含まれます。
667	事業契約書（案）	37	第94条	1					「事業者による通知の後60日以内に」とありますが，行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日を除いて計算した日数と考えて宜しいでしょうか。	原則として、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日も含まれます。
668	事業契約書（案）	37	第95条						法令変更及び不可抗力による契約解除に伴い事業者に生じた損害の賠償については，どのようにお考えでしょうか。ご教示ください。	法令変更及び不可抗力は、大学に帰責事由がないケースですので、事業者に対する損害賠償が行われることは想定されません。
669	事業契約書（案）	37	第95条	2					「第96条又は第97条に従い権利関係等を処理するものとする。」とありますが、第96条には、これに該当する条項が見当たりませんので、ご明示ください。	95条2項は削除します。
670	事業契約書（案）	38	第96条	1					出来形には、発注済の医療機器の代金も含まれるでしょうか。	大学の検査に合格し、他に転用されるおそれがないと認められるものであれば出来形に含まれるものとご理解下さい。
671	事業契約書（案）	38	第96条	1					本項にて別紙11について言及して頂けないでしょうか。	「事業者が解除時までに行ったサービスに対する対価」を、「別紙11に基づき算出した額」に修正します。
672	事業契約書（案）	38	第96条	1					「事業者の責任及び費用により出来形部分を検査の上」とありますが，契約解除事由の如何にかかわらず事業者の費用負担となるのでしょうか。ご教示ください。	大学の帰責や任意解除、不可抗力・法令変更等の場合には、大学が合理的と認める金額を大学が負担する予定とします。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
673	事業契約書（案）	38	第96条	1					「事業者が解除時までに行ったサービスに対する対価を支払うことにより，事業者より買い受け，引渡しを受けることができるものとする。」とありますが，「引渡しを受けることができるものとする。」ではなく「引渡しを受けるものとする。」ではないでしょうか。	原案のとおりとします。
674	事業契約書（案）	38	第96条	2					「対当額で相殺することができる。」とありますが、本項に規定される違約金債務の支払については、第98条第1項の規定のある履行保証保険契約に基づく保険金の充当が、当該相殺行為に優先するという理解で宜しいでしょうかかご教示ください。	ご理解のとおりです。
675	事業契約書（案）	38	第96条	2					「別途協議の上定める方法により事業者に対して支払う。」とあり、支払方法の決定については大学及び事業者間の合意が前提になろうとは思いますが、残額を分割して支払うこととなる場合であっても、当該支払期間が少なくとも事業契約の契約期間の最終日を超えることはないという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
676	事業契約書（案）	38	第96条	3					「別途協議の上定める方法により事業者に対して支払う。」とあり、支払方法の決定については大学及び事業者間の合意が前提になろうとは思いますが、残額を分割して支払うこととなる場合であっても、当該支払期間が少なくとも事業契約の契約期間の最終日を超えることはないという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
677	事業契約書（案）	38	第96条	4					本項に規定される、原状回復に係る費用の負担について、第89条、第90条に基づく解除の場合にはどのようになるか、それぞれご教示ください。	89条及び90条は、原則として一部の業務が不要となった場合又は業務範囲の変更が必要となった場合の規定ですので、基本的に96条4項による原状回復が行われることはないと思いますが、仮に全部解除も想定されるのであれば、89条及び90条いずれも基本的には事業者に帰責性がないケースが想定されるので、現状回復に係る費用は大学が合理的と認める範囲で大学負担とします。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
678	事業契約書（案）	38	第96条	4					「別途協議の上定める方法により事業者に対して支払う。」とあり、支払方法の決定については大学及び事業者間の合意が前提になろうとは思いますが、残額を分割して支払うこととなる場合であっても、当該支払期間が少なくとも事業契約の契約期間の最終日を超えることはないという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
679	事業契約書（案）	38	第96条	4					「大学は、本状第1項に規定する合格部分の対価を、・・支払う」とありますが、原状回復の場合も大学は当該対価を支払うという理解で宜しいでしょうか。	事業者帰責により解除となった場合で、かつ原状回復を求めるケースにおいては出来形代金は支払いません。「なお、大学は、本条第1項に規定する合格部分の対価を」は「なお、大学は、第92条（事業者の債務不履行による解除）に基づく場合を除き、本条第1項に規定する合格部分の対価を」に修正します。
680	事業契約書（案）	38	第96条	4					「本施設の建設工事の進捗状況を考慮して、本敷地の原状回復が社会通念上合理的であると判断した場合、事業者に対して本敷地の原状回復を請求することができ、事業者はこれに従わなければならない。」とありますが、「社会通念上合理的である」という漠然とした判断基準ですので、判断の際には事業者と協議して頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
681	事業契約書（案）	38	第97条	2					「本契約が解除された日から14日以内に」とありますが，行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日を除いて計算した日数と考えて宜しいでしょうか。また，「前項の通知を受領後14日以内に」についても同様でしょうか。	原則として、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日も含まれます。
682	事業契約書（案）	38	第97条	3					①本項に規定される引き継ぎに要する費用については、本契約の解除事由に応じて負担される（事業者帰責の場合：事業者負担、大学帰責・法令変更・不可抗力の場合：大学負担）という理解で宜しいでしょうか。 ②上記①の理解で宜しい場合には、その旨本条文に追記して頂きますようお願いします。	大学及び事業者の協議により合理的に負担者を決定します。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
683	事業契約書（案）	39	第97条	4					「大学が運営支援等業務の引継ぎを受けた場合、」とありますが、これは、「大学又は大学の指定する者」ではないでしょうか。	「大学が運営支援等業務の引継ぎを受けた場合、」を「大学又は大学の指定する者が運営支援等業務の引継ぎを受けた場合、」に改めます。
684	事業契約書（案）	39	第97条	4					法令変更及び不可抗力にかかる追加費用及び損害の分担は別紙12のルールに従ってなされるべきものと存じますが、現状では契約継続の場合の分担は103条及び106条で別紙12に従うとありますが、契約解除の場合は本項で規定され、事業者帰責と同じ分担となってしまいます。契約解除の場合も別紙12に従うように本項で規定頂けませんでしょうか。	原案のとおりとします。
685	事業契約書（案）	39	第97条	4					「・・医療機器等初期調達費を、解除前のスケジュールに従って支払う。」とありますが、医療機器等初期調達費には割賦手数料は含まれない定義ですので、「医療機器等初期調達費及び割賦手数料」として頂けませんでしょうか。	「医療機器等初期調達費」を「医療機器等初期調達費及び医療機器初期調達費に係る割賦手数料」に改めます。
686	事業契約書（案）	39	第97条	4					新棟等が引き渡し後、既存棟の引渡前に解除となった場合には、施設整備費A及び医療機器等初期調達費（及び割賦手数料）が解除前のスケジュールに従って支払われ、既存棟については第96条が適用されるという理解で宜しいでしょうか。また、その旨を明記願います。	ご理解のとおりです。また、その旨を明記します。
687	事業契約書（案）	39	第97条	5					「大学が運営支援等業務の引継ぎを受けた場合、」とありますが、これは、「大学又は大学の指定する者」との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
688	事業契約書（案）	39	第97条	5					「・・医療機器等初期調達費を、解除前のスケジュールに従って支払う。」とありますが、医療機器等初期調達費には割賦手数料は含まれない定義ですので、「医療機器等初期調達費及び割賦手数料」として頂けますでしょうか。	「医療機器等初期調達費」を「医療機器等初期調達費及び医療機器初期調達費に係る割賦手数料」に改めます。
689	事業契約書（案）	39	第97条	6					「大学は、当該運営支援等業務引継日が属する・・・」とありますが、「大学は、前2項に規定されるサービス対価の支払に加えて、当該運営支援等業務引継日が属する・・・」と変更して頂けますでしょうか。	原案のとおりとします。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
690	事業契約書（案）	39	第97条	6					「大学が運営支援等業務の引継ぎを受けた場合、」とありますが、これは、「大学又は大学の指定する者」との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
691	事業契約書（案）	39	第97条	6					第99条及び第100条第1項にも関連しますが、運営支援等業務の引継ぎは、本契約上何をもって完結することになるのかご教示ください。	大学又は大学の指定する者が運営支援等業務を支障なく継続できるようになった場合に引継ぎが完結したものとします。
692	事業契約書（案）	39	第97条	6					本項に規定される支払の実行時期をご教示ください。	大学又は大学の指定する者が運営支援等業務を支障なく継続できるようになった場合に引継ぎが完結したものとして支払うこととします。
693	事業契約書（案）	39	第98条						新設棟引渡し（平成24年4月）から既存棟引渡し（平成27年4月）までに、運営支援等業務の債務不履行により契約解除となった場合の、本条の適用についてご教示下さい。	1項の規定に基づき、事業者は大学に対して、施設整備費Bの100分の10に相当する額を違約金として大学に対して支払うこととなります。
694	事業契約書（案）	39	第98条						不可抗力又は法令変更により契約解除となった場合の損害及び追加費用の分担は別紙12に基づいて行われるという理解ですが、その旨がどこにも規定されていないので、本条に追記いただけませんでしょうか。	98条は損害賠償に関する規定ですので、費用の補償について104条及び108条に追記します。
695	事業契約書（案）	39	第98条	1					「各棟の引渡前に、・・解除された場合・・施設整備費A又は施設整備費Bの100分の10に相当分する額を・・」とありますが、第44条の履行保証保険の金額と整合性をとって、新棟等の引渡前の解除の場合、Aの10%を、新棟等の引渡後、既存棟の引渡前の場合、Bの10%を支払うという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
696	事業契約書（案）	39	第98条	1					「各棟の引渡前に、・・解除された場合・・施設整備費A又は施設整備費Bの100分の10に相当分する額を・・」とありますが、施設整備費A及びBには割賦手数料が含まれており、引渡前には金額が確定しておりません。よって、第44条の履行保証保険の金額と整合性をとって、元本金額である新棟等工事関連費又は既存棟工事関連費の100分の10として頂けませんでしょうか。	新棟等工事関連費又は既存棟工事関連費の100分の10に改めます。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
697	事業契約書（案）	39	第98条	1					「・・施設整備費A又は施設整備費Bの100分の10に相当分する額を・・」とありますが、これにかかる消費税は含まれないという理解で宜しいでしょうか。	消費税も含まれます。
698	事業契約書（案）	39	第98条	2					「各棟の引渡後に、・・解除された場合・・統括マネジメント費、病院運営支援費及び施設維持管理費の一年間分の金額の100分の10を・・」とありますが、例えば初年度の1年分の金額という理解で宜しいでしょうか。調達業務費は年度により相当に変動することが予想されるため、初年度の金額で確定して頂きたく存じます。	ご理解のとおりです。初年度の金額で確定します。
699	事業契約書（案）	39	第98条	2					「各棟の引渡後に、・・解除された場合・・統括マネジメント費、病院運営支援費及び施設維持管理費の一年間分の金額の100分の10を・・」とありますが、新棟及び既存棟等の引渡後の解除の場合と、新棟等の引渡後、既存棟の引渡前の解除の場合で対象金額は異なるのでしょうか。	No698を参照ください。
700	事業契約書（案）	39	第98条	2					「各棟の引渡後に、・・解除された場合・・統括マネジメント費、病院運営支援費及び施設維持管理費の一年間分の金額の100分の10を・・」とありますが、病院運営支援費の中には既に履行が完了している医療機器等初期調達にかかる調達業務費が含まれておりますので、その分は含まないという理解で宜しいでしょうか。また、その旨を明記頂けませんでしょうか。	ご理解のとおりです。
701	事業契約書（案）	39	第98条	2					「各棟の引渡後に、・・解除された場合・・統括マネジメント費、病院運営支援費及び施設維持管理費の一年間分の金額の100分の10を・・」とありますが、これらにかかる消費税は含まれないという理解で宜しいでしょうか。	消費税も含まれます。
702	事業契約書（案）	39	第98条	2					「各棟の引渡し後」とは、全面供用開始日（予定としては、平成27年4月1日）と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
703	事業契約書（案）	39	第98条	3					損害賠償額の予定として違約金を第1項及び第2項にて定められているのでため，損害額と違約金の差額の支払について規定する本項については削除していただけないでしょうか。	本条1項及び2項は、損害賠償額の予定を定めたものではありませんので原案のとおりとします。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
704	事業契約書（案）	39	第98条	4					本項に規定する損害金には、逸失利益等の消極的損害が含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	大学が合理的と認める範囲で含まれます。
705	事業契約書（案）	40	第99条						本項に規定される維持保全に係る費用に関しては、まず、事業者が負担し、契約解除事由に応じて最終的な負担者を確定するとの理解で宜しいでしょうか。（事業者帰責の場合：事業者負担、大学帰責・法令変更・不可抗力の場合：大学負担）	大学及び事業者の協議により合理的に負担者を決定します。
706	事業契約書（案）	40	第101条	1	(2)				「なお，その過半数は事業者株主が保有するものとする。」とありますが，「事業者株主」の用語の定義をご教示ください。	代表企業並びにマネジメント協力企業と施設整備協力企業のうち、株式を保有する者を指します。
707	事業契約書（案）	41	第101条	2	(3)				「・・本契約上の地位及び本事業等について大学との間で締結した契約・・」とありますが、本事業以外について事業者と大学で契約を締結することがあることを想定されているのでしょうか。	現時点では想定していません。
708	事業契約書（案）	41	第101条	2	(4)				「金融機関による担保設定については・・大学の同意を得る必要がある。」とありますが、前項及び前々項に鑑み、「金融機関による、事業者が大学に対して有する債権及び本契約上の地位及び本事業等につき大学との間で締結した契約に基づく契約上の地位に対する担保設定については」であるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
709	事業契約書（案）	41	第101条	4					「事業者は，毎事業年度経過後，3ヶ月以内に，会計監査人による監査済計算書類及び附属明細書を自己の費用で作成し，大学に提出する。」とありますが，平成19年10月1日付「入札説明書に関する質問回答書」のNo.65の質問に対する回答と同様に，柔軟に対応していただけるものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
710	事業契約書（案）	41	第102条	1					「本契約の締結日の後に法令が変更されたことにより、…」とありますが、本契約の締結までに本項に掲げられているような事態につながる法令変更は現時点で見込まれないという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
711	事業契約書（案）	41	第103条	2					「法令変更の公布日から120日以内に」とありますが，行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日を除いて計算した日数と考えて宜しいでしょうか。	原則として、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日も含まれます。
712	事業契約書（案）	42	第104条						「各棟の引渡しが未了である場合には第96条に従い、…」とありますが、同条にはこれに該当する規定が見当たりません。	96条の6項として、「第95条（法令変更及び不可抗力による解除）の規定に基づき本契約が解除され、本条第1項に基づき合格部分の引渡しを受けた場合には、大学は、合格部分の対価（及び第104条第3項及び第108条第3項に規定する追加費用の総額）を、別途協議の上定める方法により事業者に対して支払う。」との条項を新設します。
713	事業契約書（案）	42	第106条	2					「不可抗力が生じた日から60日以内に」とありますが，行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日を除いて計算した日数と考えて宜しいでしょうか。	原則として、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日も含まれます。
714	事業契約書（案）	42～43	第108条	1					「第103条（協議及び追加費用の負担）」という記載が3ヶ所ありますが，いずれも「第106条（協議及び追加費用の負担）」ではないでしょうか。	いずれも、「第103条（協議及び追加費用の負担）」を「第106条（協議及び追加費用の負担）」に訂正します。
715	事業契約書（案）	42～43	第108条	1					「不可抗力が生じた日から60日以内に」とありますが，行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日を除いて計算した日数と考えて宜しいでしょうか。	原則として、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日も含まれます。
716	事業契約書（案）	43	第108条	2					脱字と思われる箇所があります。（「第96条に従い、」）ご確認ください。という理解で宜しいかご教示ください。	「第96条（各棟引渡し前の解除の効力）従い」を「第96条（各棟引渡し前の解除の効力）に従い」に訂正します。
717	事業契約書（案）	43	第108条	2					「各棟の引渡しが未了である場合には第96条に従い、…」とありますが、同条にはこれに該当する規定が見当たりません。	No712を参照ください。
718	事業契約書（案）	43	第110条	1					履行保証保険については別途第44条にて定めがありますので、本条の対象ではないという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
719	事業契約書（案）	43	第110条	2					「・・その証券又はこれに代わるものを直ちに大学に提示し、又は協力企業をして提示せしめなければならない」とありますが、これは証券等の写しを大学に提出するという理解で宜しいでしょうか。協力企業の包括保険や金融機関が質権設定する場合など、証券等の原本を提出することが出来ない場合が想定されます。	ご理解のとおりです。
720	事業契約書（案）	43	第110条	3					「自ら締結し、又は協力企業をして締結させるときは、事業者が当該保険契約にかかる保険料を支払うものとし、かつ大学の事前の承諾を得るものとする。」とありますが、その趣旨をご教示ください。 ①例えば、株主が付保する場合もあり得ると存じます。 ②協力企業が保険契約者である場合、当然にして保険料支払者は協力企業となろうかと存じます。 ③別紙13で指定されている保険内容を付保する際に、再度同内容についての事前の承諾は不要かと存じます。	保険料の金額等や保険内容について大学として事前に確認する趣旨ですが、ご指摘に基づき「事業者が当該保険契約にかかる保険料を支払うものとし、かつ」は削除します。
721	事業契約書（案）	43	第110条	3					「当該保険契約に係る保険料をサービスの対価に含めないときは、大学の事前の承諾を得る必要はないものとする。」とありますが、この規定の趣旨をご教示下さい。本事業のリスクコストである保険料は本来サービス対価に含めるべきものと考えます。この規定により、貴大学の承諾を省く目的で保険料をサービス対価から外す動きが生じた結果、貴大学の保険管理に支障を来たすような事態が懸念されます。	協力企業等が既に加入している保険については、当該保険料をサービス対価に含めない趣旨です。
722	事業契約書（案）	43	第110条	3					「事業者が当該保険契約に係る保険料を支払うものとし」とありますが，協力企業をして保険契約を締結させるときには，当該協力企業が保険料を支払うものとしても問題はないと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
723	事業契約書（案）	43	第112条	1					事業者に融資する銀行(団)による担保権設定については、ご承諾頂けるという理解で宜しいでしょうか。	合理的な理由がない限りは、承諾する予定です。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
724	事業契約書（案）	44	第113条	2					「事業者は，本契約の終了に至るまで，第101条（事業者による事実の表明保証及び誓約）第4項の規定に従い，各会計年度の最終日から3ヶ月以内に，公認会計士の監査済みの事業者の財務諸表を大学に提出しなければならない。」とありますが，平成19年10月1日付「入札説明書に関する質問回答書」のNo.65の質問に対する回答と同様に，柔軟に対応していただけるものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
725	事業契約書（案）	44	第114条	1					「未払い額につき遅延利息の支払日における」とありますが，「遅延利息」ではなく「延滞金」ではないでしょうか。	「遅延利息」を「延滞金」に訂正します。
726	事業契約書（案）	44	第114条	1					「延滞利息の支払日における筑波大学工事請負契約基準第40第3項を適用して計算した額の延滞金」とありますが，当該契約基準の定めの改定は，何に準拠して定められるのでしょうか。	国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和３１年政令第３３７号）第３７条第１項に規定する財務大臣が定める率を参考に定める予定です。
727	事業契約書（案）	44	第114条	2					「延滞金の支払日における筑波大学工事請負契約基準第48第2項を適用して計算した額の延滞金」とありますが，当該契約基準の定めの改定は，何に準拠して定められるのでしょうか。	国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和３１年政令第３３７号）第３７条第１項に規定する財務大臣が定める率を参考に定める予定です。
728	事業契約書（案）	44	第116条						本条は、いわゆる直接協定についての規定と推察しますが、当該協定の内容は通常多岐に亘りますので、「・・・銀行団への事前通知、協議等に関する事項につき、」として頂きたくお願いします。	「・・・銀行団への事前通知、協議等に関する事項につき、」に改めます。
729	事業契約書（案）	45	第119条	3					合理的な理由なく大学の承諾が頂けないことはないという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
730	事業契約書（案）	45	第121条	1					「事業者は，本施設が，第三者の有する著作権を侵害するものではないことを大学に対して保証する。」とありますが，既存棟を含むのは適当ではないため，「本施設」を「新棟等」とするべきではないでしょうか。	原案のとおりとします。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
731	事業契約書（案）	45	第122条						「大学は、事業者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。」とありますが、万一当該費用が発生した場合には、その都度一括にてお支払い頂ける（延払いにはならず金利は発生しない）という理解で宜しいでしょうか。	支払い方法は、大学と事業者の協議により決定する予定です。
732	事業契約書（案）	45	第123条						「出資者以外の第三者に対して」とありますが，「出資者」の用語の定義をご教示ください。	代表企業並びにマネジメント協力企業と施設整備協力企業のうち、株式を保有する者を指します。
733	事業契約書（案）	48	別紙2	2	(1)				「実施設計提出期限」とありますが，「実施設計見直し提出期限」ではないでしょうか。	ご指摘のとおりです。「実施設計提出期限」を「実施設計見直し提出期限」に訂正します。
734	事業契約書（案）	48	別紙2						「しゅん工予定日」の定義をお願いします。とありますが、事業契約書（案）本文での表記と合わせるため、「完成予定日」としてはいかがでしょうか。本別紙「2.既存棟（3)」についても同様です。	「しゅん工予定日」を「完成予定日」に改めます。
735	事業契約書（案）	48	別紙2						既存棟の維持管理・運営開始予定日が明記されていませんが、引渡予定日と同日の平成27年4月1日との理解で宜しいでしょうか。	既存棟の維持管理・運営開始予定日は、平成24年4月1日です。
736	事業契約書（案）	50	別紙4（その1）	第3条	2				「前項に規定する保証債務履行請求書を受領した日から30日以内に」とありますが，行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日を除いて計算した日数と考えて宜しいでしょうか。	原則として、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日も含まれます。
737	事業契約書（案）	50	別紙4（その1）	第3条	3				「当該保証債務履行請求書を受領した日から30日以内に」とありますが，行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日を除いて計算した日数と考えて宜しいでしょうか。	原則として、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日も含まれます。
738	事業契約書（案）		別紙4（その2）						「医療機器等初期調達業務を行う者」とありますが、これは事業者が医療機器等を購入する相手先（医療機器の場合は卸売業者、機器メーカー等）という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
739	事業契約書（案）	52	別紙4（その2）	第3条	2				「前項に規定する保証債務履行請求書を受領した日から30日以内に」とありますが，行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日を除いて計算した日数と考えて宜しいでしょうか。	原則として、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日も含まれます。
740	事業契約書（案）	52	別紙4（その2）	第3条	3				「当該保証債務履行請求書を受領した日から30日以内に」とありますが，行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日を除いて計算した日数と考えて宜しいでしょうか。	原則として、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日も含まれます。
741	事業契約書（案）	54	別紙4（その3）	第3条	2				「前項に規定する保証債務履行請求書を受領した日から30日以内に」とありますが，行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日を除いて計算した日数と考えて宜しいでしょうか。	原則として、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日も含まれます。
742	事業契約書（案）	54	別紙4（その3）	第3条	3				「当該保証債務履行請求書を受領した日から30日以内に」とありますが，行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日を除いて計算した日数と考えて宜しいでしょうか。	原則として、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日も含まれます。
743	事業契約書（案）	56	別紙5						「別紙5　リース物件リスト」の公表時期をご教示下さい。早期の開示をお願いします。	No535を参照ください。
744	事業契約書（案）	57	別紙6	前文					「甲と乙の平成20年●月●日付の筑波大学附属病院再開発に係る施設整備等事業（以下「事業契約」という。）」とありますが，「甲と乙の平成20年●月●日付の筑波大学附属病院再開発に係る施設整備等事業の事業契約（以下「事業契約」という。）」とするべきではないでしょうか。	「甲と乙の平成20年●月●日付の筑波大学附属病院再開発に係る施設整備等事業事業契約書（以下「事業契約」という。）」と訂正します。
745	事業契約書（案）	57	別紙6	第5条					「貸付料は別表に定めるとおり」とありますが、この別表はいつ公表いただけるのでしょうか。	利便施設運営業務が開始される前の可能な限り早い時期に公表する予定です。
746	事業契約書（案）	57	別紙6	第5条	1				事業収支計画の策定上必要ですので、貸付料及び貸付料を支払う範囲を具体的にご教示ください。	No345を参照ください。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
747	事業契約書（案）	57	別紙6	第5条	1				利便施設運営業務の実施場所の貸付料についての算出方法などを具体的にご教示ください。	No344を参照ください。
748	事業契約書（案）	57	別紙6	第5条	2				誤植と思われる箇所（「1ヶ日」→「1ヶ月」）があります。ご確認下さい。の誤植ではないでしょうか。	「1ヶ日」を「1ヶ月」に訂正します。
749	事業契約書（案）	58	別紙6	第5条	3				「筑波大学工事請負契約基準第48第2項を適用して計算した額」とありますが，これは建物賃貸借契約締結時点における当該契約基準の定めが適用されると理解して宜しいでしょうか。それとも貸付料支払遅延が発生した時点における当該契約基準の定めが適用されるのでしょうか。また，当該契約基準の定めの改定は，何に準拠して定められるのでしょうか。	「筑波大学工事請負契約基準第48第2項を適用して計算した額」を「国立大学法人筑波大学債権管理事務取扱細則第26条を適用して計算した額」に改めます。なお、本細則の定めの改定は、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和３１年政令第３３７号）第３７条第１項に規定する財務大臣が定める率を参考に定める予定です。
750	事業契約書（案）	58	別紙6	第8条					協力企業に対する委託又は請負の方法により利便施設運営業務を行うことは，本条に定める転貸等の禁止には該当しないと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
751	事業契約書（案）	58	別紙6	第8条	2				「本物件の一部又は全部を第三者に転貸すること」とありますが、構成員又は協力企業である利便施設運営業者に物件を使用させる目的での転貸は当該条項に抵触しないという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
752	事業契約書（案）	58	別紙6	第11条	1				本条項で、賃借人が利便施設運営業務の実施場所に物的損害を与えた場合についての損害賠償が予定されておりますが、事業契約（案）第74条1に基づいて、事業者が自らの負担で当該の物的損害を異状と認めて修補した場合には損害賠償が課されないようご配慮願いませんでしょうか。	配慮します。
753	事業契約書（案）	59	別紙6	第13条	1				「乙は期間満了日までに本物件を事業契約の定めるところに従い使用開始時の現状に復して」とありますが，「現状」ではなく「原状」ではないでしょうか。	「現状」を「原状」に訂正します。
754	事業契約書（案）	59	別紙6	第13条	4				「第2項による明け渡しの猶予期間」という記載が2ヶ所ありますが，いずれも「第2項」ではなく「第1項後段」ではないでしょうか。	「第2項」を「第1項後段」に訂正します。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
755	事業契約書（案）	62	別紙8	2	(1)				サービス対価の構成表中、統括マネジメント費、事業者の運営費に「事業者が専ら使用する執務室の光熱水費」とありますが、これ以外のスペースにおける光熱水費については、利便施設運営業務の実施に必要な分を除き、サービス対価とは別途に大学が負担されるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
756	事業契約書（案）	62	別紙8	2	(1)				開設準備・移行支援業務の一環として行うリハーサルは、利用可能な新棟において行われるものと推測します。事業者の提案によりますが、当該業務が6ヶ月以上にわたる場合には、SPCに対して不動産取得税及び固定資産税・都市計画税が課税される可能性があります。これらの税金については、施設整備費Aの割賦元本の「建中金利、融資組成手数料、その他施設整備に関する初期投資と認められる費用」に含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりですが、そのようなことが生じない提案を期待します。
757	事業契約書（案）	64	別紙8	2	(2)	1)	ア		「平成21年1月又は事業契約で定める月」とありますが、①事業契約で定める月とはどの規定によるものでしょうか。②二通りのうちどちらになるか、どの時点でどのように決定されるかご教示ください。また、事業者提案作成上はこれらのうち任意の方法によるものとして宜しいでしょうか。	「平成21年1月又は事業契約で定める月」を「平成21年1月」に改めます。
758	事業契約書（案）	64	別紙8	2	(2)	1)	イ		入札説明書に関する質問の回答第68において、「事業者の開業に伴う諸費用」とは、事業契約締結までに要した会社設立費等の一括費用及び人件費等の経常運営費をさすという回答がございましたが、事業契約締結後においても、例えば事業者の弁護士・アドバイザー費用や諸契約の印紙税など開業にあたって特別に一括で支払う費用が発生します。これらの経費も「事業者の開業に伴う諸費用」に含めることができるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
759	事業契約書（案）	64	別紙8	2	(2)	1)	イ		「事業者の開業に伴う諸費用は、・・平成21年1月・・に一括して支払う」とありますが、①これは平成21年1月に請求書を送付して、40日以内に支払うという意味でしょうか、それとも21年1月以前に請求書を送付し、同月に支払が行われるという意味でしょうか。②21年1月とありますが、請求書を送付（又は支払を受領）するのは当該月の1日でしょうか末日でしょうか。	①については、平成21年1月に事業者が大学に請求書を送付し、大学が請求書を受理した日から起算して40日以内に支払うという意味です。 ②については、請求書を送付するのは平成21年1月の上旬とする予定です。
760	事業契約書（案）	64	別紙8	2	(2)	1)	イ		「平成21年1月又は事業契約で定める月に」とありますが、①事業契約で定める月とはどの規定によるものでしょうか。②二通りのうちどちらになるか、どの時点でどのように決定されるかご教示ください。また、事業者提案作成上はこれらのうち任意の方法によるものとして宜しいでしょうか。	「平成21年1月又は事業契約で定める月」を「平成21年1月」に改めます。
761	事業契約書（案）	64	別紙8	2	(2)	1)	ウ		事業者の運営費についての、入札説明書に関する質問への回答No.70の回答は、合理的な範囲については、平成24年4月以前でもサービス対価を支払うとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
762	事業契約書（案）	66	別紙8	2	(2)	5)	イ	(ア)	事業契約第63条第9項に規定するリース物件についての支払い条件が不明確と存じますので、明確化していただけますでしょうか。	平成24年4月から9月までの支払対象期間を第1回目とし、支払対象期間が4月1日から9月30日分は11月に、10月1日から3月31日分は5月に支払う予定です。
763	事業契約書（案）	66	別紙8	2	(2)	5)	イ	(イ)	「什器備品の調達費は、新棟・・については・・平成23年3月に、既存棟・・については平成26年3月に・・それぞれ一括して支払う」とありますが、①これは平成23年3月又は平成26年3月に請求書を送付して、40日以内に支払うという意味でしょうか、それとも23年3月又は平成26年3月以前に請求書を送付し、同月に支払が行われるという意味でしょうか。②23年3月又は26年3月とありますが、請求書を送付（又は支払を受領）するのは当該月の1日でしょうか末日でしょうか。	①については、平成24年3月又は平成27年3月に事業者が大学に請求書を送付し、大学は請求書を受理した日から起算して40日以内に支払うという意味です。②については、請求書を送付するのは平成24年3月上旬と平成27年3月上旬とする予定です。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
764	事業契約書（案）	66	別紙8	2	(2)	5)	イ	（イ）	「什器備品の調達費は、新棟・・については・・平成23年3月に、既存棟・・については平成26年3月に・・それぞれ一括して支払う」とあり、それぞれ引渡の1年前の支払となっておりますが、相違ないでしょうか。	平成23年3月は平成24年3月に、平成26年3月は平成27年3月に訂正します。
765	事業契約書（案）	66	別紙8	2	(2)	5)	イ	（ウ）	「実需要数」の定義をご教示ください。	大学が実際に使用した数を意味します。
766	事業契約書（案）	66	別紙8	2	(2)	5)	イ	（ウ）	「診療材料等の調達費は、事業者提案に基づき定められた設定単価」をベースに決められるとありますが、提案時に提示した設定単価を15年間使用するための、何らかの仕組み（調達品目の変更への対応、物価変動への対応等）が導入されるものと考えますが、その内容について現在想定されているものをご教示ください。	11月30日に公表した要求水準書の別紙をご覧下さい。
767	事業契約書（案）	66	別紙8	2	(3)				入札説明書に関する質問への回答第76において、施設整備費Aなど年2回払いのものについては、「支払対象期間が4月1日から9月30日分は11月に、10月1日から3月31日分は5月に支払う予定」とありますが、これは10月1日又は4月1日以降に事業者が送付した請求書の受領後40日以内に支払われるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
768	事業契約書（案）	66	別紙8	2	(3)				入札説明書に関する質問回答76に、施設整備費A等年2回払いのものは「支払対象期間が4月1日から9月30日分は11月に、10月1日から3月31日分は5月に支払う予定」とあります。すると、割賦金利は引渡日の24年4月から支払完了の44年5月までの20年2ヶ月間に渡り発生しますが、実際に支払われるのは24年4月～44年3月の20年分だけとなります。これを避けるために、4月1日又は10月1日以降に事業者が送付する請求書には、3月31日又は9月末迄ではなく実際の金利支払日迄の金利を記載させて頂けませんでしょうか。	原案のとおりとします。
769	事業契約書（案）	67	別紙8	2	(3)				年2回の支払のサービス対価の支払手続きについてご教示下さい。	支払対象期間が4月1日から9月30日分は11月に、10月1日から3月31日分は5月に支払う予定です。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
770	事業契約書（案）	67	別紙8	2	(3)				一括支払のサービス対価の支払手続きについてご教示下さい。	「事業者の開業に伴う諸費用」は、平成21年1月上旬までに事業者が大学に請求書を送付し、大学は請求書の受理した日から起算して40日以内に支払う予定です。「什器備品」の調達業務費は、新棟に配置したものについては平成24年3月上旬まで、既存棟に配置したものについては平成27年3月上旬に事業者が大学に請求書を送付し、大学は請求書の受理した日から起算して40日以内に支払う予定です。
771	事業契約書（案）	70	別紙9	2	(2)				サービス対価の減額等の基準その他の詳細は別途大学が定めるとなっていますが、減額の基準を定めるにあたり、大学と事業者が協議を行うことができるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
772	事業契約書(案)	70	別紙9	2	(2)				「減額等の基準その他の詳細は、別途大学が定める」とありますが、入札前にご提示いただくことは可能でしょうか。	提示する予定です。
773	事業契約書（案）	70	別紙9	2	(2)	3)			①本項の「サービス対価の増額」のプロセス（手続き）についてご教示ください。 ②サービス対価の増額請求が認められる「定量的」「定性的」な病院機能、経営内容の改善とは、どのような水準をお考えであるかご教示ください。	現時点では具体的なプロセス等は想定しておりません。大学と落札者（事業者）が協議を行い、合理的なプロセス等について検討していく予定です。
774	事業契約書（案）	70	別紙9	2	(2)				利便施設運営業務は、独立採算となりますので、アベイラビリティに基づく減額及びパフォーマンスに基づく減額は行われないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
775	事業契約書(案)	71	別紙10						予定されている価格を設定した時期に対し、今回入札が行われる08年3月まで、更にはＰＦＩ事業契約の締結が予定されている08年12月までには、設備工事を中心として、更なる物価の高騰が予測されます。予定価格に対しては、物価スライドをお考えでしょうか。ご教示ください。（例：標準建築費指数季報　2007年夏季号　P4：主要材料・定傭賃金指数図によると設備は2006年6月の200に対し2007年6月は234となっております）	予定価格は、可能な限り最新の物価情報に基づき定める予定です。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
776	事業契約書（案）	71	別紙10	1					「日本国内における賃金水準又は物価水準の著しい変動」((1)の規定）及び「主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変更を生じたとき」((5)の規定）について、あらかじめ客観的かつ具体的に条件を定めないと、本項の運用は難しいと考えますが、いかがでしょうか。	本規定は、事象に応じて、大学又は事業者の請求により協議することを前提に変更するものであることから、現時点で具体的条件を提示するものではないと考え原案のとおりとします。
777	事業契約書（案）	71	別紙10	1					本規定に基づく施設整備費A及び施設整備費Bが改定された場合は、割賦元本・割賦金利共に改定されるとの理解で宜しいでしょうか。	基本的にご理解のとおりですが、割賦金利については、割賦元本の改定に伴う利息のみの改定となります。
778	事業契約書（案）	71	別紙10	1	(1)				「日本国内における賃金水準又は物価水準の著しい変動により施設整備費A及び施設整備費Bが不適当になったと認めたとき」とありますが、施設整備費A及び施設整備費Bには、賃金水準又は物価水準とは関係のない金利部分である割賦手数料が含まれておりますので、元本部分である「新棟等工事関連費及び既存棟工事関連費」として頂けませんでしょうか。	ご指摘に基づき、「新棟等工事関連費及び既存棟工事関連費」に改めます。
779	事業契約書（案）	71	別紙10	1	(1)				「日本国内における賃金水準又は物価水準の著しい変動」とありますが、「著しい変動」とは、具体的にどの程度の変動を想定されているのでしょうか。	別紙１０　１(2)により、変動前と変動後の差額が1000分の15を超える変動を想定しています。
780	事業契約書（案）	71	別紙10	1	(1) ・ (4)				賃金水準又は物価水準の著しい変動による賃金変動や物価変動以外に、軽微な変動が複数年にわたり積み重なり実勢の価格水準との間に乖離が生じた場合に、施設整備費Ａ及び施設整備費Ｂの改定は可能でしょうか。	契約締結後12月を経過した後であり、残工期が2月以上であれば、複数年経過したあとでも可能です。
781	事業契約書（案）	71	別紙10	1	(2)				変動前残施設整備費の定義として、「施設整備費A及びBから当該請求時の出来形部分に相応する施設整備費A及び施設整備費B相当分を控除した額を言う。」とありますが、建中金利等のファイナンスコストは発生していても工事の出来形には通常参入されませんので、「出来形部分に相応する・・相当分及びファイナンスコスト等出来形に参入されない発生済みの費用を控除した額」として頂けませんでしょうか。	ご指摘に基づき、「出来形部分に相応する・・相当分及びファイナンスコスト等出来形に参入されない発生済みの費用のうち、大学が合理的と認めた費用を控除した額」に改めます。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
782	事業契約書（案）	71	別紙10	1	(2)				「変動前施設整備費A及び施設整備費Bの1000分の15を超える額につき」とありますが、これは物価変動による施設整備費A及び施設整備費Bの改定を行う場合でも、1000分の15に相当する額は、変更額に含まないとのことでしょうか。また、なぜ1000分の15を越えない部分を改定しない形とされるのかの理由をご教示下さい。	1000分の15に相当する額は、変更額に含まれません。なお、1000分の15を超えない部分は、軽微な変動として請負金額で補填することが妥当と考え、改定の対象外としています。
783	事業契約書（案）	71	別紙10	1	(3)				「大学及び事業者協議開始の日から14日以内に」とありますが，行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日を除いて計算した日数と考えて宜しいでしょうか。	原則として、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日も含まれます。
784	事業契約書（案）	71	別紙10	1	(5)				「日本国内において急激なインフレーション又はデフレーション」とありますが、「著しいインフレーション又はデフレーション」とは、具体的にどの程度のものを想定されているのでしょうか。	海外における戦争等予期することができない特別の事情により著しいインフレ（デフレ）が生じた場合、インフレ（デフレ）という性格上適用すべき事態を予め想定することは極めて困難であるため、個々の事例毎に大学と事業者が協議のうえ対応する考えです。
785	事業契約書（案）	71	別紙10	1	(5)				「特別な要因により主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変更を生じ、」とありますが、「著しい変動」とは、具体的にどの程度の変動を想定されているのでしょうか。	具体的な程度は現時点では示すことは出来ません。
786	事業契約書（案）	71	別紙10	1	(6)				「協議開始の日から14日以内に」とありますが，行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日を除いて計算した日数と考えて宜しいでしょうか。	原則として、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日も含まれます。
787	事業契約書（案）	71	別紙10	1	(7)				「大学が上記(1)又は(5)の請求を行った日又は受けた日から7日以内に」とありますが，行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日を除いて計算した日数と考えて宜しいでしょうか。	原則として、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日も含まれます。
788	事業契約書（案）	71	別紙10	2	(1)				「・・病院支援費（調達業務費を除く。）」とありますが、調達業務費が除かれるのは改定の頻度についてだけではなく、そもそも物価変動による改定の対象外であるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
789	事業契約書（案）	71	別紙10	2					調達業務に物価変動によるサービス対価の改定が適用されない理由をご教示下さい。	物価変動の影響をが小さく、改定する必要性が低いとの考えによるものです。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
790	事業契約書（案）	72	別紙10	2	(2)				「改定率は、物価指標の基準との比率により算出される価格指数比から1を控除した数値とする」とありますが、具体的な例を用いて解説いただけないでしょうか？「1を控除」する理由を含めてご教授ください。	改定率は、｛「契約日時点での最新の公表値（以降、改定がなされた場合は、直近の改訂時の物価指標）」÷「毎年度10月1日時点での最新の公表値」｝－1により算出します。1を控除する理由は、物価指標の増減率を求めるためです。
791	事業契約書（案）	71	別紙10	2	(3)				代替指標の適用の協議は、何時・どの様な方法で行うことを想定されていますか。	現時点では具体的な方法等は明示することができません。
792	事業契約書（案）	73	別紙11						「次の各号に掲げる合計額を上限とする。」とありますが、支払金額が合計額を下回るのは、どのような場合を想定されているかご教示ください。	「上限とする」という表現に特に下回るという意図はありません。
793	事業契約書（案）	73	別紙11						大学が事業者に支払うのは「事業者が解除時までに行ったサービスに対する対価」（第96条第1項）であることに鑑み、「①当該出来形部分に相応する代金」には、出来形部分に応じた建中金利、融資組成手数料、その他施設整備に関する初期投資と認められる費用が含まれるという理解で宜しいかご教示ください。	大学が合理的と認める範囲で含まれます。
794	事業契約書（案）	73	別紙11						「①当該出来形部分に相応する代金」には、①完了済みの事前調査業務費用、②完了済みの周辺家屋影響調査・対策業務費用、③第31条に従い図書を提出済みの設計費用、④完了済みの各種許認可等の申請業務費、⑤実施済みの工事監理費用、⑥発注済みの医療機器及び什器備品費用、⑦発生済みの建中金利等ファイナンスコストその他初期投資と認められる費用が含まれるという理解で宜しいでしょうか。	大学が合理的と認める範囲で含まれます。
795	事業契約書（案）	74	別紙12	1					「本施設と類似のサービスを提供する施設」とありますが、「類似のサービス」とは、概ね医療及び大学教育に関するものを指すという理解で宜しいでしょうか。他に想定されるものがあれば、ご教示ください。	ご理解のとおりです。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
796	事業契約書（案）	74	別紙12	1					「これに該当しない法人税等その他の税制変更及び・・・法律の変更は含まれないものとする。」とありますが、全ての税制変更が含まれないように理解されてしまう可能性があるので、「・・第84条第1項第2号に規定される税制変更及び・・」と変更して頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
797	事業契約書（案）	74	別紙12	2					新設棟引渡し（平成24年4月）から既存棟引渡し（平成27年4月）間の本項の適用についてご教示下さい。	新棟引渡し前までは新棟等工事関連費と既存棟工事関連費の合計額の100分の1に至るまでは事業者が負担するものとし、これを超える額については大学が負担し、新棟引渡し後は既存棟工事関連費の合計額の100分の1に至るまでは事業者が負担するものとし、これを超える額については大学が負担するものとします。
798	事業契約書（案）	74	別紙12	2	(1)				ただし書きの趣旨の確認ですが、事業者が受領した保険、保証、補償金等は、事業者が負担すべき額に充当され、その後、剰余がある場合には、大学が負担すべき額に充てられる、という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
799	事業契約書（案）	74	別紙12	2	(1)				「合理的な損害及び追加費用の額が累計で新棟等工事関連費と既存棟工事関連費の合計額の100分の1に至るまでは事業者負担するものとし，これを超える額については大学が負担する。」とありますが，「新棟等工事関連費と既存棟工事関連費の合計額」ではなく，新棟等と既存棟について別々に算定するほうが適当であると考えますが，いかがでしょうか。	No.797を参照ください。
800	事業契約書（案）	74	別紙12	2	(2)				「年間の統括マネジメント費、病院運営支援費及び施設維持管理費の合計額・・の100分の1」とありますが、①病院運営支援費に含まれている医療機器及び什器備品の初期調達費は含まれないという理解で宜しいでしょうか、②不可抗力発生年度の前年度のこれらサービス対価の実績金額の100分の1という理解で宜しいでしょうか。	①、②ともご理解のとおりです。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
801	事業契約書（案）	74	別紙12	2	(2)				(2)維持管理・運営期間における不可抗力に係る官民の負担割合について、「要求水準書で定めた範囲を超える天災」のみの記載となっておりますが、テロ等の人為的災害を含む全ての不可抗力について本規定の適用があるという理解で宜しいでしょうか。良いのでしたら、本条文の記載を誤解ないように変更頂けますでしょうか。	「維持管理・運営期間の要求水準書で定めた範囲を超える天災については、」を削除します。
802	事業契約書（案）	74	別紙12	2	(2)				「要求水準書で定めた範囲を超える天災」とありますが、要求水準書のどこに定められているのか、ご教示下さい。	No801を参照ください。
803	事業契約書（案）	74	別紙12	2	(2)				「維持管理・運営期間の要求水準書で定めた範囲を超える天災」とありますが、事業契約の不可抗力の定義によると自然災害のみならず騒擾、騒乱、暴動その他の人為的な現象も含まれておりますが、不可抗力に対する追加費用分担規定の適用を、天災だけに限定している理由をご教示下さい。	No801を参照ください。
804	事業契約書（案）	74	別紙12	2	(2)				不可抗力の内、「要求水準書で定めた範囲を超える天災」に該当しないものをいつくか具体的な例を示していただけないでしょうか。	No801を参照ください。
805	事業契約書（案）	74	別紙12	2	(2)				「年間の合理的な損害及び追加費用の額が年間の統括マネジメント費，病院運営支援費，施設維持管理費の合計額（ただし，・・・・〔略〕。）の100分の1に至るまでは事業者負担するものとし，これを超える額については大学が負担する。」とありますが，「年間の統括マネジメント費，病院運営支援費，施設維持管理費の合計額」ではなく，統括マネジメント費，病院運営支援費，施設維持管理費について別々に算定するほうが適当であると考えますが，いかがでしょうか。	原案のとおりとします。
806	事業契約書（案）	75	別紙12	2	(2)				後段のただし書きの趣旨の確認ですが、事業者が受領した保険、保証、補償金等は、事業者が負担すべき額に充当され、その後、剰余がある場合には、大学が負担すべき額に充てられる、という理解で宜しいかご教示ください。	ご理解のとおりです。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
807	事業契約書（案）	76	別紙13	1	(1)				建設工事保険は，個別工事（新棟の新設工事業務，改修棟の改修工事業務，基幹整備工事業務，外構工事業務など）それぞれに付保することも可であると考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
808	事業契約書（案）	76	別紙13	1	(1)				建設工事保険について，免責金額を事業者にて設定することは可能でしょうか。	可能です。
809	事業契約書（案）	76	別紙13	1	(2)				第三者損害責任保険は，個別工事（新棟の新設工事業務，改修棟の改修工事業務，基幹整備工事業務，外構工事業務など）それぞれに付保することも可であると考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
810	事業契約書（案）	76	別紙13	1	(2)				第三者損害責任保険について，免責金額を事業者にて設定することは可能でしょうか。	可能です。
811	別添資料6 リスク分担表	1	共通						認可申請から取得までの期間が不確定な場合（例えば大臣認定の期間は法的に決まっていない）、そのリスクは民間側が負わないと判断してよろしいでしょうか。	事業者の帰責性による場合は事業者負担とします。
812	リスク分担表	3	注3						物価変動により施設整備費の割賦元本が改定された場合、割賦元本の改定に伴った割賦金利の改定が必要と存じます。つきましては、割賦金利の改定について検討頂けますでしょうか。	割賦元本の改定に伴い利息は改定しますが、金利については改定しません。
813	リスク分担表	3	注7						注7の「サービスの対価が単価契約的な形で支払われる業務については、事業者もリスクの一部を負担するものとする。」とありますが、ここにある事業者が負担するリスクを、具体的にご提示下さい。	数量の変動に応じて収入が変動するリスクを意味しています。
814	リスク分担表	全般							事業契約書（案）の記載と齟齬があった場合には、事業契約書（案）の規定が優先するという理解で宜しいかご教示ください。	ご理解のとおりです。
815	リスク分担表								住民対応リスクの記載ですが、大学や病院の指示により行った（あるいは行わなかった）業務に起因するものも混在しております。このような場合はリスク分担について事業者側のみが負担すべきものではないと思われます。この点についてお考えをお聞かせ下さい。	具体的なリスク分担については事業契約書（案）に規定します。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
816	資料5-1 （筑波大学附属病院における洗濯数量実績）								提示された 洗濯物の実績には、学生、臨床研修医等が使用する物も含まれているか お教え下さい。含まれていない場合、事業者の洗濯の範囲に含まれるか お教え下さい。	院内実習は当然ありますので含まれますが、使用者に関わらず、病院として依頼するものはすべて業務範囲に入ります。
817	10/5の頒布図面	全般							10/5に頒布された新棟の基本設計や既存棟改修の実施設計等の図面について、提案書作成にあたり、CADデータを受領し、使用させて頂くことは可能でしょうか。	大学が作成している図面ﾃﾞｰﾀ及びｺﾝｻﾙﾀﾝﾄが提示を了解したﾃﾞｰﾀについては、別途所定の手続を踏まえた上で使用許可する予定です。
818	基本設計説明書	13							共同溝、感染性廃棄物処理設備、特高受変電設備室について、新設工事とありますが、詳細が不明です。詳細図面を御提示下さい。	提案して下さい。
819	基本設計説明書	21	3	4	3				3階平面図の既存棟・化学療法の引出し線説明で「臨床腫瘍センターに近接して配置」とありますが見当たりません。これは総合がん診療センターの一部と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
820	基本設計説明書	22	3	4	3				4階平面図のISS階で「将来的に室を増設可能な構造」として範囲が示されていますが、現時点で床までを準備するという意味ではない、と考えてよろしいでしょうか。また、床荷重や仕様、必要設備等を想定する上で、将来の具体的な用途等の構想があれば、ご教示ください。	前段はご理解のとおりですが提案を求めます。用途についての構想は更衣室や倉庫等ですが特に具体的ではありません。
821	基本設計説明書	22	3	4	3				階平面図のISS階で「将来的に室を増設可能な構造」として範囲が示されていますが、この階に手術部の更衣室、医師、スタッフの控室などの居室ゾーン、または設備室等を、配置上の合理性をお示しした上で計画し、ISS階を有効活用する提案は可能でしょうか。	可能です。
822	基本設計説明書	23	3	4	3				5階平面図の屋上庭園に「遊具などを配した」とありますが、遊具類は、施設整備範囲に含まれないと考えてよろしいでしょうか。また、要求水準書P50 第4章 3 (1) 2) ｳ e に整備範囲の考え方が示されていますが、この遊具に限らず、他に具体的な範囲の考え方がわかる工事区分等があれば、ご提示ください。	遊具類も施設整備範囲とご理解ください。具体的な仕様等については提案を求めます。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
823	基本設計説明書	27	3	4	3				12階平面図の展望喫茶の引出し線説明で「・・患者喫茶を設置」とありますが、この喫茶は患者専用でしょうか。スタッフ等と共用とする提案は可能でしょうか。	可能です。主として入院患者の利用を想定しています。スタッフ等との共用提案は可能です。
824	基本設計説明書	31	3	7	2				4床室イメージパースの中に、ベッドライト、ピンナップボード、間接照明の折上げ天井、室内照明、ロールスクリーン、床頭台、ベッドサイド端末が描かれていますが、要求水準書及び別紙4-6・主要な室の条件に明記されていません。これらは、今回の整備対象外、あるいは別の提案が可能と考えてよろしいでしょうか。	別紙4-6（3）　1　2）　イ　(ｵ)　を確認してください。
825	基本設計説明書	48	3	12	1				工事工程によれば、新B棟の工事着工（杭施工）がH21年6月と想定されていますが、H20年6月の基本協定締結から12ヶ月しかなく、実施設計と構造評定・大臣認定・確認申請に十分な期間が設定されていないと考えます。基本設計時に想定された設計工程をご教示ください。	工事工期の短縮などにより実現可能な工期を提案して下さい。
826	基本設計書及び改修建築図	48ー61 A-44							外来棟（各診察室）前の廊下について、基本設計図では、白抜き（工事範囲外）、改修建築図では、白抜き（床・天井の改修）となっており、矛盾しています。改修建築図を正とし、天井内設備更新工事も工事範囲と考えてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
827	基本設計書及び改修建築図	48ー61 A-44							上記の場合、工事時期は、最寄の改修工事時期と同じと考え、対応する仮設設備を見込むと考えてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
828	基本設計説明書	48 ー 61	3	12	1,2				基本計画書の3-12-1,2改修工事工程及び改修工事計画での3期工事に、Ｂ棟防災センター改修が含まれております。 防災センター機能を生かしながらの工事と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
829	基本設計説明書	49 ー 61	3	12	2				基本計画書の3-12-2改修工事計画で工事完了部分は、使用可能状態として部分引渡しを行うのでしょうか？ 又その場合、官庁検査対応はどのようにお考えでしょうか？	既存棟の工事完了部分は、ご理解のとおりです。 建築基準法は確認申請対象外、消防法は完了部分の使用開始届けによる検査対象となることを想定しています。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
830	基本設計説明書	49ー61	3	12	2				改修工事の資機材の搬入撤去に各棟ELVが使用可能と考えて宜しいでしょうか。また、ELVのかご寸法及び積載加重をご教示ください。	改修工事範囲内に設置されているELVについては利用可能です。ELV仕様は、参加表明した応募者に10月22日に頒布した「建築物保守管理業務の主な施設機器リスト」を参照ください。
831	基本設計説明書	51							①P51　2期工事①B1ー2階平面図（A棟）について移設部分（青）がありますが、P48の工事計画にある工程表では、B棟への移設は2期②にて行うこととなっております。工程表の時期を正と考えますがよろしいでしょうか。	工事工程については提案により協議となります。
832	基本設計説明書	51							以下の部位が工程表との違いが見て取れますが、工程表の時期を正と考えますがよろしいでしょうか。 ②P51　2期工事①B1ー2階平面図（A棟）　以下質問③ー⑨同様。 →　B棟への移設は2期②	工事工程については提案により協議となります。
833	基本設計説明書	52							③P52　2期工事①6ー9階平面図（B棟） →　B棟西側への移設は2期②	工事工程については提案により協議となります。
834	基本設計説明書	53							④P53　2期工事②2ー5階平面図（E棟） →　B棟からの移設ではなくB棟への移設	工事工程については提案により協議となります。
835	基本設計説明書	54							⑤P54　2期工事②6階平面図（E棟） →　B棟からの移設ではなくB棟への移設	工事工程については提案により協議となります。
836	基本設計説明書	55							⑥P55　3期工事①1ー5階平面図（E棟） →　B棟への移設は3期④にて	工事工程については提案により協議となります。
837	基本設計説明書	56							⑦P56　3期工事①6階平面図（E棟） →　B棟への移設は3期④にて	工事工程については提案により協議となります。
838	基本設計説明書	57							⑧P57　3期工事②1ー6階平面図（E棟） →　B棟への移設は3期④にて	工事工程については提案により協議となります。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
839	基本設計説明書	58	3	12	2				3期工事③において新A棟の2,3階、3期工事④において新A棟の2階がいながら改修工事となっておりますが、機械設備の撤去・更新を行うに当り施工条件等制約があればご教示お願い致します。	診療活動に影響の出ない工程、仮設を提案して下さい。 （騒音、振動、埃、医療上の動線の確保）
840	基本設計説明書	58							⑨P58　3期工事③1ー6階平面図（E棟） →　B棟への移設は3期④にて	工事工程については提案により協議となります。
841	基本設計説明書	60							改修工事の施工範囲について､A棟B1Fー3F廊下他で､基本設計図と改修工事図とで､食い違っております｡改修工事図を正と考えて宜しいでしょうか。工事工程時期と併せて御指示下さい。 例)B1F(X10-18､Y5-10) 基本設計図:改修工事範囲無し 改修工事図:廊下廻り:全面改修､その他居室:天井改修	基本設計説明書の改修範囲は設備配管改修などに伴う部分は表記していません。改修工事図画を正とします。 工程は提案により協議となります。
842	基本設計説明書	62	3	13					将来計画に関して、将来の外来診療機能、中央診療機能の配置が示されていますが、その時期を含め具体的な構想の有無についてご教示ください。また、次期計画により、契約期間に更新がなされる可能性はあるのでしょうか。その場合、本契約の業務の見直し、更新がなされると判断してよろしいでしょうか。	次期再開発の実施時期等は未定で、具体的な構想は定まっていません。 次期計画に伴い契約期間に更新がなされる可能性についての言及はできません。
843	基本設計説明書	68	4	1					基本スパンについて、設計のコスト、平面計画の自由度などにおける合理性を提示した上で、基本設計の基本モジュール（6m）に対して、別のモジュールの提案をすることを、基本設計に対する新たな提案として考えてもよろしいでしょうか。	提案可能です。
844	基本設計説明書	71	4	7、8					4-7-1）計画地の地盤構成には「Dc2層は過圧密」との記載があり、一方、4-8の支持地盤の設定には「DC2層」の圧密が進行し3ｃｍで過大となる」と記載されています。①圧密試験のデータ公表をお願いします。②杭基礎でも2ー3ｃｍの即時沈下量が想定されますが、3ｃｍの沈下量を過大と判断された根拠をご教示ください。	①に関しては閲覧可能な地盤調査報告書を確認してください。 ②は、地盤調査報告書の内、杭支持地盤に関する考察の部分を参照してください。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
845	基本設計説明書	75	5.電気設備計画	5-2.電力設備	5-2-1.構内配電線路				66kV引込に関して、引込場所、また架空引込か地中引込のいずれになるか及び地中引込の場合は管路種別と条数をご教示下さい。	事業者及び大学と電力供給者との協議を踏まえ決定することになります。
846	基本設計説明書	106	6	3	(1)				ｺ・ｼﾞｪﾈﾚｰｼｮﾝ発電装置（CGS）は電気設備工事となっておりますが、どの範囲まで電気設備工事と考えれば宜しいでしょうか。ご指示願います。	提案して下さい。
847	基本設計説明書	113	6	4	(1)				基幹整備工事の市水管工事範囲をご指示願います。共同溝内既存管より分岐、各棟導入部壁までと考えて宜しいでしょうか。	市水の基幹整備工事範囲は既設受水槽への緊急遮断弁等の設置工事とし、病院ｻﾌﾞｾﾝﾀｰから分岐し、新設共同溝内配管布設及び新設高架水槽への配管工事は新B棟新設工事とします。
848	基本設計説明書	114	6	4	(1)				基幹整備工事の井水管工事範囲をご指示願います。C棟既存管より分岐、各棟導入部壁までと考えて宜しいでしょうか。	C棟での既存井水配管分岐以降新B棟供給まで、新B棟新設工事とします。
849	基本設計説明書	114	6	4	(7)				基幹整備工事の都市ガス工事範囲をご指示願います。共同溝内既存管より分岐、各棟導入部壁までと考えて宜しいでしょうか。	基幹整備工事における都市ｶﾞｽ工事範囲は、医学中央機械室への中圧ｶﾞｽ引込み管を中圧Bから中圧Aへの変更及び医学中央機械室内の新設機器へのｶﾞｽ供給を想定しています。 供給ガス配管は非常用兼用ガス配管とし、詳細についてはガス供給会社との協議願います。
850	基本設計説明書	117	6	3	(7)				ｺ・ｼﾞｪﾈﾚｰｼｮﾝ用にｶﾞｽ管中圧Bから中圧Aに変更する及び既存低圧ｶﾞｽ管200Aより分岐し新B棟に引込み、12階喫茶厨房の熱源に使用するとありますが、ｶﾞｽ使用量が不明です。既存図貸与願います。又、新B棟へ供給する低圧ｶﾞｽ管は、どこまで基幹整備工事でしょうか。ご指示願います。	既存施設でのｶﾞｽ使用量は要求水準書（案）質問回答書別紙3-4を参照してください。 新B棟への低圧ｶﾞｽ引込みは新B棟新設工事とします。
851	基本設計説明書	117	6	4	(6)				基幹整備工事の医療ガス工事範囲をご指示願います。共同溝内既存管より分岐、各棟導入部壁までと考えて宜しいでしょうか。	基幹整備工事における医療ｶﾞｽ工事範囲は、屋外CEﾀﾝｸ（2.4㎥→5.0㎥）の変更及び、中央熱源機械室および液酸ﾀﾝｸ機械室における既存配管分岐以降新B棟導入部外壁までとします。
852	基本設計説明書	125							外構工事について､詳細が不明です｡詳細図面を御提示下さい。	提案して下さい。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
853	基本設計説明書	133	11	1					コスト縮減検討報告書がありますが、ここに記載された具体的な提案は一つの参考例であり、総合的な判断の中で、必ずしもこの方針に一致させる必要はないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
854	基本設計説明書	104 M067							Ｂ棟の改修図で冷水管（300A）取出しを「以降共同構内配管に接続」とありますが、基本設計説明書の共同構内配管リスト④において冷水配管は200Aしかありません。共同構内配管は新Ｂ棟新築工事の施工区分と考えてよろしいでしょうか。	改修図M-277に示されるB棟供給用のｻﾌﾞｾﾝﾀｰ内及び既存共同構内配管、また、既存ﾍｯﾀﾞｰ、配管等の撤去は既存棟改修工事の工事区分と想定しています。
855	基本設計説明書	114～116	6	4	(3)				屋外既存排水桝切回し工事にて、切回し後の最終接続既存桝の深さが不明です。受領しております、改修図、撤去図にも記載がありません。ご指示願います。又、A棟・新A棟・B棟・C棟以外の外構図がありません。外構図貸与お願い致します。	大学が開示可能な図面等は後日開示する予定です。
856	基本設計説明書	114～116	6	4	(3)				既存雨水たて樋・雨水管の盛替工事は、雨水第一桝まで建築工事と考えて宜しいでしょうか。ご指示願います。	ご理解のとおりです。
857	基本設計説明書	114～116	6	4	(3)				屋外既存排水桝切回し工事にて、切回し後の最終接続既存桝の深さが不明です。受領しております、改修図、撤去図にも記載がありません。ご指示願います。又、A棟・新A棟・B棟・C棟以外の外構図がありません。外構図貸与お願い致します。	No855を参照ください。
858	基本設計説明書	134～139							ｱｽﾍﾞｽﾄ含有成形板について､石綿含有建材調査報告書内○及び△印の材料が､全て該当するものと考えて宜しいでしょうか｡御指示下さい。	要求水準書P110　(2) ｱ hによります。
859	基本設計説明書	134	12						機械設備工事は建築工事のアスベスト除去工事完了後、着手すると考えて宜しいでしょうか。	労働安全衛生規則によります。
860	基本設計説明書	103～106							新Ｂ棟増設に伴い医学中央機械室に冷凍機、蒸気ボイラー等増設する計画ですが、共同構内配管の増設又は盛替えなどは新Ｂ棟新築工事の施工区分と考えてよろしいでしょうか。	基幹整備の工事区分となります。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
861	基本設計説明書 別紙4-5-5								C棟手術室で使用する滅菌器材の搬送経路(回収供給）についてご教示ください。	基本設計説明書P19-21物流動線を参考としてください。
862	基本設計説明書 別紙4-5-2								画像診断部門には、「物品庫・リネン室」がありますが、救急部門における物品・清潔リネンの搬送はどこの部屋で保管管理するのかをご教示ください。	リネン等の保管は器材室を想定。諸室の配置については事業者の提案してください。
863	基本設計説明書 別紙4-5-2ー9								「仮眠室」「当直室」の記載がありますが、両者とも職員用寝具を使用する理解のもと、ベッドメーキング対象箇所との理解で宜しいかご教示ください。また、その他の記載で職員用寝具を使用する部屋がありましたらご教示ください。	部屋の利用方法はご理解の通りです。 現状では他に想定しておりません。
864	基本設計説明書 別紙4-5-4								臨床腫瘍センターに がん情報管理室 とありますが、がん診療連携拠点のことでしょうか。	ご理解のとおりです。 別紙4-5-4　「臨床腫瘍センター」を「総合がん診療センター」に訂正します。
865	基本設計説明書 別紙4-5-1ー10								搬送用のエレベータは、「寝台・物流EV」を使用する理解で宜しいか、その他のエレベータで搬送用に使用できるものがありましたらご教示ください。	要求水準書P85　昇降機設備を参照してください。
866	基本設計説明書 別紙4-5-1ー10								各部門に搬送ステーションが設置されていますが、搬送業務における具体的な業務関連内容をご教示ください。	定時搬送については人手搬送、緊急臨時で小型なものについては大型気送管を想定していますが、要求水準書の「院内搬送業務」に示すとおり、具体的には事業者の提案に委ねます。
867	基本設計説明書 別紙4-5-3								家族宿泊施設の運営の基準（受入れ対象の基準（主に小児患者の家族を優先 等）、料金・内装等の高低ランクの有無（例えば、病院の公益的性格を重視しできる限り低料金宿泊の施設とする 等）を、ご検討中とのことでしたが、決定している範囲につき ご教示ください。	後日提示する予定です。
868	基本設計説明書 別紙4-5-3,6								各集中治療室内に「器材リネン室」はあり、「不潔リネン室」がありませんが、どこで保管される想定かをご教示ください。	リネン等の保管は器材室を想定しています。諸室の配置については提案可能です。
869	基本設計説明書 別紙4-5-3,7ー9								血液浄化療法室、6階ー11階の各病棟に「清潔リネン室」「不潔リネン室」がありませんが、清汚混濁面からの保管管理の想定をご教示ください。	リネン等の保管は器材室を想定しています。諸室の配置については提案可能です。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
870	基本設計説明書 別紙4-5-4								手術部門における「不潔リネン」回収場所をご教示ください。	回収室を想定しています。
871	基本設計説明書 別紙4-5-3								C棟光学医療診察部で使用した内視鏡類は部門内にて処理をすると理解して宜しいでしょうか。	内視鏡機器の洗浄は、部門内で実施しています。
872	基本設計説明書 別紙4-5-5								C棟手術室での滅菌設備は緊急時の対応の為にあり、基本的にはすべて中央材料室で滅菌消毒業務を実施すると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
873	基本設計説明書 機械設備図	3建築計画51 M-159 他							新Ａ棟　便所改修工事が計画書に工期の指示が有りません。近傍の工期と合わせて宜しいでしょうか。	宜しい。
874	筑波大学附属病院 再整備計画 （改修） 共通	－							各棟、各室の使用日・時間（立入り可能時間等）についてご教示願います	診療制限の起案・検討資料の作成と改修工事計画はいずれも事業者の業務範囲となりますので、立入り時間等を含め、要求水準を満たす範囲で提案に委ねます。
875	筑波大学附属病院 再整備計画 （改修） （共通）	－							既存設備機器メーカーを御教示ください。 スタッフコール設備　自動火災報知設備　非常放送設備　電話設備　ボイラー　自動制御設備　中央監視制御設備	ｽﾀｯﾌｺｰﾙ設備（専用のｽﾀｯﾌｺｰﾙ設備は設けていないが、院内連絡用PHSを利用している。）：院内PHSはドコモ、沖電気を利用し、電話交換機は沖電気 自動火災報知設備：能美防災㈱ 非常放送設備：TOA㈱ 電話設備：沖電気工業㈱ ﾎﾞｲﾗｰ：川重冷熱工業㈱ 自動制御設備：㈱山武ﾊﾈｳｪﾙ 中央監視制御設備：㈱東芝
876	筑波大学附属病院 再整備計画 （改修） （機械設備工事） （建築工事）	A-031 M-017							Ａ棟地下1階の厨房、その関係室の天井が塗装仕上げ（VE1）とするが設備関係の器具は既存のままとし清掃再取付などは不要としてよろしいでしょうか。	改修実施設計図A-044のとおり、天井改修範囲に含まれる為、既存器具撤去、再取付けを見込んでください。
877	筑波大学附属病院 再整備計画 （改修） （機械設備工事） （建築工事）	M-11 A-044							Ａ棟B1Fの厨房エリアは、建築図では天井改修範囲となっていますが、設備図・基本計画図では改修対象範囲外となっています。どちらを正とすればよろしいでしょうか？	改修実施設計図を正とします。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
878	筑波大学附属病院 再整備計画 （改修） （建築工事）	－							C棟の断面（階高・天井高等）について既存図面がありましたらご提示願います。	大学が開示可能な図面等は後日開示する予定です。
879	筑波大学附属病院 再整備計画 （改修） （建築工事）	－							B棟低層部 下記項目の仕様･詳細･参考ﾒｰｶｰ品番等を御指示下さい。 ※A-051 流し台 L1050､L1200 ※A-052 作業台 L5100 ※A-052 ﾎﾜｲﾄﾎﾞｰﾄﾞ L1500×H900 ※A-053 窓口ｶｳﾝﾀｰ L800 ※A-054 医療福祉支援ｾﾝﾀｰ:受付ｶｳﾝﾀｰ L1600 ※A-054 医療福祉支援ｾﾝﾀｰ:作業収納棚 L3600 ※A-054 ｱｺｰﾃﾞｨｵﾝｶｰﾃﾝ L4000､L2300､L3800 ※A-054 薬店介護用品:造付ｶｳﾝﾀｰ L6500	以下とします。 A-051 流し台 L1050､L1200：A-098 E-4による。 A-052 作業台 L5100：A-098 E-4による。 A-052 ﾎﾜｲﾄﾎﾞｰﾄﾞ L1500×H900：市販品とする。 A-053 窓口ｶｳﾝﾀｰ L800：A-091 A-5のｶｳﾝﾀｰ程度とする。 A-054 医療福祉支援ｾﾝﾀｰ:受付ｶｳﾝﾀｰ L1600：A-091 A-6のｶｳﾝﾀｰ程度とする。 A-054 医療福祉支援ｾﾝﾀｰ:作業収納棚 L3600：仕様はA-098 E-3程度とし、収納部分のHを天井高さまでとする。 A-054 ｱｺｰﾃﾞｨｵﾝｶｰﾃﾝ L4000､L2300､：市販品とする。
880	筑波大学附属病院 再整備計画 （改修） （建築工事）	－							（上記の続き） ※A-059 吊戸棚 L1050 ※A-059 待合:受付ｶｳﾝﾀｰ L1800 ※A-059 （TV用）棚 L700､1300 ※A-060 ｽｸﾘｰﾝ埋込ﾎﾞｯｸｽ L2400 ※A-060 UB-1216 ※A-061 US-0812 ※A-066 受付:受付ｶｳﾝﾀｰ L1200 ※A-067 秘書室:受付ｶｳﾝﾀｰ ※A-068 3F更衣室:手洗ﾀﾞｲﾆﾝｸﾞ ※A-072 ﾍﾟﾘｶｳﾝﾀｰ新設	以下とします。 A-059 吊戸棚 L1050：A-098 E-5による。 A-059 待合:受付ｶｳﾝﾀｰ L1800：A-098 E-2による。 A-059 （TV用）棚 L700､1300：A-091 A-7程度ととする。 A-060 ｽｸﾘｰﾝ埋込ﾎﾞｯｸｽ L2400：ｱﾙﾐ製　200×200とする。 A-060 UB-1216：A-102　程度とする。 A-061 US-0812：A-102　程度とする。 A-066 受付:受付ｶｳﾝﾀｰ L1200：A-104　可動間仕切り参照。 A-067 秘書室:受付ｶｳﾝﾀｰ：A-068の秘書室だとすると、ｶｳﾝﾀｰの仕様はA-098 E-8に準じる。 A-068 3F更衣室:手洗ﾀﾞｲﾆﾝｸﾞ：手洗ﾗｲﾆﾝｸﾞだとすると、A-099 F-1を参照。 A-072 ﾍﾟﾘｶｳﾝﾀｰ新設：既存ﾍﾟﾘｶｳﾝﾀｰと同等品。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
881	筑波大学附属病院 再整備計画 （改修） （建築工事）	－							B棟5F 下記改修項目について、平面図に図示がありません。施工範囲及び程度・詳細等を御指示下さい。 A-077 5F K26:窓障子清掃及び紙張替(8) A-078 5F K6:流し台L=1050 A-078 5F K27:ﾍﾟﾘﾒｰﾀｰｶﾊﾞｰ壁撤去部塞ぎ(5) A-078 5F K28:(旧ｼｬﾜｰ室部分)床補修	以下とします。 A-077 K26 既存病室窓部分 A-078 K6 配膳室内流し部分 K-4をK-6と訂正。 A-078 K27 Y11-Y9とおり間の１床室窓側「窓下壁WB-3」部分を示す。 撤去図のY11-Y10間面談室部分にﾍﾟﾘﾒｰﾀｰの撤去を追加。 A-078 K28 Y9-Y8,X8-X7間UB部分にあるK29をK28と読みかえる。
882	筑波大学附属病院 再整備計画 （改修） （建築工事）	A-002							仮設間仕切について、GW充填となっておりますが、GWの密度が不明です。御指示下さい。	騒音対策が可能な程度です。
883	筑波大学附属病院 再整備計画 （改修） （建築工事）	A-002							工事区分表 室内ﾃﾚﾋﾞ用吊金物について、建築工事となっておりますが、仕様及び箇所数を御指示下さい。	B棟4階大会議室 5箇所です。
884	筑波大学附属病院 再整備計画 （改修） （建築工事）	A-002 A-039 A-040							外壁改修工事について、特記仕様書及び立面図にて、既存のままと見受けられます。今回工事となる項目がありましたら、詳細及び施工範囲を御指示下さい。	外壁改修は特にありません。
885	筑波大学附属病院 再整備計画 （改修） （建築工事）	A-005							工事区分表 消火器ﾎﾞｯｸｽについて、建築工事となっておりますが、程度及び箇所数を御指示下さい。	㈱ﾕﾆｵﾝ UFB-1A-101又はUFB-2A-102程度とし取り付けば書により選択願います。 回答別紙を参照し、廊下に面する壁面の撤去、新設部に可能な限り消火器ﾎﾞｯｸｽを設置してください。
886	筑波大学附属病院 再整備計画 （改修） （建築工事）	A-005							工事区分表 ﾓﾃﾞﾙﾙｰﾑについて、建築工事となっておりますが、建屋内先行仕上げと考えて宜しいでしょうか。御指示下さい。	ご理解のとおりです。
887	筑波大学附属病院 再整備計画 （改修） （建築工事）	A-007 A-009							既存棟 撤去・改修仕上表2の倉庫(5)(6)の床仕上について、VSとありますが、内部仕上凡例に記載されておりません。VS1と読み替えて宜しいでしょうか。 御指示下さい。	ご理解のとおりです。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
888	筑波大学附属病院 再整備計画 （改修） （建築工事）	A-007 A-009							既存棟 撤去・改修仕上表2の倉庫(3)の床仕上について、NFとありますが、下地材が記載されておりません。他の下地材に倣い、下地調整を施すものと考えて宜しいでしょうか。また、巾木仕上のYH(畳寄)はYT(床材立上)に読み替えて宜しいでしょうか。併せて御指示下さい。	ご理解のとおりです。
889	筑波大学附属病院 再整備計画 （改修） （建築工事）	A-007 A-093 (B-14)							仕上共通事項 壁欄に、外壁断熱材部分の内部仕上・下地まで改修を行う部分について、 LGS+GBt12.5+GBHt9.5と記載ありますが、ﾃﾞｨﾃｰﾙｼｰﾄ3ではPBt12.5(GL工法)となっております。外壁改修が必要となる施工範囲及び上記下地材の使い分けを御指示下さい。	既存部分に合わせGL工法とします。範囲については、平面詳細図によります。
890	筑波大学附属病院 再整備計画 （改修） （建築工事）	A-008 ～ A-022							仕上表 床下地欄に、下地調整と記載ありますが、ﾓﾙﾀﾙ補修程度と考えて宜しいでしょうか。御指示下さい。	ご理解のとおりです。
891	筑波大学附属病院 再整備計画 （改修） （建築工事）	A-008 ～022・ 042～ 089							各階段室について、A-42～89図で白抜き(床・天井下地共撤去改修)と斜線(既存のまま)の階段室がありますが、A-8～22図で改修内容の記載が無い為、既存のままと考えて宜しいでしょうか。 改修が必要な場合、改修内容をご指示下さい。	階段室については、改修範囲外とします。
892	筑波大学附属病院 再整備計画 （改修） （建築工事）	A-009 A-043							撤去・改修 B1F平面詳細図1について、X24通りに二重壁がありますが、倉庫(5)の壁仕上表より、ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸと考えて宜しいでしょうか。御指示下さい。	ご理解のとおりです。
893	筑波大学附属病院 再整備計画 （改修） （建築工事）	A-016 A-060							B棟2F医療情報部等のOAﾌﾛｱ高さが、平面詳細図でH50ですが、仕上表に倣いH100と考えて宜しいでしょうか。御指示下さい。	H=50とします。
894	筑波大学附属病院 再整備計画 （改修） （建築工事）	A-017 A-060							B棟3F事務室(企画管理・総務課)の床仕上表で下地調整の上VS1ですが、平面詳細図ではOAﾌﾛｱH50です。仕上表を正と考えて宜しいでしょうか。御指示下さい。	OAフロアH=50とし、床仕上げはTC0としてください。
895	筑波大学附属病院 再整備計画 （改修） （建築工事）	A-020							B棟病棟部廊下手摺について、病棟部1段追加手摺の施工範囲・詳細等が不明です。御指示下さい。	既存手摺は全撤去（撤去部分の壁は補修すること）とし、改修図の手摺記号部分は全て2段手摺を新設とします。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
896	筑波大学附属病院 再整備計画 （改修） （建築工事）	A-020 A-078							B棟5F 生活訓練室の仕上が仕上表にありません。仕上は食堂･ﾃﾞｨの仕上に同じと考えて宜しいでしょうか。又天井高さはCH=2500と考えて宜しいでしょうか。併せて御指示下さい。	いずれもご理解のとおりです。
897	筑波大学附属病院 再整備計画 （改修） （建築工事）	A-021							B棟9F機械浴の天井仕上符号YHの名称が不明です。名称を御指示下さい。	YAとします。
898	筑波大学附属病院 再整備計画 （改修） （建築工事）	A-021 A-078							B棟7F廊下手摺について、7階:2段は廊下全ての範囲と考えて宜しいでしょうか。手摺の仕様･寸法･詳細等と併せて御指示下さい。	手摺の仕様は、A-094　C-18に準じます。
899	筑波大学附属病院 再整備計画 （改修） （建築工事）	A-021 A-084							B棟9F機械浴について、下記の項目を御指示下さい。 (1)防水層の仕様･ﾒｰｶｰ名・品番 (2)防水層の立上りH寸法 (3)押えｺﾝｸﾘｰﾄ等床納まり詳細図 (4)床磁器質ﾀｲﾙ3(300角)のﾒｰｶｰ名･品番 (5)壁内装用ﾀｲﾙ3(200角)のﾒｰｶｰ名･品番 (6)床排水溝のｸﾞﾚｰﾁﾝｸﾞ蓋仕様･寸法 (7)床排水溝の仕上･寸法	防水については、既存アスファルト防水撤去の上、アスファルト防水及び押さえコン、仕上新設とします。 防水層立ち上がりについては、H1500とします。 排水溝については、No.935の回答を参照して下さい。
900	筑波大学附属病院 再整備計画 （改修） （建築工事）	A-031							B1F外部床について、既存ﾀｲﾙ撤去の上、ﾀｲﾙ新設と記載がありますが、程度･大きさ等を御指示下さい。	新設タイルについては、100角磁器質タイルとし、ノンスリップ加工、重荷重用とします。
901	筑波大学附属病院 再整備計画 （改修） （建築工事）	A-031 ～ A-036 A-042							C棟:既存遡及工事範囲について、A-042図に記載のFD設置用天井改修及び遮煙用ｼｰﾄｼｬｯﾀｰ設置改修範囲のみと考えて宜しいでしょうか。御指示下さい。	C棟4階については、手術室部分の改修を行います。（A-075,A-076）
902	筑波大学附属病院 再整備計画 （改修） （建築工事）	A-033 A-035							既存棟改修後2､4階平面図に ｶﾞﾗｽﾌｨﾙﾑ貼りとありますが、不透明貼りと考えﾒｰｶｰ･品番がありましたら御指示下さい。	住友スリーエム　SH2MAMM（ミルキーミルキー）程度です。
903	筑波大学附属病院 再整備計画 （改修） （建築工事）	A-033 A-036 A-037 A-038							既存棟改修後2､5､6～8､9階平面図に 目隠しｼｰﾄ貼りとありますが、ﾒｰｶｰ･品番がありましたら御指示下さい。	住友スリーエム　SH2MAMM（ミルキーミルキー）程度です。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
904	筑波大学附属病院 再整備計画 （改修） （建築工事）	A-036 A-077 A-078 A-105							既存棟改修後5階平面図に 外窓:ｶﾞﾗｽ取替、内窓:新設（強化ｱｸﾘﾙ窓）とありますが、外窓:既存のｶﾞﾗｽ種類・厚さと改修のｶﾞﾗｽ種類・厚さが不明です。御指示下さい。	既存ガラス　FL-6mmとし、新設ガラス　T-6mmとします。
905	筑波大学附属病院 再整備計画 （改修） （建築工事）	A-036 A-077 A-078 A-105							上記で外窓:ｶﾞﾗｽ取替、内窓:新設（強化ｱｸﾘﾙ窓）とありますが、外窓:ｶﾞﾗｽのみ取替、内窓:新設によりｻｯｼｭが2重に取付になると考えて宜しいでしょうか。御指示下さい。	ご理解のとおりです。
906	筑波大学附属病院 再整備計画 （改修） （建築工事）	A-042							RC撤去壁の厚さについて、撤去するRC壁の厚さが不明です。全てt120と考えて宜しいでしょうか。御指示下さい。	特記無き限りｔ＝120としてください。
907	筑波大学附属病院 再整備計画 （改修） （建築工事）	A-042							RC壁の取り合いについて、既存垂壁W12aと増設耐震壁W20Aの取り合いの詳細が不明です。御指示下さい。	図面番号　S-003　内の質疑と解すると、特に一体化を図る必要はありません。
908	筑波大学附属病院 再整備計画 （改修） （建築工事）	A-042							撤去・改修平面詳細図 共通事項に 中央診察棟（C棟）:遮煙ｼｰﾄｼｬｯﾀｰ設置改修（5箇所） 中央診療棟の既存ELVに全て遮煙用ｼｰﾄｼｬｯﾀｰを設置することとありますが、建具記号・建具表が不明です。御指示下さい。	SS-K401と同等とします。
909	筑波大学附属病院 再整備計画 （改修） （建築工事）	A-043・ 60							改修の壁凡例RC-1・RC-2について、仕様が不明です。ご指示下さい。	RC-1:コンクリート打放し補修です。 RC-2:コンクリート打放し＋モルタル薄塗工法です。
910	筑波大学附属病院 再整備計画 （改修） （建築工事）	A-043・ 116							SD-塗203のW寸法について、平面詳細図よりW2200と考えて宜しいでしょうか。	B1F：2130、1F：2230，2・3F：2330　です。
									建具のか所数について、ｷｰﾌﾟﾗﾝと建具表にくい違いがありますが、ｷｰﾌﾟﾗﾝを正と考えて宜しいでしょうか。 符号　建具表　ｷｰﾌﾟﾗﾝ LD-K203　3か所　4か所 LD-K404　64か所　63か所	以下のか所数を正とします。 LD-K203　4か所 LD-K404　64か所 LD-K415　14か所 LD-K416　43か所 LHD-K407　11か所

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問			回答	
		頁	大項目	中項目	小項目	その他							
911	筑波大学附属病院 再整備計画 （改修） （建築工事）	A-043 ～089・ 105・ 106・ 108・ 110・ 114・ 116～ 118							LD-K415 LD-K416 LHD-K407 LHD-K417 PT-K234 AD-T245 AD-T412 PT-T230 PT-T300 SD-塗112 SD-塗406 SD-塗417 SD-塗422 LD-塗424 LD-塗425 F-塗402	13か所 43か所 10か所 6か所 1か所 1か所 8か所 1か所 2か所 3か所 19か所 2か所 2か所 59か所 9か所 4か所	14か所 42か所 11か所 7か所 2か所 無し 7か所 無し 1か所 2か所 17か所 無し 無し 60か所 8か所 無し	LHD-K417 PT-K234 AD-T245 AD-T412 PT-T230 PT-T300 SD-塗112 SD-塗406 SD-塗417 SD-塗422 LD-塗424 LD-塗425 F-塗402	7か所 2か所 無し 7か所 無し 1か所 2か所 17か所 無し 1か所 60か所 8か所 4か所
912	筑波大学附属病院 再整備計画 （改修） （建築工事）	－							上記質疑が異なる場合、正しいｷｰﾌﾟﾗﾝをご指示下さい。			No911を参照ください。	
913	筑波大学附属病院 再整備計画 （改修） （建築工事）	A-045・ 077							改修の間仕切凡例FW-2・FW-3について、仕様が不明です。ご指示下さい。			FW-2：LGS+GB-Ft21+21片面張り（耐火1時間） 耐火構造認定番号：FP060NP-0007同等品 FW-2：LGS+GB-Rt12.5+GB-Ht9.5（耐火1時間、遮音性能TLd-52）耐火構造認定番号：FP060NP-9073、遮音構造SOI-9053同等品 とします。	
914	筑波大学附属病院 再整備計画 （改修） （建築工事）	A-050 他							新B棟取合部の改修工事について、詳細が不明です。詳細図面を御提示下さい。			新B棟と既存棟との取り合い部改修については、新B棟の計画との整合性が必要となります。そのため、新B棟の実施設計において詳細を提案してください。	
915	筑波大学附属病院 再整備計画 （改修） （建築工事）	A-056 A-091							A棟2F240・250外来：無影灯において改修工事の詳細はﾃﾞｨﾃｰﾙｼｰﾄ(A-20)に記載されている無影灯ｱﾝｶｰ詳細(撤去)に倣って宜しいでしょうか。撤去・改修範囲と併せて御指示下さい。			ご理解のとおりです。無影灯の吊り部分を含め撤去とします。	

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
916	筑波大学附属病院 再整備計画 （改修） （建築工事）	A-057							新A棟3階の「耳鼻咽喉科」「眼科」の他、歯科についても【いながら改修】の記載があり、天井改修工事範囲外となっているが、設備配管等更新工事の範囲でもあると考えられます。この部分については、設備更新範囲外と考えてよいでしょうか。	「耳鼻咽喉科」「眼科」「歯科・口腔外科」「皮膚科」については、設備更新範囲内とし、いながら改修により天井は全面撤去新設（下地とも）とします。また、壁仕上げについても、改修を行い、既存のパーテションは清掃とします。
917	筑波大学附属病院 再整備計画 （改修） （建築工事）	A-060							OAﾌﾛｱ踏込の上り框の仕様・詳細を御指示下さい。	提案のﾒｰｶｰ仕様によります。
918	筑波大学附属病院 再整備計画 （改修） （建築工事）	A-61・ 105							2階平面詳細図7 男子更衣室(X2ー3通間､Y7通り)のLD-K405について､建具表の使用場所より､SD-K405と考えて宜しいでしょうか。	LDとお考え下さい。
919	筑波大学附属病院 再整備計画 （改修） （建築工事）	A-063							A棟3F食堂:移動間仕切において,貼替する表面材の仕様が不明です｡御指示下さい。	住友ｽﾘｰｴﾑ　ﾀﾞｲﾉｯｸﾌｨﾙﾑNCﾀｲﾌﾟ程度とします。
920	筑波大学附属病院 再整備計画 （改修） （建築工事）	A-063							A棟3F平面詳細図2に記載されている改修工事K1･2:ｶｳﾝﾀｰ清掃の施工箇所が不明です｡必要な場合は施工箇所を御指示下さい。	当該K-1、K-2は欠番とします。
921	筑波大学附属病院 再整備計画 （改修） （建築工事）	A-063・ 065・ 112							撤去建具表のLD-塗204･塗211について､平面詳細図より撤去建具の為､それぞれLD-T204･T211と読み替えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
922	筑波大学附属病院 再整備計画 （改修） （建築工事）	A-064							A棟3F化学療法室において以下のｶｳﾝﾀｰの仕様･詳細が不明です｡御指示下さい。 1. 化学療法ｶｳﾝﾀｰ 2. SSｶｳﾝﾀｰ	回答別紙を参照ください。
923	筑波大学附属病院 再整備計画 （改修） （建築工事）	A-077							各階 ｶｰﾃﾝﾎﾞｯｸｽの材種･厚み及び断面詳細が不明です｡御指示下さい。	スチール製　t1.6　SOP　150×150とします。
924	筑波大学附属病院 再整備計画 （改修） （建築工事）	A-077							各階 ﾍﾞｯﾄﾞ廻りｶｰﾃﾝﾚｰﾙ(吊)の仕様･詳細が不明です｡御指示下さい。	A-095　C-26によります。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
925	筑波大学附属病院 再整備計画 （改修） （建築工事）	A-077							各階 竪枠及び開口三方枠の仕様が不明です。御指示下さい。	三方枠：特記無き限り、A-097　D-18のスチール製とし、H2100、Wは、平面詳細図によります。
926	筑波大学附属病院 再整備計画 （改修） （建築工事）	A-077							B棟5F 4床室(X13/14･Y13/14間)のK6は､K7の収納ﾕﾆｯﾄと考えて宜しいでしょうか｡御指示下さい。	ご理解のとおりです。
927	筑波大学附属病院 再整備計画 （改修） （建築工事）	A-077 (K20)							窓額縁SOP塗替えについて､全ての既存ｻｯｼに施すものと考えて宜しいでしょうか｡御指示下さい。	ご理解のとおりです。
928	筑波大学附属病院 再整備計画 （改修） （建築工事）	A-077 A-078 A-079 A-081							B棟5ー11F ﾍﾟﾘﾒｰﾀｰｶﾊﾞｰについて､撤去と改修で食違いがあります｡下記の様に考えて宜しいでしょうか｡御指示下さい。 (1)WB-3(腰)･WB-1(腰)の記入ありの場合 部分詳細図1(A-14)による (2)WB-3(腰)･WB-1(腰)の記入ないの場合 清掃又は一部加工再設置	ご理解のとおりです。
929	筑波大学附属病院 再整備計画 （改修） （建築工事）	A-078							各室壁仕上げについて､RC-2とありますが凡例に見当たりません｡下記のように考えて宜しいでしょうか｡御指示下さい。 既存RC躯体面:ﾓﾙﾀﾙ金ｺﾞﾃt25下地 新設RC躯体面:ﾓﾙﾀﾙ薄塗りt5下地	ご理解のとおりです。
930	筑波大学附属病院 再整備計画 （改修） （建築工事）	A-078							ｴﾚﾍﾞｰﾀｰ扉清掃について､竣工時ｸﾘｰﾆﾝｸﾞ程度と考えて宜しいでしょうか｡御指示下さい。	ご理解のとおりです。
931	筑波大学附属病院 再整備計画 （改修） （建築工事）	A-078							厨房機器について既存再利用と考えて宜しいでしょうか｡上記が否の場合､撤去･改修となる厨房機器ﾘｽﾄを御指示下さい。	A棟地下1階の厨房は改修工事範囲外です。 A棟3階の食堂厨房機器の撤去・新設は改修工事範囲となります。撤去については、「新A棟、A棟、B棟及びC棟機械設備撤去図　機械設備工事（その2）・（その5）しゅん功図」の53、58図を確認してください。新設機器リストについては、改修実施設計　機械設備図　M-171、172を確認してください。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
932	筑波大学附属病院 再整備計画 （改修） （建築工事）	A-078 (K29)							B棟5F他 改修項目について、床補修とありますが、仕上げの程度を御指示下さい。	モルタル補修の上床仕上げ新設とします。
933	筑波大学附属病院 再整備計画 （改修） （建築工事）	A-082・ 105							6ー11階平面詳細図3 WC出入口（X3通り、Y4ー5通間）のSD-K421について、建具表がありませんが、建具表の使用場所より、LD-K421と読み替えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
934	筑波大学附属病院 再整備計画 （改修） （建築工事）	－							上記質疑が異なる場合、建具表をご指示下さい。	No933を参照ください。
935	筑波大学附属病院 再整備計画 （改修） （建築工事）	A-084							B棟9F ELV扉面排水溝について、下記の項目を御指示下さい。 (1)排水溝のｸﾞﾚｰﾁﾝｸﾞ蓋仕様・寸法 (2)排水溝の仕上・寸法	排水溝グレーチング：ステンレス製特殊格子蓋ノンスリップタイプ、D250 排水溝：防水モルタルコテt30　D200　とします。
936	筑波大学附属病院 再整備計画 （改修） （建築工事）	A-085							B棟10Fﾍﾟﾘﾒｰﾀｰｶﾊﾞｰ(K-2)新設の仕様・寸法を御指示下さい。	既存カバーと同等とします。
937	筑波大学附属病院 再整備計画 （改修） （建築工事）	A-087							B棟11Fｽｸﾘｰﾝﾎﾞｯｸｽ(K-1)L=2300の断面寸法が不明です。寸法を御指示下さい。	アルミ製W200×H200とします。
938	筑波大学附属病院 再整備計画 （改修） （建築工事）	A-090							仮設 撤去・改修 1階平面詳細図に 撤去建具表AW-1がありますが、ｶﾞﾗｽ種類・厚さが不明です。御指示下さい。	FL-6とします。
939	筑波大学附属病院 再整備計画 （改修） （建築工事）	A-090							仮設 撤去・改修 1階平面詳細図に 新設建具表AD-K601、K602 自動ﾄﾞｱがありますが、検出装置が不明です。御指示下さい。	赤外線反射方式とし、補助センサーも併設することとします。
940	筑波大学附属病院 再整備計画 （改修） （建築工事）	A-090							仮設 撤去・改修 1階平面詳細図の撤去AW-1のｶﾞﾗｽが不明です。ご指示下さい。	FL-6とします。
941	筑波大学附属病院 再整備計画 （改修） （建築工事）	A-090							仮設 撤去・改修 1階平面詳細図の風除室に記載のあるAD-K601・K602について、建具表の寸法より、X1通りをAD-K601、X2通りをAD-K602と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
942	筑波大学附属病院 再整備計画 （改修） （建築工事）	A-090 A-113							仮設 撤去･改修 1階平面詳細図に 新設建具表PT-K601 ｶｳﾝﾀｰがありますが､硝子は撤去 建具表4 姿図c-1､2に倣いFL-5と考えて宜しいでしょうか｡御指示下さい。	ご理解のとおりです。
943	筑波大学附属病院 再整備計画 （改修） （建築工事）	A-092 (A-21)							ICU病室 ｼｰﾘﾝｸﾞｺﾗﾑ補強吊金物について､移設となっておりますが､移設時期及び箇所数を御指示下さい。	10台とし、時期については、提案によります。
944	筑波大学附属病院 再整備計画 （改修） （建築工事）	A-093							既存の外壁断熱面の壁改修について､PBt12.5 GL工法と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
945	筑波大学附属病院 再整備計画 （改修） （建築工事）	A-054							上記質疑が正の場合､撤去･改修 1階平面詳細図7のAD-T601･塗602も同様にそれぞれAD-T602･塗601と読み替え､AD-塗601はｸﾘｰﾆﾝｸﾞが必要と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
946	筑波大学附属病院 再整備計画 （改修） （建築工事）	A-094							ｺｰﾅｰｶﾞｰﾄﾞについて､2種類の記載がありますが､使い分けが不明です｡御指示下さい。 ●木製ｺｰﾅｰｶﾞｰﾄﾞ(C-13) ●ｽﾁｰﾙ製ｺｰﾅｰｶﾞｰﾄﾞ(C-12)	全て樹脂製（木粉入り・抗菌性）のコーナーガードとする。
947	筑波大学附属病院 再整備計画 （改修） （建築工事）	A-094 (C10)							床見切縁の仕様について､FSTとFST2があります｡使い分けを御指示下さい。	A-104　建具表（共通）のとおりの使い分けとする。
948	筑波大学附属病院 再整備計画 （改修） （建築工事）	A-094 (C-18)							廊下他手摺の仕様について､ﾃﾞｨﾃｰﾙｼｰﾄ4内､C-18:手摺と同仕様と考えて宜しいでしょうか｡御指示下さい。	ご理解のとおりです。
949	筑波大学附属病院 再整備計画 （改修） （建築工事）	A-097 (D-18)							三方枠の仕様がｸﾞﾗﾌﾄﾏｰ系押出成形材とｽﾁｰﾙ製があります｡使い分けを御指示下さい。	三方枠：特記無き限り、A-097　D-18のスチール製とし、H2100、Wは、平面詳細図による。
950	筑波大学附属病院 再整備計画 （改修） （建築工事）	A-098 (E-4)							各室作業流し台の仕様について､ﾃﾞｨﾃｰﾙｼｰﾄ1内､E-4:流し台と同仕様と考えて宜しいでしょうか｡御指示下さい。	ご理解のとおりです。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
951	筑波大学附属病院 再整備計画 （改修） （建築工事）	A-099 (F-3・ 4)							便所内手洗いｶｳﾝﾀｰについて、ﾃﾞｨﾃｰﾙｼｰﾄ9に3種類ありますが、1と3の使い分けが不明です。(2はB1、2,3F職員用WCと記載あり)、また、鏡の有無については、各平面詳細図の改修項目に依るものと考えて宜しいでしょうか。併せて御指示下さい。	全てのカウンター（病室を除く）をF-4とします。 鏡については、平面詳細に明記されている物に加え、A-042の明記されている物とします。
952	筑波大学附属病院 再整備計画 （改修） （建築工事）	A-099 (F-6)							SKﾗｲﾆﾝｸﾞの仕様について、ﾃﾞｨﾃｰﾙｼｰﾄ9内、F-1:ﾗｲﾆﾝｸﾞと同仕様と考えて宜しいでしょうか。御指示下さい。	宜しい。F-1に示されている、壁掛け大便器設置場所については、表を削除するものとしてご理解ください。
953	筑波大学附属病院 再整備計画 （改修） （建築工事）	A-105							新設 建具表1に A棟 LD-K203 軽量鋼製片開きﾌﾗｯｼｭ扉 姿図記号A-1とありますが、硝子:F-4の指示があります。姿図記号A-1を正と考え硝子は不要と考えて宜しいでしょうか。御指示下さい。	ご理解のとおりです。
954	筑波大学附属病院 再整備計画 （改修） （建築工事）	A-105・ 106							LD-K206・K426・K427について、建具表で片面ﾌﾗｯｼｭと記載がありますが、軽量ｽﾁｰﾙ製建具の為、両面ﾌﾗｯｼｭと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
955	筑波大学附属病院 再整備計画 （改修） （建築工事）	A-106							新設 建具表2に B棟 LD-K427 軽量鋼製片開き片面ﾌﾗｯｼｭ扉 備考に観察窓とありますが、扉のみ取付、ｻｯｼｭは不要と考えて宜しいでしょうか。御指示下さい。	両面フラッシュの扉のみでガラスなしとします。
956	筑波大学附属病院 再整備計画 （改修） （建築工事）	A-107 ー109							新設建具表のｽﾁｰﾙﾊﾟｰﾃｨｼｮﾝについて、ｶﾞﾗｽの仕様・表面仕上・程度をご指示下さい。	A-104　建具表（共通）PT稼動間仕切り特記事項による。
957	筑波大学附属病院 再整備計画 （改修） （建築工事）	A-107 A-108							新設 建具表3ー4に 新A棟 PT-K101ーK122 ｽﾁｰﾙﾊﾟｰﾃｰｼｮﾝ 寸法が別図とありますが、図面が不明です。御指示下さい。	各階の平面詳細図を参照してください。
958	筑波大学附属病院 再整備計画 （改修） （建築工事）	A-110							SW-T423のW寸法について、A-110図姿図欄ではW114800、A-110図寸法欄ではW11540となっておりますが、A-110図姿図欄を正と考えて宜しいでしょうか。	W＝11540とします。
959	筑波大学附属病院 再整備計画 （改修） （建築工事）	A-110							SW-T426のW寸法について、A-110図姿図欄ではW2233、A-110図寸法欄ではW2263となっておりますが、姿図欄を正と考えて宜しいでしょうか。	W=2263とします。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
960	筑波大学附属病院 再整備計画 （改修） （建築工事）	A-110							撤去 建具表1に B棟 AD-T450 ｱﾙﾐ製嵌殺し付自動折戸がありますが、姿図がｶﾞﾗｽ入りですが、ｶﾞﾗｽ種類・厚さが不明です。御指示下さい。	T-6とします。
961	筑波大学附属病院 再整備計画 （改修） （建築工事）	A-110 ～ A-115							撤去 建具表1～6に 建具表と姿図で寸法が食い違う場合、建具表を正と考えて宜しいでしょうか。御指示下さい。 （例 B棟 SW-T423 建具表W11540　姿図W11480）	指摘場所については、W11540とします。
962	筑波大学附属病院 再整備計画 （改修） （建築工事）	A-111							撤去 建具表2に B棟 LD-T423 軽量鋼製額入ｶﾞﾗﾘ付両開きﾌﾗｯｼｭ扉 姿図記号B-6とありますが、硝子の指示がありません。FL-5と考えて宜しいでしょうか。また、ｶﾞﾗﾘ付とありますが、姿図記号B-6にはありません。御指示下さい。	ガラスについてはFL-5とし、ガラリについては、無しとしてください。
963	筑波大学附属病院 再整備計画 （改修） （建築工事）	A-111							撤去 建具表2に B棟 LD-T425 軽量鋼製額入ｶﾞﾗﾘ付片開きﾌﾗｯｼｭ扉 姿図記号D-1とありますが、D-1は額入りがありません。姿図を正と考えて宜しいでしょうか。御指示下さい。	ご理解のとおりです。
964	筑波大学附属病院 再整備計画 （改修） （建築工事）	A-111							撤去 建具表2に B棟 LD-T444、445 軽量鋼製額入ｶﾞﾗﾘ付片開きﾌﾗｯｼｭ扉 姿図記号D-3とありますが、硝子の指示がありません。FL-5と考えて宜しいでしょうか。御指示下さい。	ご理解のとおりです。
965	筑波大学附属病院 再整備計画 （改修） （建築工事）	A-111							撤去 建具表2に B棟 LD-T446 軽量鋼製額入ｶﾞﾗﾘ付両開きﾌﾗｯｼｭ扉 姿図記号B-6とありますが、硝子の指示がありません。FL-5と考えて宜しいでしょうか。御指示下さい。	ご理解のとおりです。
966	筑波大学附属病院 再整備計画 （改修） （建築工事）	A-111							撤去 建具表2に B棟 LD-T416がありますが、欠番と考えて宜しいでしょうか。御指示下さい。	ご理解のとおりです。
967	筑波大学附属病院 再整備計画 （改修） （建築工事）	A-112							撤去 建具表3に A棟 LD-T213、216、217 軽量鋼製ｶﾞﾗﾘ付親子開きﾌﾗｯｼｭ扉 姿図記号D-10とありますが、姿図ではｶﾞﾗｽ入りですが、硝子は不要と考えて宜しいでしょうか。御指示下さい。	ガラスはFL-5とします。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
968	筑波大学附属病院 再整備計画 （改修） （建築工事）	A-116							AD-塗211の寸法について､A-116図姿図欄では W1603xH2575､A-116図寸法欄ではW1630xH2600と なっておりますが､姿図欄を正と考えて宜しいでしょうか。	W1603×H2600とします。
969	筑波大学附属病院 再整備計画 （改修） （建築工事）	A-116 ～ A-118							再塗装 建具表1～3に 建具表と姿図で寸法が食い違う場合､建具表を正と考えて宜しいでしょうか｡御指示下さい。 (例 A棟 AD-塗211 建具表W1630　姿図W1603)	食い違う箇所を明示してください。
970	筑波大学附属病院 再整備計画 （改修） （建築工事）	A-118							再塗装 建具表3に B棟 SS-塗401 寸法は姿図よりW1630 H2250と考えて宜しいでしょうか｡御指示下さい。	ご理解のとおりです。
971	筑波大学附属病院 再整備計画 （改修） （電気設備工事）	-							電話設備について、電話機新設設置となっております。 各棟の電話機台数をご指示ください。	後日提示する予定です。
972	筑波大学附属病院 再整備計画 （改修） （電気設備工事）	E-092							テレビ共聴システムで地上波デジタル放送対応の工事は必要となりますでしょうか。ご指示ください。	必要となります。
973	筑波大学附属病院 再整備計画 （改修） （機械設備工事）	-							各所便所の衛生器具、その配管は更新するため、ライニング・床（防水）等の撤去復旧仕上げ工事は建築工事としてよろしいでしょうか	事業者の工事区分によります。
974	筑波大学附属病院 再整備計画 （改修） （機械設備工事）	-							各シャフト内のﾀﾞｸﾄ・配管は新設後、既存撤去可能なスペースがあると理解してよろしいでしょうか？	事前調査の上、配管スペースを確保可能な施工方法等を検討し、ダクト・配管の新設撤去を行ってください。
975	筑波大学附属病院 再整備計画 （改修） （機械設備工事）	-							各機器室は、機器新設後、既存撤去可能なスペースがあると理解してよろしいでしょうか？	事前調査の上、機器更新スペースを確保可能な施工方法等を検討し、機器類の新設撤去を行ってください。
976	筑波大学附属病院 再整備計画 （改修） （機械設備工事）	M-003	Ⅱ	21、22					引渡しを要する発生材（鉄類）、建築発生土の集積場所は病院地区内と考えて宜しいでしょうか。	中央機械室脇廃棄物置き場といたします。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
977	筑波大学附属病院再整備計画（改修）（機械設備工事）	M-003	Ⅲ	5	1				EAダクトの外壁面から1mを保温する。とありますが、要求水準書のP.82､103ではEAダクトは外壁面より3mまで保温を行うとなっています。改修部分は要求水準書は適用せず設計図通りと考えて宜しいでしょうか。	要求水準書の82頁及び103頁を改修部分に適用します。
978	筑波大学附属病院再整備計画（改修）（機械設備工事）	M-004	Ⅵ	3	1				排水配管の管材は硬質塩化ビニル管となっていますが、耐火二層管（ＶＰ）は使用可能でしょうか	ご理解のとおりです。
979	筑波大学附属病院再整備計画（改修）（機械設備工事）	M-004	Ⅳ	2	2	1			補給水管の配管種別は一般配管用ステンレス鋼管と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
980	筑波大学附属病院再整備計画（改修）（機械設備工事）	M-004 M-005							Ａ棟撤去図の機器表内_印部は、既に撤去済みと理解してよろしいでしょうか？	A棟についてはご理解のとおりです。図中図印部分は撤去範囲外の機器を示します。
981	筑波大学附属病院再整備計画（改修）（機械設備工事）	M-011							同上エリアで、設備撤去図には厨房内メイン排気ﾀﾞｸﾄ・排煙ﾀﾞｸﾄが撤去予定ですが、改修図には改修内容が明記されていません。撤去図通りの範囲撤去のみと理解してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
982	筑波大学附属病院再整備計画（改修）（機械設備工事）	M-215 ～ M-230							消火設備（ｽﾌﾟﾘﾝｸﾗｰ、連送等）系統図がありません。ご教示願います。	主配管の更新は行わない為、系統図は割愛しました。
983	筑波大学附属病院再整備計画（改修）（機械設備工事）	M-277							ｻﾌﾞｾﾝﾀｰの改修図面がありますが、改修工事範囲内でしょうか？（基幹整備工事とは別でしょうか？）	既存棟改修工事の工事区分とします。
984	筑波大学附属病院再整備計画（改修）（機械設備工事）	M-085							Ｃ棟４階の遡及工事範囲外の部分の図面がありません。ダクト他の変更がある場合は内容をご指示願います	C棟4階改修部分については改修実施設計図M-080を参照願います。
985	筑波大学附属病院再整備計画（改修）（機械設備工事）	H-001							既設気送管設備は改修工事着工と同時に使用はしない、仮設気送管は不要と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
986	入札説明書 質問回答	10	68						「事業者の開業に伴う諸費用」について、会計上の創立費及び開業費（会社設立後、営業開始までに要した人件費等のSPC運営費）の合計を指すのか、という質問に対して、ご理解のとおりとのご回答がありますが、人件費等の「等」には、本事業のSPCの開業（本事業においては統括マネジメント業務の開始）に必要である諸費用が、人件費に限らず広く含まれる、という理解で宜しいかご教示ください。	ご理解のとおりです。
987	入札説明書 質問回答	11	75						より厳密に言えば、「事業契約第63条第8項に基づき、全ての医療機器等の所有権が大学に移転される日の2銀行営業日前の日」ではないでしょうか。	ご理解のとおりです。
988	要求水準書（案）等に対する質問・回答　(8月10日)	5	N0, 206 他						要求水準書（案）等に対する 質問 回答 の中で、、現状のISOマニュアルを頒布する予定という回答がいくつか 見られますが、頒布予定日、あるいはどこを検索すれば確認できるかをお教え頂けますか。	参加表明した応募者に本質問回答と同時に頒布します。
989	要求水準書（案）等に対する質問・回答　(8月10日)	11	N0, 23						要求水準書（案）等に対する 質問 回答 の中で、公告活動費に関する資料について、入札公告時に公表とありますが、どこを検索したら確認できるかをお教え頂けますか。	要求水準書の費用負担区分表をご確認ください。
990	要求水準書（案）等に対する質問・回答　(8月10日)								要求水準書（案）等に対する 質問 回答 の中で、院内感染マニュアル等につきましても、頒布予定日、あるいは どこを検索すれば確認できるかをお教え頂けますか。	参加表明した応募者に10月22日に頒布した参考資料をご確認ください。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
991	要求水準書（案）に関する質問回答書	19	130						要求水準書（案）に関する質問回答書NO.130において、新B棟及びホール・渡り廊下の床面積の増減の許容範囲の質疑がありますが、その回答として「面積減について1%までとする」とあります。様式集3-3施設整備業務の計画諸元表には、(1)病院施設の表及び注記「新棟接続部、提案による増築部など、面積が増減する部分について記載してください」と記載してあります。以上より、面積増減（特に面積減）については、新B棟、ホール・渡り廊下各棟毎の床面積で規定していると考えてよろしいでしょうか。あるいは、各棟別では1%以上の減になっていても、全体延床合計で１％以下の減であればよろしいでしょうか。	全体延べ面積で全体延床合計で１％以下の減であればよろしい。
992	要求水準書（案）に関する質問回答書	20	136						要求水準書（案）に関する質問回答書において、「階高や天井高については提案可能」等の回答がありました。また、要求水準書P53には「既存棟は・・充分な階高ではない・・新B棟は充分な階高を確保するのが望ましい」とあります。これに対してP69の要求水準では「1階から5階は既存棟と段差なくフラットに連絡」とあり、前述の文章とニュアンスの相違があります。 将来の更新等を考慮し、設計の合理性を示した上で、新棟1階から5階の階高について、既存B棟とフラットに連絡しない提案をすること、またそれにより、新B棟と既存B棟の各階の断面構成が基本設計とは異なる場合、この提案が失格要件にならないと判断してよろしいでしょうか。要求水準書中の文章の整合性と階高の取り扱いについてご教示下さい。	部門構成の遵守を求めている趣旨は、病院機能の骨格となる部門構成を現段階で概ね固定し、整備方針を明確にするところにあります。以上を踏まえ、機能等に遜色がない提案が可能であれば失格要件とはなりませんが、著しく機能等が低下する提案は要求水準の未達となる可能性があります。既存棟との連絡方法についても同様です。 新B棟の充分な「階高」は「天井内の有効スペース」と理解することにより、既存B棟と１階から５階においてフラットに連続させることとは相矛盾するものではありません。そのため、限定された階高の中で求められる機能性や将来への対応方法につき効果的な提案を求めます。
993	要求水準書（案）に関する質問回答書	27	180						要求水準書（案）に関する質問回答書No.180に「特高監視と既存監視場所は2箇所設置する」とあります。この場合、特高受変電監視は特高監視室、医学中央監視は既存中央監視室の２カ所になるのでしょうか。また、監視要員は特高監視と医学中央監視と別要員となるのでしょうか。	特高監視を行う場所は、医学中央機械室内の特高受変電室特高監視盤、医学中央機械室2階の既設監視装置（更新が必要）、新B棟の中央監視設備の計3ヵ所です。 特高監視要員は、新B棟には不要で、医学中央機械室に必要となります。なお、特高監視については、医学学群を含めた医学地区全体の管理となるため、PFI事業範囲外となります。

入札説明書等に関する質問への回答（第2回）

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	大項目	中項目	小項目	その他				
994	要求水準書（案）等に対する質問・回答　(8月10日)	30	N0, 204						要求水準書（案）に対する質問・回答の中で、現状の委託状況も踏まえた病院全体人員体制、業務日、業務時間等、現時点での 確約ではないが見通し 等は、入札公告後に頒布の予定、とありますが、予定日あるいは検索場所 等をお教え下さい。	参加表明した応募者に本質問回答と同時に頒布します。
995	要求水準書（案）等に対する質問・回答　(8月10日)	52							要求水準書（案）等に対する 質問 回答 の中で、管理対象 ME機器のリスト及び台数は入札公告時に公表、とありましたが 台数についての掲載がありませんでした、今後 公表されるかどうかを お教え下さい。	現状のＭＥセンターの管理機器台数について、参加表明した応募者に本質問回答と同時に頒布します。
996	要求水準書（案）等に対する質問・回答　(8月10日)	59	N0, 395						要求水準書（案）に対する質問・回答の中で、時間外の外来患者数、疾病内容に関するデータは 入札公告後に頒布の予定、とありますが、予定日あるいは検索場所 等をお教え下さい。	参加表明した応募者に10月22日に頒布した参考資料をご確認ください。
997	要求水準書（案）等に対する質問・回答　(8月10日)	62	N0, 409						要求水準書（案）等に対する 質問 回答 の中で、電話予約センター業務のフローについて、病院が作成するＩＳＯマニュアルを入札公告後に頒布の予定、とありますが、予定日あるいは検索場所 等をお教え下さい。	No988を参照ください
998	要求水準書（案）等に対する質問・回答　(8月10日)	63	N0, 422						要求水準書（案）等に対する 質問 回答 の中で、業務区分表の その他 の調査資料作成について、現状をベースとした 基本的な作成資料の一覧を入札公告後に頒布予定 とありますが、予定日あるいは検索場所 等をお教え下さい。	参加表明した応募者に10月22日に頒布した参考資料をご確認ください。
999	要求水準書に関する質問回答書	5							質問No28の回答にある「看護部職員の勤務時間等に関する細則」を入札公告後に頒布する予定とのことですが、その時期についてご教示ください。	参加表明した応募者に本質問回答と同時に頒布します。
1000	その他								実施方針の参考資料1において大学の財務・会計の概要等について公表して頂いておりますが、本PFI事業を予定している期間の事業収支等を公表されるご予定はありますでしょうか。あるとすればいつごろになるでしょうか。ご教示ください。	公表する予定はありません。